

トピックス (→は詳細情報記載ページ)

食品接触材料等のひと健康に係る規制動向

- インドネシア WTO 通報「G/SPS/N/IDN/152 「食品包装に関するインドネシア食品医薬品局規則案」2024年11月28日 (→p.55)

インドネシアの PL/NL 制度は次の経緯を辿ってきた。

版	タイトル	公布日
1	医薬品食品管理局規則 HK.03.1.23.07.11.6664	2011年7月12日
2	医薬品食品管理局規則 2019年第20号 (WTO 通報 G/TBT/N/IDN/133)	2021年4月19日
3	医薬品食品管理局規則 2019年第20号改正案 関係者協議稿	2023年2月
	同一般協議稿	2023年10月31日
	同 WTO 通報 G/TBT/N/IDN/133/Add.1	2024年8月1日
	同 WTO 通報 G/TBT/N/IDN/152	2024年11月28日

第1条～第13条

- － 付録 I.認可された食品包装材料
- － 付録 II.移行試験
- － 付録 III.再利用を目的としたプラスチック食品包装材料の総移行量試験及び特定移行量試験
- － 付録 IV.食品包装としての使用が認可されている食品接触物質
- － 付録 V.食品包装としての使用が禁止されている食品接触物質
- － 付録 VI.審査申請記入例

食品接触材料等の環境問題に係る規制動向

- タイ 「持続可能な包装管理法案」2024年3月14日 (→p.10)
- インド官報「環境森林気候変動省告示 G.S.R.201(E)」により 2024年プラスチック廃棄物管理改正規則を公布した。2024年3月14日 (→p.158)

EPR 制度強化の下、プラスチック包装廃棄物リサイクル%のターゲットが示された。  
インドのプラスチック廃棄物管理規則はつぎの経緯を辿っている。

規則	公布日
プラスチック廃棄物管理規則 2016	2016 年 3 月 21 日
プラスチック廃棄物管理（改正）規則 2018	2018 年 3 月 31 日
プラスチック廃棄物管理（改正）規則 2021	2021 年 8 月 12 日
プラスチック廃棄物管理（二次改正）規則 2021	2021 年 9 月 17 日
プラスチック廃棄物管理（改正）規則 2022	2022 年 2 月 17 日
プラスチック廃棄物管理（二次改正）規則 2022	2022 年 7 月 7 日
プラスチック廃棄物管理（改正）規則 2023	2023 年 4 月 27 日
プラスチック廃棄物管理（二次改正）規則 2023	2023 年 10 月 30 日
プラスチック廃棄物管理（改正）規則 2024	2024 年 3 月 14 日

この中で、2022 年 2 月 17 日公布されたプラスチック廃棄物管理（改正）規則 2022 において、拡大生産者責任（EPR）制度が導入され、EPR 制度の下、リサイクルに係る多くのターゲットが設定された。これらの中には、EU の包装及び包装廃棄物規則（PPWR）案のリサイクルターゲットと内容的に近いものがある。

PPWR に影響を受けたリサイクル事業環境拡大の下、インドの生産業者、輸入業者、ブランドオーナーでは、リサイクルターゲットが原則 2022 年の規則どおり施行されると予測している。

●オーストラリア「包装規制の改革」2024 年 9 月 27 日（→p.220）

包装の循環型経済実現を目指し、業界（オーストラリア包装協定機構 APCO）主導から国主導の包装規制に変えるための一般協議

●NZ「リサイクルが困難なプラスチックと使い捨てプラスチックの段階的廃止」2024 年 5 月 16 日更新（→p.224）

代表的プラスチックのリサイクル可能性を 3 段階で評価。

食品接触材料等の製造に使用される化学物質の規制動向

●特になし。



## 全動向の概要（月度順）

(2023年12月)

- インドネシア「BPOM 長官の規則案」2023年12月

<https://jdih.pom.go.id/view/slide/36d661eb6acc5c5d6d94adb57bab6eb/1543/-/2023>

「2023年10月31日医薬品及び食品管理庁番号 ... 年 ... 食品包装に関する規則草案」  
2023年12月15日公表

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1543/-/2023>

<https://standarpangan.pom.go.id/nspk/vewoneuud?nldocfle=1701835689-2023-12-06co181.pdf&scrurefle=17000405662023111581&nlemlplku=&scruety=>

(2024年1月)

- フィリッピン WTO 通報「G/TBT/N/PHL/320 おもちゃ及び育児用品の認可発行を管理するルール及び規則」2024年1月5日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/PHL320.pdf&Open=True>

- 「使い捨て木製食器」2024年1月6日

<https://a.tisi.go.th/t/?n=7506>

- シンガポール食品庁「発泡ポリスチレン容器の安全な使用について」2024年1月24日

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/risk-at-a-glance>

(2024年2月)

- NZ「新しいリサイクル規則 - 専門家の反応」2024年2月1日

<https://www.sciencemediacentre.co.nz/2024/02/01/new-recycling-rules-expert-reaction/>

ガイドライン「家庭のリサイクルと食品廃棄物の収集の改善」2024年1月31日

<https://environment.govt.nz/what-government-is-doing/areas-of-work/waste/improving-household-recycling-and-food-scrap-collections/>

- NZ WTO 通報「G/SPS/N/NZL/730/Add.1 輸入における回収、再加工、リサイクル又は

廃棄される廃棄物への衛生基準」2024年2月28日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NNZL730A1.pdf&Open=True>

「回収、再加工、リサイクル又は廃棄される廃棄物」2024年2月26日

[https://members.wto.org/crnattachments/2024/SPS/NZL/24\\_01682\\_00\\_e.pdf](https://members.wto.org/crnattachments/2024/SPS/NZL/24_01682_00_e.pdf)

●NZ WTO 通報「G/SPS/N/NZL/730/Add.1 輸入健康基準 回収、再加工、リサイクル又は廃棄のための廃棄物」2024年2月28日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NNZL730A1.pdf&Open=True>

(2024年3月)

●タイ「持続可能な包装管理法案」2024年3月14日

[https://law.go.th/listeningDetail?survey\\_id=MzQ4N0RHQV9MQVdfRJPTIRFTkQ=](https://law.go.th/listeningDetail?survey_id=MzQ4N0RHQV9MQVdfRJPTIRFTkQ=)

●インド官報「環境森林気候変動省告示」2024年プラスチック廃棄物管理改正規則 2024年3月14日

[https://www.bl-india.com/download/epr/Plastic%20Waste%20Management%20\(Amendment\)%20Rules%202024.pdf](https://www.bl-india.com/download/epr/Plastic%20Waste%20Management%20(Amendment)%20Rules%202024.pdf)

●ヴェトナム WTO 通報「G/SPS/N/VNM/156 保健大臣が公布した食品安全に関する多数の法的文書の修正、補足、廃止に関する回覧草案。」2024年3月21日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NVNM156.pdf&Open=True>

●NZ「新しい枠組みはタイヤ廃棄物の大幅な削減を目指す」2024年3月28日

<https://environment.govt.nz/news/new-scheme-aims-to-significantly-reduce-tyre-waste/#:~:text=Tyrewise%20aims%20to%20double%20the,90%20per%20cent%20by%202030.>

(2024年4月)

●ベトナム「G/TBT/N/VNM/293 ベトナムの輸出入商品リストに従って商品コードで特

定され、保健省の責任の下、国の食品安全検査を受けねばならない食品、食品添加物、器具、包装材料、及び食品容器のリストを公布する通達草案」2024年4月4日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/VNM293.pdf&Open=True>

(2024年5月)

●NZ「リサイクルが困難なプラスチックと使い捨てプラスチックの段階的廃止」2024年5月16日更新

<https://environment.govt.nz/what-government-is-doing/areas-of-work/waste/plastic-phase-out/>

(2024年6月)

●タイ WTO 通報「G/TBT/N/THA/671/Rev.1 食品接触材料及び成形品(ICS code(s): 67.250) ; 食器、カートレイ及び皿(ICS code(s): 97.040.60)」2024年6月25日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/THA671R1.pdf&Open=True>

(2024年7月)

●「G/TBT/N/THA/691/Rev.1 食品用プラスチックバッグの工業製品を標準 B.E. ....に準拠するよう規定する省令草案」2024年7月1日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/THA691R1.pdf&Open=True>

「G/TBT/N/THA/692/Rev.1 電子レンジ対応食品の再加熱用プラスチックバッグの工業製品を標準 B.E. ....に準拠するよう規定する省令草案」2024年7月1日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/THA692R1.pdf&Open=True>

(2024年8月)

●インドネシア WTO 通報「G/TBT/N/IDN/133/Add.1 食品包装に係るインドネシア食品医薬品庁 (FDA) 規則インドネシア 2019 年第 20 号」2024年8月1日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/IDN133A>

[1.pdf&Open=True](#)

●インド「FSSAI はインドの食品のマイクロプラスチック汚染に対処するプロジェクトを開始する」2024年8月18日

<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2046403>

(2024年9月)

●オーストラリア「廃棄物を抑制する素晴らしい新たなバイオプラスチックハブ」2024年9月2日

<https://www.minister.industry.gov.au/ministers/husic/media-releases/fantastic-new-bioplactic-hub-keep-lid-waste>

●NZ ScienceMediaCentre「マイクロプラスチック汚染による『広範囲にわたる被害』が予測される — 専門家の反応」2024年9月20日

<https://www.sciencemediacentre.co.nz/2024/09/20/widescale-harm-predicted-from-microplastics-pollution-expert-reaction/>

●オーストラリア「包装規制の改革」2024年9月27日

<https://consult.dccew.gov.au/reform-of-packaging-regulation>

包装規制改革協議文書

[https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform\\_of\\_Packaging\\_Regulation\\_Consultation\\_paper.pdf](https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform_of_Packaging_Regulation_Consultation_paper.pdf)

(2024年10月)

●オーストラリア気候変動エネルギー環境水資源省 (DCCEEW)「リサイクル材のトレーサビリティのための国家枠組み」2024年10月25日

<https://www.dccew.gov.au/environment/protection/waste/recycled-content-traceability>

(2024年11月)

●タイ工業標準「1027-2567 食品用プラスチックバッグ」2024年11月4日

<https://a.tisi.go.th/t/?n=7896>

「3022-2567 電子レンジ再加熱用食品用プラスチックバッグ」2024年11月4日

<https://a.tisi.go.th/t/?n=7897>

●タイ WTO 通報「G/TBT/N/THA/747/Add.1 アルコール飲料管理通報、製造又は輸入されるアルコール飲料の警告メッセージを含む包装に関する規則、手順、条件、B.E. 2567(2024)」2024年11月22日

●インドネシア WTO 通報「G/SPS/N/IDN/152 「食品包装に関するインドネシア食品医薬品局規則案」2024年11月28日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NIDN152.pdf&Open=True>

「インドネシアの食品包装に関する医薬品及び食品管理庁規則」

[https://members.wto.org/crnattachments/2024/SPS/IDN/24\\_07823\\_00\\_x.pdf](https://members.wto.org/crnattachments/2024/SPS/IDN/24_07823_00_x.pdf)

(2024年12月)

●タイ WTO 通報「G/TBT/N/THA/613/Rev.1 飲料水用プラスチック容器の工業製品をB.E.規格...に準拠させる省令案」2024年12月4日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/THA613R1.pdf&Open=True>

タイ「持続可能な包装管理法案」2024年3月14日

[https://law.go.th/listeningDetail?survey\\_id=MzQ4N0RHQV9MQVdfRIJPTIRFTkQ=](https://law.go.th/listeningDetail?survey_id=MzQ4N0RHQV9MQVdfRIJPTIRFTkQ=)

聴取の名称

持続可能な包装管理法案に関する意見聴取フォーム

影響を受ける人

包装材料を製造又は輸入する企業、流通業者、消費者、使用済み包装材料を収集する専門家、運送業者使用済み包装材料の処理・処分、地方公共団体、官公庁

背景（課題と目標）

現在、包装廃棄物や使用済み包装の量が増加している。また、使用済みのガラス、紙、金属、プラスチックなどの包装材料は一般廃棄物として廃棄される。これは地方行政機関の固形廃棄物管理能力を超えている。誤った管理を引き起こし、そして陸と海の両方の自然に漏洩する。これら包装材料は、依然、人の消費ニーズを満たす新しい製品を製造するために再利用される可能性がある。包装を製造又は輸入し、その使用から利益を得る企業は、公の消費後の包装材料に対して役割を果たし、最終的に廃棄する前に再利用するため責任を負う必要がある。持続可能な包装管理を促進する様々な対策や活動の実施を支援する体系的かつ包括的で、義務と責任が定義され、フォローする組織がある様々な分野の参加を得て、包装管理が学術原則に準拠していることを確認し、効果的かつコスト効率が高い経済を促進し、環境を保全する法律が必要である。

聴取される法案又は法律の原則又は重要ポイントの説明。

この法律案は、天然資源環境大臣の指定を受けて4つのセクションの53条からなり、包装管理を規定するという重要な内容となっている。この法律に従って行動する概要の詳細は次のとおり。

## 1. 法の適用範囲

この法律の範囲は、次の範囲を定義する第3条の重要な定義により決定される。「持続可能な包装管理」は、製品ライフサイクル全体の活動を対象とする。設計から廃棄物管理まで再生可能資源と枯渇資源の両方について、循環経済のバタフライモデルに従って資源回収の

オプションを指定する。また、残渣廃棄物の処理と処分、及び使用済みの包装材料の自然界への漏洩から生じる環境影響の修復も対象となる。

「持続可能な包装管理」とは、原材料の選択、設計、生産、使用、再利用を意味する。回収・分別・再利用産業及び家庭の分解エネルギーへ変換する包装材料の処理と安全な廃棄循環経済システムの原則に従って、環境影響を防止又は軽減するだけでなく、材料リサイクル及び廃棄物の削減における技術の発展と革新を考慮する。

しかしこれは、製品の使用期間の特定の段階における包装管理が、既存の法律、省令、規則、規則によって規制されているためである。産業廃棄物の処理・処分輸出入だけでなく、特に業界標準の設定と生産、加工、再利用のプロセスの監督の分野で重要である。従って、この法案は、システム内に存在するギャップを埋めるメカニズムの構築、即ち、拡大生産者責任又はEPRの原則に従って、包装材料の生産と使用の間のリンクを作成し、使用済み包装材料を収集して使用することを強調している。

この法案の目的は、製造業者が依然として必要とされる包装材料の使用を防止するため使用できる政策手段を確立することである。再利用のための使用済み製品の包装材管理システムを整備する必要がある。セクション3では、一般廃棄物とは別に、使用される一次包装と二次包装、製品の包装の両方を対象とする「包装」の定義を規定している。

輸送中に製品を保護する三次包装は製品の販売促進に使用される。1回の使用及び使い捨ての器具だけでなく包装と一緒に使用され、一緒に管理して問題解決の最大の結果を達成できる。但し、定義の第2項に示されているとおり、包装の使用を減らすため消費者が購入できる、何度も再利用できるように設計された容器、袋、箱、設備などは除外される。

「包装」とは、包装、梱包、輸送、取扱い、保護、販売促進に使用される容器、カバー、箱、又はあらゆる資材を意味する。製品の上市又は販売の包装の付属品又は使い捨て器具を含むものとする。

第1項に基づく包装には、何度も再利用できるように設計され、製品とは別に販売される容器、袋、箱、又は器具は含まれない。

最後に、各包装材料の使用には多数の作業者が関与する可能性があるため、EPR原則に基づいて法的責任を負う作業者を明確に特定することが重要である。「持続可能な包装管理を担う企業」は、包装に適した包装のデザインや選択を決定できるため、製品ラベルの第一所有権の原則を遵守する。可能な限り製品を輸送し、販売する製品の所有者が自分で生産する

か、他の人に生産を依頼するかは関係ない。但し、これを直接行うことができないケースが 3 つある。生産を依頼する人が海外にいる場合である。海外から商品を輸入する場合、又、使い捨て用に設計された包装が製品とは別に販売されるように製造又は輸入される場合、事業者は 3 つのグループに分類されなければならないが、輸出される包装はこれらの事業者の責任の一部としてカウントされない。

「持続可能な包装管理を担う企業」とは、次を指す。

(1) 独自の製品ラベルの下で包装を使用する製品を製造する製造業者又は請負業者。生産を受託している者、又は商品の生産権を受託している者、生産のために雇用された人又は商品ラベルの所有者がタイにいない場合も含む。

(2) 自社又は他社の製品ラベルで包装が使用されている製品の輸入業者。

(3) (1)に該当しない者で、製品の包装に使用される、又は不特定多数への販売を目的とした包装の製造業者又は輸入業者。

第 1 項に基づく事業者には、包装又は輸出用包装を使用する製品の生産者又は輸入業者は含まれない。

## 2. ガバナンス体制

この法案は天然資源環境大臣が主査を務める。但し、持続可能な包装管理の範囲には多くの機関の権限と義務が含まれるため、これはセクション 4 に基づく代理人であり、汚染管理局が主な機関である。ガバナンス体制は、経営委員会による「持続可能な包装管理方針委員会」と「持続可能な包装管理委員会」の 2 段階の委員会によるステークホルダーの調整と参加を原則としている。同法に基づき、持続可能な包装管理に関する様々な問題について助言や意見を提供する責任を負う。

## 3. 持続可能な包装管理の推進

セクション 1 持続可能な包装管理推進方針は、サブセクション 1 持続可能な包装管理政策委員会とサブセクション 2 持続可能な包装管理推進の方針と計画の 2 つのサブセクションで構成される。

## 4. 持続可能な包装管理

セクション 2 持続可能な包装管理は、サブセクション 1 持続可能な包装管理委員会とサブセクション 2 持続可能な包装管理対策の 2 つのサブセクションから構成される。

このセクションの法案には、包装を管理するための政策ツールが含まれている。これらは 2 つのグループに分類できる。包装を製造及び輸入する人々に直接影響を与えるツール、包装のバリューチェーン内の他の関係者が、循環経済の原則に従って使用済み包装の削減と回収を促進する役割を果たすためのツールである。公害防止局は、この法律の実施を支援するため、情報システムを通じて情報を収集し、伝達する中央機関である。

## 5. 持続可能な包装管理

セクション 3 持続可能な包装管理は、サブセクション 1：持続可能な包装管理を担当する事業者の義務、サブセクション 2：持続可能な包装管理を担当する組織、及びサブセクション 3：使用済み製品の包装管理の 3 つのサブセクションに分かれている。

持続可能な包装管理を担当する企業には、消費者使用後の包装を管理するための 2 つの選択肢がある。IPR（個人生産者責任）ガイドラインに沿って独自の持続可能な包装管理計画を提出するか、公害防止局に登録されている確立された持続可能な包装管理を担当する組織の持続可能な包装管理計画に参加することで、企業の持続可能な包装管理計画により、この法律に従って PRO（生産者責任組織）として行動することである。PRO の持続可能な包装管理計画は、持続可能な包装推進方針及び計画に定められた回収及びリサイクル目標を遵守する。更に、企業や PRO 団体は、目標を超えた廃棄物の回収と再利用の影響を軽減するため、使用済みの包装が自然に流出する問題を防止又は解決するためのプロジェクトや活動を行う必要がある。これが、包装を持続可能な方法で管理する必要がある理由である。環境影響を軽減するため料金を支払う必要はなくなるが、事業者又はプロが使用済み包装を目標どおりに回収できなかった場合、この不足した包装の量に対する罰金を支払う必要がある。環境影響を軽減するための手数料率が公表されており、その収入は環境基金に寄付される。

企業が自ら実行することを選択する持続可能な包装管理計画と PRO の持続可能な包装計画は、収集システム要件が大きく異なる。事業者は使用済み包装を収集し、目的を達成するため再利用にできる限りの行動を取ることができるが、PRO 組織はタイ全 77 県で使用済み包装を収集するネットワークを持っている必要がある。この要件は、地方行政機関、廃棄物分別専門家、廃品回収業者が使用済みの包装を他の固形廃棄物から分別することを保証するものである。全ての州はリソースを確保し、収集した使用済み包装を PRO ネットワーク内の標準化された施設に送ることができる。但しこの要件は、PRO が全国の地方行政組

織にそれをサポートする義務があることを意味するものではない。地方行政機関及び地方行政機関に登録されている古紙回収業者を選定し、実績に基づいて契約管理を行うことができる。他の PRO 対応団体と同様、持続可能な包装計画で指定された収集システムが各州で実施されている限り、全ての国民と建物の所有者に使用済みの包装を他の固形廃棄物から分別することが義務付けられる。これは、使用済み包装が自然界に流出する問題を解決するためのもう 1 つの重要な手段である。この法律によれば、廃棄物を分別せずに捨てることは罰金の直罰対象となる犯罪と見なされ、地方行政機関は廃棄物の分別に関する追加のガイドライン、基準、方法を定めることができる。これには、返却ポイント、休憩ポイント、又は包装の仕分けポイントの提供が含まれる。

## 6. 法執行と法の執行

この法律は、王室官報に掲載された日から 360 日後に発効する。但し、法的義務を負う起業家及び一般大衆の調整のため、2 年の期間が経過した後に施行できる罰則は除く。

法施行後の包装管理に向けて移行規定では、ガラス、金属、紙、プラスチック、複合材料の少なくとも 5 種類の包装を持続可能な方法で管理する必要があると規定される。5 種類全ての材料で作られた使い捨て製品又は器具の包装を削減し、使用済みの包装を再利用して他の廃棄物と分別するシステムを確立する必要があることを明確にするため、告示を発行する必要がある。政策ツールに関しては、カテゴリ 2 の他のセクションに準拠しており、包装以外にも持続可能な方法で管理する必要がある。経営委員会及び政策委員会の双方のレベルでの慎重な検討プロセスが必要なため、法律施行直後には告示されないことが予想される。

持続可能な包装が発表されたとき、法律施行後責任を負う事業者は、汚染管理部門に登録する必要がある。独自の持続可能な包装計画を提出する前に、又は暫定規定により、法の発効日から 180 日以内にタイ産業連盟、タイ商工会議所及びタイ貿易委員会の支援を得て PRO 組織を設立し参加することが求められる。組織は、採用管理計画を作成する必要がある。法律が王室官報に掲載された後、PRO 組織による様々な種類の包装に関する持続可能な包装ガイドラインが実施される。

包装管理については様々な対策を講じた上で、持続可能な包装管理計画で特定された事業者、PRO 組織、及び請負業者の監督は、公害管理局の職員は、不正行為があると思われる場合、セクション 4「監督」の規定に従って関係者を検査し、召喚して供述をさせたり、検討のために関連文書や証拠を送付したりする権限を有し、この草案には罰せられる責任をもつ。この法案では、遺贈による収入を環境基金に寄付することが求められる。

(p.1)

原則と理由の記録

持続可能な包装管理法の草案を作成する。

No.....

原理

持続可能な包装管理に関する法律を制定する。

現在、包装廃棄物や使用済み包装材の量が増加している。また、使用済みのガラス、紙、金属、プラスチックなどの包装は一般廃棄物として廃棄される。固形廃棄物管理の能力を超えている地方自治体の組織誤った管理を引き起こす。これらの包装は、依然、人々のニーズを満たす新しい製品を生産するため再利用される可能性を秘めているが、陸と海の両方で自然に流出する。人の消費包装を製造又は輸入し、包装の使用から利益を得ている企業は、エントリする必要がある。役割を持ち、一般消費後の包装には責任を負う。持ち帰って使用する最終処分前の新たなメリット持続可能な包装管理を促進する様々な対策や活動の実施を支援する体系的かつ包括的で、義務と責任が定義されている法律が必要である。フォローする組織がある様々な分野の参加を得て、包装管理が学術原則に準拠していることを確認する。効果的かつコスト効率が高い経済を促進し、環境を保全する従って、この法律を制定する必要がある。

(p.2)

ドラフト

活動

持続可能な包装管理

No.....

一方、持続可能な包装管理に関する法律を制定することは有益である。

第1条 この法律は「持続可能な包装管理法（B.E.）」と呼ばれる

第2条 この法律は、官報に掲載された日から360日が経過した後に発効するものとする。官報以降罰則規定の規定を除き、第40条から第51条は経過時に発効するものとする。期間は、本法の第3項に掲載された日から2年間である。

第3条「持続可能な包装管理」とは、原材料の選択、設計、生産、使用、再利用を意味する。回収・分別・再利用産業および家庭の分解エネルギーへの変換梱包材の処理と安全な廃棄の

発展を考慮すると、環境影響を防止又は軽減するだけでなく、循環経済システムの原則に従って材料をリサイクルし、廃棄物を削減するため技術を革新する。

(p.3)

「包装」とは、包装、梱包、輸送、取り扱い、保護、販売促進に使用される容器、カバー、箱、又はあらゆる資材を意味する。製品の上市又は販売包装の付属品又は使い捨て器具を含むものとする。

第 1 項に基づく包装には、何度も再利用できるように設計され、製品とは別に販売される容器、袋、箱、又は器具は含まれない。

「使用済み包装」とは、使用済みで所有者又は占有者が使用のために保管することを望まない包装を意味する。

第 1 項に基づく使用済みの包装は、公衆衛生に関する法律、国の清潔さと秩序を維持するための法律に基づく固形廃棄物と見なされないものとする。

「リサイクル」とは、使用済みの包装を変化又は品質向上させるプロセスを意味する。そのため、原材料又は製造用の新しい材料としてリサイクルし、新しい包装及び他の製品を作ることができる。

「使用量を減らす」とは、包装の使用量を減らすこと、又は包装の製造に使用される材料の量を減らすことを意味する。

「持続可能な包装管理を担う企業」とは、次を指す。

(1) 製造業者、又は自社の製品ラベルの下で包装を使用する製品の製造に雇用された者（製品の製造を請け負った者、又は製品を製造する権利を受け取った者を含む）。

(2) 生産のために雇用された人又は商品ラベルの所有者がタイにいない場合、自社又は他社の製品ラベルで包装が使用されている製品の輸入業者。

(3) (1)に該当しない者で、製品の包装に使用される、又は不特定多数への販売を目的とした包装の製造業者又は輸入業者。

第 1 項に基づく企業には、包装を使用する又は輸出する包装製品の製造業者又は輸入業者は含まれない。

「持続可能な包装管理を行う団体」とは、設立された法人を指す。この法律によれば、持続可能な包装管理に責任を負う起業家を代表することが定められる。再利用又は持続可能な管理のための使用済み包装の収集と分別、及び本法に規定されるその他の行動を促進する。

(p.4)

「古包装収集業者」とは、使用済み包装を収集又は購入する者、又は競売及び古物商取引に関する法律に基づいて許可を受けた事業者、公衆衛生法に基づき、破損、使用済み、又は放置された物品を回収し、使用済み包装を再利用する事業者又はその他の者に販売する事業所を意味する。

「販売業者」とは、この法律に従って持続可能な方法で管理されなければならない包装を使用する商品を販売したりサービスを提供したりする販売者及び事業者を意味する。

「サービス料金」とは、持続可能な管理のための使用済み包装の引き取り、又は本法で指定されたその他の措置を講じるため、持続可能な包装管理を担当する事業者が負担するサービス料金、持続可能な包装管理を担当する組織への支払いを意味する。

「環境負荷軽減費用」とは、持続可能な包装管理のためにリサイクルできず、使用済み包装の漏洩を引き起こし、その後それらは自然に行き環境に影響を与える可能性がある使用済み包装の環境負荷低減のために徴収する費用を意味する。

「基金」とは、国家環境の質の促進及び維持に関する法律に基づく環境基金を意味する。

「国家機関」とは、政府機関、国営企業、公共機関、地方自治体機関、その他法律により設置される政府機関を意味する。

「地方公務員」とは、次を意味する。

- (1) 地方行政組織エリアの場合、州行政組織の長
- (2) 市町村地域の市長
- (3) 準地区行政組織エリアの場合、準地区管理組織の長
- (4) バンコクエリアの場合、バンコク知事

(5) パタヤ市内の場合、パタヤ市長

(6) 地方公共団体の組織エリアの場合、その他地方公共団体の役員

「有能な職員」とは、この法律に基づいて権限と義務を持つよう大臣によって任命された人物を意味する。

「局長」とは、公害防止局長を意味する。

(p.5)

「大臣」とは、天然資源環境大臣を意味する。

第 4 条 天然資源環境大臣は、この法律に従って行動し、そして役員を任命する権限を持つ告示の発行その他の事項の特定この法律を実行する。

こうした告示は、王室官報に掲載された時点で発効する。

セクション 1

持続可能な包装管理を推進するための方針

パート 1

持続可能な包装管理政策委員会

第 5 条 「持続可能包装構成要因管理政策委員会」と呼ばれる委員会を設けるものとする。

(1) 内閣総理大臣が任命する副総理取締役会の会長

(2) 天然資源環境大臣取締役会の副会長

(3) 産業大臣、財務大臣、商務大臣、内務大臣、公衆衛生大臣。委員に首相官邸所属の大臣が入る。

(4) 製品生産の専門知識を持つタイ工業連盟の代表者、包装の製造に 1 名、使用済み包装の再利用に 1 名

(5) タイ商工会議所及びタイ貿易委員会の専門知識を有する代表者、包装を利用した商品の販売に 1 名

(6) 大臣によって任命された資格のあるメンバー 4 名であり、次のメンバーから構成される。

(p.6)

(a) 専門知識を持つ市民社会及び非営利民間部門組織の代表者。環境に関わる仕事や経験があるもの 1 名

(b) 専門知識を有する高等教育機関の代表者仕事や経験がある循環経済アプローチに基づく資源管理に関するもの包装デザイン・制作又は製品ライフサイクル全体に亘る材料科学又は環境影響評価に 3 名

天然資源環境省の常任書記は、会員及び書記。そして事務局長は局長及び次官補となるものとする。

資格のある委員会メンバーの任命は、大臣が発表した条件と規則と手順に従って行われるものとする。

汚染管理部は持続可能な包装管理政策委員会の事務局となる。

第 6 条 専門委員会のメンバーは、以下の資格を有し、禁止されている性質を有してはならない。

(1) タイ国籍を有する。

(2) 年齢が 35 歳以上である。

(3) 破産していないこと、無能な人若しくは準無能力者でないこと。

(4) それが犯した犯罪に対する罰でない限り過失又は軽罪によって懲役刑の確定判決により実刑判決を受けたことがないこと。

(5) 政治的地位にある者ではないこと。地方議会議員又は地方行政官取締役又は保有者政党の運営を担う職政党顧問又は政党関係者

第7条 持続可能な包装管理政策委員会には、以下の権限と義務がある。

(1) 第13条に従って持続可能な包装管理を推進する政策を提案し、内閣の承認を求める。

(2) 第13条/1項に従って、持続可能な包装管理を促進する計画を承認する。

(3) この法律が効果的に発効するために必要な王令の制定、政令、規制、地方条例、告示、規制及び命令の制定を監督し迅速化する。

(p.7)

(4) 経済、財政、財政その他の政策を内閣に勧告する。方針を遵守し、持続可能な包装管理の推進を計画する。

(5) 内閣にとって持続可能なもの包装材管理の推進に関する法律の改正・改善を勧告する。

第8条 第5条に基づく資格のある委員の任期は3年とするが、連続1期を超えて再任することはできない。

専門委員が任期満了前に退任した場合専門家を委員に任命する辞任の日から30日以内に同様の交代をする。そして、彼の代わりにその地位を保持するよう任命された者は、その地位に留まるものとする。この役職は、後任の役員の残り任期と同じである。但し、資格のある委員の任期が残っている場合を除く。90日未満代わりに専門委員の任命を進めることはできない。この場合、委員会は残りの役員で構成する。

第9条 第8条に基づく任期満了による退任に加え、資格のある委員は以下の場合にその職を辞任する。

(1) 死亡した。

(2) 辞任する。

(3) 資格を欠いている、又は第6条に基づいて禁止されている特性を備えている。

(4) 局長が、職務の不履行、又は態度の悪化能力の喪失又は弱体化により職務を正常に遂行できないという理由で彼を解雇した。

第10条 持続可能な包装管理政策委員会は、少なくとも年に2回開催されるものとする。

持続可能な包装管理政策委員会の会議には、委員の過半の出席が必要である。委員総数の 2 分の 1 が定足数となる。

委員会の会合で会長が会議に出席しない場合、又は職務を遂行できない場合は、副会長が会議の議長とする。会長及び副会長が会議に出席しない場合、又は出席できない場合は、任務を遂行できる会議は、委員 1 名を会議の議長に選出するものとする。

(p.8)

会議の最終決定は多数決によって行われる。委員 1 人が 1 票を持つ。得票数が同数の場合会議の議長は決定票として追加の投票を行うものとする。

第 11 条 持続可能な包装管理政策委員会は、小委員会を任命する。又は検討すべきワーキンググループ又は委員会によって割り当てられた行為を実行することことができる。

第 12 条 本法に基づく義務の履行第 11 条に基づく持続可能な包装管理政策委員会、小委員会、又は作業グループは、適切と思われる事実、説明、意見、又は技術的アドバイスを提供しよう個人又は機関を招待することができる。又、事実を入手したり、持続可能な包装製品管理に影響を与える可能性のある活動を調査したりするため、個人又は機関に協力を要請することができる。

パート 2

持続可能な包装管理を推進するための方針と計画

第 13 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を得て、持続可能な包装管理政策委員会の承認を得て、管理を推進するための方針を策定する。5 年間持続可能な包装内閣に承認を求めらる。

第 1 項に従って持続可能な包装管理を促進するための政策を作成する際には、。ステークホルダーや市民社会からの意見固形廃棄物管理計画又は循環経済計画の遵守を考慮する又は環境管理に関連する目的を含むその他の計画に公聴会を開催するものとする。

第 13 条/第 1 項 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を受けて、持続可能な包装管理を推進するための 5 か年計画を作成する。

第 1 項に従って持続可能な包装管理を推進する計画少なくとも次の内容が必要である。

(p.9)

- (1) 使用済み包装の回収・再利用目標及びそれを支えるその他の目標包装を持続可能な方法の管理。
- (2) 持続可能な包装管理を支援及び促進するための措置。
- (3) 持続可能な包装管理をサポートするため、使用済み包装の管理措置を講じる。
- (4) 関係省庁の運営と経営との整合性を図るため、持続可能な包装ガイドライン策定。
- (5) 国際原則と一致する持続可能な包装管理の基準を設定するガイドライン策定。
- (6) 起業家や一般の人々にその重要性を認識させるための知識の普及プロセス包装の持続可能な方法での管理。

第 1 項による持続可能な包装管理を促進するための計画の作成には、ステークホルダーや市民社会から固形廃棄物管理計画の遵守を考慮し又は循環経済計画又は環境管理に関連する目的を含むその他の計画の意見の聴取が含まれるものとする。

第 14 条 政策が持続可能な包装管理を促進する場合内閣が承認し、持続可能な包装管理を推進する計画である王室官報で発表され、起業家や一般の人々が簡単にアクセスできるチャンネルで一般に公開される。

効率的な包装管理を推進するための政策や計画に定められた使命を負っている政府機関へ。第 13 条及び第 13 条/第 1 項に従って持続可能な企業は、その計画に従って業務を実行する権限と義務を有するそして行動を起こすために指定された目的と目標を達成することによって達成される。公害防止部門は、上記の方針及び計画に従って業務の結果を調整し、持続可能な包装管理関係政府機関に行動を勧告する権限を有する方針と計画に従ってフォローアップし、毎年、政策委員会に提出する報告書を作成する責任を負うものとする。

(p.10)

セクション 2

持続可能な包装管理

パート 1

持続可能な包装管理委員会

第 15 条 「持続可能な包装管理委員会」と呼ばれる委員会を設置し、以下の者で構成される。

- (1) 天然資源環境大臣取締役会の会長。
  - (2) 天然資源環境省次官取締役会の副会長。
  - (3) 外国貿易局長国内貿易局長産業局長 地方自治振興局長投資委員会事務局長秘書室食品医薬品局工業標準協会事務局長関税局長消費税局長及び財政政策局長の委員。
  - (4) 製品生産の専門知識を持つタイ工業連盟の代表者、包装の製造に 2 名、使用済み包装材の再利用に 2 名。
  - (5) タイ商工会議所及びタイ貿易委員会の専門知識を有する代表者包装を利用した商品の販売に 1 名。
  - (6) タイ地方自治体連盟、準地区行政組織協会の代表者 1 名、タイ 1 名、バンコク 1 名、パタヤ 1 名。
  - (7) 消費者団体審議会の代表者 1 名。
  - (8) 大臣が任命する資格のある委員、合計 5 名で次で構成される。
    - (a) 使用済み包装回収業者の代表者 1 名。
    - (p.11)
    - (b) 専門知識を持つ市民社会及び非営利民間部門組織の代表者。委員として環境に関する職歴や経験を有する者 1 名。
    - (c) 専門知識を有する高等教育機関の代表者～での勤務と経験がある循環経済アプローチに従った資源管理に関連。包装のデザインや制作、材料科学、又は製品のライフサイクル全体に亘る環境影響の評価に 3 名。
- 事務局長は会員及び幹事となる。
- (8)に基づく専門委員会の委員は、同時に第 5 条に基づく専門委員会の委員であってはならない。専門委員会の委員の任命は、大臣が定める基準、手順及び条件に従うものとする。

第 16 条 持続可能な包装管理委員会は、次の権限と義務を有するものとする。

(1) 容器包装管理の推進に関する政策の策定について大臣に助言を行う。第 13 条に従って持続的に内閣に承認を求める必要がある。

(2) 第 13 条/第 1 項に従って、持続可能な包装管理を促進するための計画を作成する。

(3) 第 18 条に従って、再利用のために回収する必要がある包装の種類と種類を指定する。

(4) 第 19 条に従って、環境漏洩を引き起こす使い捨て包装の製造又は輸入を禁止するための基準を設定する。

(5) 環境影響を補うための料金の対象となる包装の種類と第 20 条に基づく手数料率種類を決定する。

(6) 特定の種類又は種類の包装が、包装管理による包装管理を必要とする包装であることを指定する第 21 条に基づく強制買戻しシステム又はデポジット返還システムをつくる。

(7) 第 22 条に従って持続可能な包装用の形式、種類、条件、ラベル付け方法又はシンボル、その管理法を指定する。

(8) 製品を購入する際に容器の使用基準や条件、第 23 条に基づく消費者の割合を設定し、包装材料の使用量を削減する。

(9) 第 27 条に従って、持続可能な包装管理に責任を負う企業を登録し、上市される包装の量に関する情報を報告するための基準、方法、及び条件を設定する。

(p.12)

(10) 第 28 条(1)に従って、設計及び設計の原則に従って、環境に適切な材料を選択し、包装の使用を促進するためのガイドラインを設定する。

(11) 第 29 条及び第 32 条に従って持続可能な包装管理計画の承認要求及び監視の基準、方法及び条件を設定する。

(12) 第 31 条(3)に従って、持続可能な包装管理に責任を負う使用済み包装を管理する組織のサービス料金を決定するためのガイドラインを設定する。

(13) 持続可能な包装管理に関する法律の改正又は改善を提案する。持続可能な包装管理を支援及び促進するための措置を経営政策委員会に含める。

(14) 政府機関、国営企業、政府機関間の協力と連携を強化するための措置、持続可能な包装管理に関する民間部門との連携を定める。

(15) 関連法に基づく再配置プロセス持続可能な包装管理をサポートするため、環境管理システムの効率性と基準を向上させるための措置を講じる。

(16) 持続可能な包装管理のため、関連法に基づいて使用済み包装の輸出入の規制を進める。

(17) 持続可能な包装管理を推進するための方針及び計画に従った業務の結果に関する報告書を提示し、持続可能な包装管理政策委員会に毎年提出する。

(18) 本法若しくは他の法律に規定される、又は大臣が指定するその他の業務。

第 17 条 持続可能な包装管理委員会の会議にはメンバーが出席しなければならない。定足数を構成するには、委員の総数の半分以上が必要である。

委員会の会合では委員会の会長が会議に出席しない場合、又はその職務を遂行できない場合、会議は会議の議長としてメンバー1名を選出するものとする。

会議の最終決定は多数決によって行われる。委員1人が1票を持つ。得票数が同数の場合会議の議長は決定票として追加の投票を行うものとする。

(p.13)

パート 2

持続可能な包装管理対策

第 18 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を得て、再利用のために収集され持続可能な方法で管理し、保管する必要がある包装の種類を指定する告示を行う権限を持つ。

第 19 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言と内閣の承認を得て、自然界への漏洩を引き起こす、又は、一部の地域で特定の種類または種類の包装の使用を禁止又は制限する自然への漏洩を防止するエリアに関連する国際義務を考慮して、使い捨て包装の製造又は輸

入を禁止する告示を発行する権限を持つ。

第 1 項に基づく告示は、消費パターンとビジネス モデル、特に代替品としての再利用可能な包装の使用の実現可能性評価を考慮するものとする。環境影響評価を含む具体的には、使用済みの包装の自然界への漏洩と、製品のライフサイクル全体に亘るその影響である。

第 20 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言及び持続可能な包装管理政策委員会の承認を得て、第 18 条に基づく包装ではない包装の種類と、影響を軽減するための手数料率 持続可能な包装管理を担当する起業家が収入として基金に送金しなければならない環境の種類を指定する告示を行う権限を有する。

第 20 条/第 1 項 基金に持ち込まれる環境影響を軽減するための手数料からの収入。環境への影響の予防、是正、修復、修復を支援する事業又は活動に支出する。使用済み包装材料の自然界への漏洩の可能性、処理及び安全な廃棄のために使用済み包装を収集及び輸送するコストが考慮される。そして浄化の代金も自然の生態系は大切である。

消費税局へ環境への影響を軽減するために料金を徴収する義務と権限がある。持続可能な包装管理を担当する企業からそして税関には、環境影響を軽減するための料金を、責任のある企業から徴収する義務と権限がある。持続可能な包装管理、輸入に、第 20 条で発表された手数料率に従い、徴収された環境影響を軽減するための手数料の 1.5%を超えない範囲で徴収費用として控除される。

(p.14)

持続可能な包装管理を担う企業の場合、料金支払い責任者は、第 2 項に従い、環境影響を軽減するために料金を送金しないこと。又は、第 1 項に基づいて告示され、基金に送金しなければならない手数料率に従って完了していない環境基金への送金は、指定された時間内の環境場合に応じ、第 45 条に基づいて遅滞なく事件を起訴する義務と権限を有する物品税局又は関税局に提出する。

第 21 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を得て、包装管理が必要な包装として特定の種類又は種類の包装を指定するアナウンスを行う権限を持つ。強制買取制度又はデポジット返還システムによる。それは次のような特徴を持っている。

(1) 回収率が持続可能な包装管理を推進するための方針及び計画に設定された目標を下回っている。

(2) 再利用されている又は再利用される可能性がある。

第 22 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を得て、形式、種類、条件、表示方法を指定したアナウンスを発行する権限を持つ、又はシンボル包装用第 18 条 に従って持続可能な方法で管理する必要がある。

第 23 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を得て、次の事項を発行するものとする。販売代理店向けの通知により消費者が購入時に包装を使用できる便利なポイントを提供する。消費者の安全と衛生を重要視し、包装の使用を削減する製品は、見返りとして利益を齎し、消費者に拒否されることはない。

第 24 条 大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を得て、次の事項を発行するものとする。使用済み包装と他の固形廃棄物との分別を促進及び支援するため、販売業者又は地方自治体組織に対し、使用済み包装の返却ポイント、保管場所、又は分別ポイントの提供を義務付ける告示を行う。エリアのサイズと場所の物理的制限を考慮することが重要である。

(p.15)

第 1 項に基づいて収集された使用済みの包装は、公衆衛生と国の清潔さと秩序の維持に関する法律廃棄物法の下では固形廃棄物と見なされないものとする。

第 25 条 政府機関は、持続可能な包装管理に利益をもたらすため、以下の措置を講じる義務がある。

(1) 取扱いが難しい包装や環境負荷の高い包装の使用を削減し、又は使用する包装を、組織内又は責任ある活動やプロジェクトにおけるリサイクルプロセスから得られた材料に変更する。

(2) 原材料や材料の使用量を削減し、又は包装に使用されるリサイクル材の割合について内閣の承認を得て大臣が告示する基準により増加した包装を使用した製品の購入を検討する。

(3) 使用済みの包装を回収義務者に引き渡す前に、他の廃棄物から分別するよう手配する。

(4) 包装の使用削減に向けた官民の意識を高める。実際の実践で包装包保管教育及び公共活動を通じて使用及び分類され、協力関係を生み出すよう努める。

(5) その他、定められた持続可能な包装管理を推進するためのモデルとなる取組みを実施する。大臣は、持続可能な包装管理委員会の助言を受けて決定する。

大臣は、第 1 項に基づく業務に関する報告書を作成するよう政府機関に要請する権限を有し、政府機関に行動を勧告する権限を有するものとする。

政府機関が第 2 項の勧告に従って行動しない場合、大臣は内閣に報告し、適切な措置を検討し決定するものとする。

第 26 条 汚染管理部門は、登録のための情報システムを提供することによって、持続可能な包装管理の推進を監督する責任を負う。この法律を遵守するにあたって、持続可能な包装管理の責任者持続可能な包装管理を担当する組織回収使用済みの包装に情報を公開する起業家に利便性を提供する。

(p.16)

セクション 3

持続可能な包装管理

パート 1

持続可能な包装管理を担当する起業家の義務

第 27 条 宣言された包装の持続可能な包装管理に責任を負う企業は、第 18 条によい、公布日から 180 日以内に汚染管理局に登録する必要がある。王室官報に包装の種類と種類を明記する。

第 18 条に基づく公布後の持続可能な包装管理の責任を負う企業は、大臣の発表に従って市場に投入する包装数量に関する登録及び報告の基準、方法及び条件に従って登録しなければならない。

第 28 条 持続可能な包装管理を担当する事業者は、次のように包装を持続的に管理する義務がある。

(1) 第 16 条 (10) に基づく告示で指定される設計原則に従って包装を選択し、ガイドラインに従って環境に適切な材料を選択する。

(2) 第 22 条に従って持続可能な方法で管理しなければならない包装用ラベル又はシンボルを表示する。

(3) 使用済み包装を回収し、再生、再利用、工業的分解などにより有効活用する。又は、エネルギーに変換されるか、安全に処分される。

(4)大臣が第 21 条に従って告示する強制的な買取制度又は所定のデポジット返還制度により包装を管理する。

(5)持続可能な管理のため、使用済み包装の種類別の分別と使用済み包装の返却を促進する消費者及び公衆への情報の伝達及び提供する。

(p.17)

第 29 条 持続可能な包装管理の責任を負う企業は、持続可能な包装管理は、第 28 条(3)～(5)に基づく責任に応じて実行でき、それを責任のある組織に引き渡すことができる。

持続可能な包装管理を担当する企業は、第 1 項に従って持続可能な包装管理を担当する組織に割り当てられない顧客に代わって包装を管理する。持続可能な包装管理計画は 30 日以内に提出し、登録日から承認を求めめるための基準、方法及び条件に従って局長に承認を求め、大臣が発表した持続可能な包装管理計画を監視する必要がある。

第 2 項に基づく持続可能な包装管理計画少なくとも次の内容が必要である。

(1) 計画の対象となる包装の種類、種類及び重量。

(2) 再利用又は他の用途のために回収される使用済み包装の目的として、第 13 条及び第 13 条/第 1 項に従って、包装の種類ごとに分離される体積重量。

(3) 持続可能な管理のための使用済み包装の分別回収方法。練習も含めて第 21 条に従って大臣が規定する強制買戻しシステム又はデポジット返還システム。

(4)工場法及び組立法を遵守する回収した使用済み包装を処理・廃棄業者の許可を受けてエネルギー事業法で再利用するための輸送方法及び輸送基準。

(5)使用される包装の種類使用済み包装を持続可能な事業に戻す種類と種類の分離を促進するための消費者又は公衆への情報の伝達及び提供の方法。

(6) 包装の自然界への漏洩による環境影響を防止及び軽減する方法。

(7) 計画に基づいて業務に係る経費を見積り、及びそれをサポートする財務管理方法将来発生する費用。

(8) その他大臣が定める内容。

第 1 項に従って持続可能な包装管理に責任を負う企業は、報告書を作成して提出しなければならない。実績結果は、基準に従って毎年大臣に提出される。大臣が定める方法及び条件(2)の目的に従って使用済み包装を回収して再利用することができない場合は、事業者は、持続可能な包装管理の責任者は、計画どおりに管理できない包装の重量に基づいて、第 20 条に従って環境への影響を軽減するために収入として送ることで環境基金に入る追加料金を支払う。

(p.18)

パート 2

持続可能な包装管理を担当する組織

第 30 条 持続可能な包装管理を担当する組織を設立し、タイ産業連盟又はタイ商工会議所とタイ貿易委員会は民間組織であり、この法律で指定された目的に従った事業から利益を得ておらず、法人であるもの関連法に従って登録されているものの支援を得る。

第 1 項に基づいて設立された持続可能な包装管理を担当する組織は、登録を続ける公害防止部門は大臣が発表した基準と方法に従う。

第 31 条 持続可能な包装管理を担当する組織は、次の任務を持つ。

(1) 第 28 条(3)~(5)の責任により運営における持続可能な包装管理に責任を負う企業を代表する。

(2) (1)に従って持続可能な包装管理を担当する企業から受け取った責任ある業務をサポートするため、持続可能な包装管理計画を準備及び開発する。

(3) (1)の手数料は、大臣が告示する手数料計算ガイドラインに従って決定する。この法の目的に沿った包装管理を透明かつ公正に推進する。

(4) 全ての州で使用済み包装を回収するシステムを確立する。統括団体の支援を受けて地方自治体は第 33 条に従って使用済みの包装を収集し、他の廃棄物から分別する。

(5) 使用済み包装の回収業者の生活の質、安全性、業務の安定性を促進する。

(p.19)

(6) 自然に配慮した包装の漏洩による環境影響を防止及び軽減するプロジェクト又は活動を支援する。

(7) 回収した使用済み包装、認可を受けた処理・廃棄受領業者に送付し、工場法、エネルギー事業法の規定に従う。

(8) 責任ある企業や政府機関のため持続可能な包装管理の実現にアドバイスや勧告を行う。

(9) その他の操作法律又は公害防止部門の指定に従う。

第 32 条 持続可能な包装管理を担当する組織は、包装管理計画を作成するものとする。大臣が発表した持続可能な包装管理計画の承認及び監視を要求するための基準、方法及び条件に従って、大臣への登録日から 180 日以内に持続的に行うこと。

第 1 項に基づく持続可能な包装管理計画には、少なくとも次の内容が含まれていなければならない

(1) 計画の対象となる会員として参加する持続可能な包装管理を担う事業者のリスト、各持続可能な包装管理を担う事業者の包装の種類及び重量。

(2) 全ての使用済み包装を再生又は再利用のために回収するという目標。第 13 条及び第 13 条/第 1 項に従って、包装の種類ごとに分離されるもう 1 つの用途は重量である。

(3) 持続可能な管理のための使用済み包装の分別回収方法。練習も含め第 21 条に従って大臣が規定する強制的買戻しシステム又はデポジット返還システムによる。

(4) 各州における使用済み包装の回収システムを確立するためのガイドライン。そして地方自治体及び第 33 条及び第 35 条に基づく使用済み包装の回収業者への組織的サポート。

(5) 回収した使用済み包装を再利用する場合の輸送方法及び基準。工場法及びエネルギー事業法を遵守し、許可を得た処理・廃棄の受領者による。

(6) 消費者又は公衆に情報を伝達及び提供する方法。使用済み包装の分類を促進し、使用済み包装を持続可能な事業に戻すため。

(p.20)

(7) 包装の自然界への漏洩による環境影響を防止及び軽減する方法。

(8) 運営サービスの計算方法及び運営サービスから徴収できる収入の見積り方法持続可能な包装管理を担う起業家がメンバーとして参加する。プロモーションを考慮すると持続可能な包装管理を担当する企業は、よりコスト効率が高く、管理しにくい、又は管理しやすいように包装を調整する。

(9) その他大臣が定める内容

持続可能な包装管理を担当する組織は、性能報告を作成して提出する必要がある。局長は毎年、大臣が発表した基準、手順、条件に従う。保管できない場合使用済みの包装は、再利用又は(2)の目的に応じた他の用途のために担当機関に回収する。持続可能な包装管理には、計画どおりに処理できない包装の重量に基づいて、第 20 条に従って収益を環境基金に送る追加の環境影響軽減料金が必要である。

### パート 3

#### 使用済み包装の管理

第 33 条 地方自治体組織は、以下のように包装を持続的に管理する権限と責任を有する。

(1) 第 18 条に従って使用済み包装を収集し、他の廃棄物から使用済み包装の分別を要求する。

(2) 使用済み包装容器を他の固形廃棄物容器と分別した場所又は方法に設置する。第 24 条に基づく告示で広く公表されている又は大臣が指定した基準に従って返却ポイント、仮置きポイント、又は包装の仕分けポイントを提供する。

(3) (1)と(2)を実施するための基準、方法、条件を定める地方条例を制定する。

(4) 局長が定める方法又は局長から要請があった場合、使用済み包装の保管可能量に関する情報を、規則及び規制に従って地方自治体に報告する。

(p.21)

第 1 項の実装において、地方自治体の組織は、政府機関又は他の地方自治体の組織と協力することができる。又、相互の合意に基づいて、(1)及び(2)に従って業務を実行する民間団体を委託できる。但し、関連法令に基づく地方公共団体の公共サービスの提供、公共の利益のために必要な場合、協力協定を締結するためのガイドラインに従うこと。

第 34 条 使用済みの包装を他の廃棄物と一緒に処分することは許可されない。使用済みの包装を次のように分類する。第 33 条に基づく地方自治体のガイドライン、又は第 24 条に従った包装の返却ポイント、仮置きポイント、又は仕分けポイントへの配送。

建物の所有者又は占有者は、使用済みの包装を送付する前に、地方公共団体が条例で告示する基準及び手続きにより、地方公共団体又は地方公共団体から固形廃棄物の収集許可を受けた者に与えられる他の種類の廃棄物から分離する責任がある。

第 35 条 使用済み包装の収集者は、地方公務員に登録し、地方公務員は登録情報を汚染管理局に報告するものとする。サポートの利益のため、第 29 条、第 31 条、第 33 条に従って実施する。

登録の基準、方法及び条件地元当局による情報の報告は、局長が告示したとおりとする

第 1 項に基づいて使用済み包装の収集業者によって収集された使用済み包装は、公衆衛生法及び清潔秩序保持法による国の秩序で固形廃棄物と見ないものとする。

(p.22)

セクション 4

監督

第 36 条 この法律に従って業務を実行するため有能な職員は次の権限を有するものとする。

(1) 効率的な包装管理を行う事業者の建物及び所在地を記載する。持続可能な包装管理を担当する組織、又はその管理を担当する組織が、契約主体の開始と終了までに持続可能な包装、又は、本法に違反していると疑う合理的な理由がある場合、営業時間中に、包装の製造および使用に関する詳細、アカウント、又は情報の記録を検査、処理、又は検査する。

(2) (1)に基づく職務を遂行する際に考慮すべき関連証拠、及び関係者が容易に行えるようにする適度な利便性のため、持続可能な包装管理の責任を負う企業に求める書面、又は持続可能な包装管理を担う団体や関係者が陳述や書類の提出に来るよう命令を発行する。

第 37 条 持続可能な包装管理を担当する起業家又は責任を負う組織この法律に準拠していない持続可能な包装管理慣行はどれか、又は大臣規則又は大臣の告示又は本法の規定に基づいて発行される局長の告示で、局長は企業にアドバイスを与える権限を持つ。包装の持続

可能な管理に責任を負う組織、又は包装の管理を担当する組織が変更又は指定された期間内に操作が正しく、又は適切になるように改善する。

持続可能な包装管理を行う事業者又は管理責任を負う組織の場合、持続可能な包装は、合理的な理由がない限り、第1項の指示に従わないものとする。局長は、操作を正しくするため修正又は改善するためのレターで指定された期間内に命令を発することができる

第38条 第37条に基づく命令は、通知日から30日以内に大臣に上訴できる。大臣の命令及び決定は最終的なものである。

(p.23)

第39条 本法に基づく職務の遂行において公務員は刑法上の公務員となる。

仕事で管轄職員は関係者に公的身分証明書を提示しなければならない。有能な職員の身分証明書は大臣が定めるものとする。

#### 罰則

第40条 第19条の規定に違反した者は、5年以下の懲役又は50万バーツ以下の罰金又はその両方が科せられる。

第41節 ラベル又はシンボルを使用する持続可能な包装管理責任を負う事業者は、第22条に基づく大臣の告示に違反した場合は、正しく遵守されるまで100万バーツ以下の罰金及び1日当たり1万バーツ以下の罰金が科せられる。

ラベルやシンボルを偽造したり、虚偽のラベルやシンボルを使用したり、使用する権利を持たない者は、5万バーツ以下の罰金が科せられる。

第42条 登録されていない持続可能な包装管理の責任を負う事業者が、虚偽の情報を報告し、又は第27条に従って情報を報告しなかった場合は、正しく登録されるまで100万バーツ以下の罰金及び1日当たり1万バーツ以下の罰金が科せられる。

第43条 第29条を遵守しない持続可能な包装管理の責任を負う事業者は遵守が正しく行われるまで、100万バーツ以下の罰金又は1日当たり1万バーツを超えない日次罰金が科せられる。

(p.24)

第 44 条 事業を営む者、又は包装管理の責任を負う組織を名乗る者が、第 30 条に基づく登録を怠った場合、100 万バーツ以下の罰金が科せられる。

第 45 条 持続可能な包装管理に責任を負う起業家送金手数料負担者が環境影響を軽減するために環境基金に寄付する。配達を避けるために意図的に何かをすること環境影響を軽減するための料金又は影響を軽減するために手数料を送金するため環境基金が支払われるべき金額を下回った場合、その人は第 20 条で発表される環境影響を軽減するための料金金額の 2 倍の罰金を科せられる。

第 46 条 第 32 条を遵守しない持続可能な包装管理の責任を負う組織は、200 万バーツ以下の罰金を科せられるものとする。遵守が正しく行われるまでは、1 日当たり 5 万バーツ以下の罰金が科せられる。

第 47 条 命令に違反する、又は命令に従わない者が、場合によって、第 36 条又は第 37 条に基づき職員又は事務局長の職務遂行を妨害した場合、20 万バーツ以下の罰金が科せられる。

第 48 条 第 34 条第 1 項の規定に違反した者は、2,000 バーツ以下の罰金が科せられる。

第 34 条第 2 項の規定に違反した者は、正しく遵守されるまで 1 万バーツ以下の罰金、及び 1 日当たり 1,000 バーツ以下の日額罰金が科せられる。

第 49 条 長官は、本条に規定されているとおり、処罰および罰金を命令する権限を有する。罰金刑を除く第 48 条に基づく条文は、地方公務員の権限内にあるものとする。

罰金刑の命令を出すことを検討するにあたり、局長又は地方公務員は、不正行為の重大さ製造又は使用された包装の重量又は環境影響について、持続可能な包装管理計画に従った結果の達成を考慮する。

罰金刑に処せられた者が罰金に関する法律の規定により罰金の納付を拒んだ場合、命令を執行する職員がいない場合、又は、長官又は地方公務員が遺言として罰金を執行できない場合、裁判所が次のような見解を示した場合、裁判所に罰金の支払いを強制する訴訟を起こす権限がある。罰金の支払い命令は合法であり、裁判所は検討し、判決を下す権限を持っている。そして強制的な差押え又は差押さえ罰金を支払うため、不動産を競売に出すことができる。

(p.25)

第 50 条 犯罪者が法人の場合法人の違法行為が原因となった場合取締役の命令又は行為又は管理者又はその運用の責任者又はその法人が、命令又は行為をする義務があるにも係らず、命令又は行為をしない場合、その法人に犯罪を引き起こすその人も、その犯罪に規定されているように罰せられなければならない。

第 51 条 本法に基づいて犯された犯罪は、法律によりこれは違反と見なされ、指示書の調整について収益を環境基金に送る。

#### 経過措置

第 52 条 第 13 条/1 項に基づく持続可能な包装管理を促進する計画の最初の作成で包装の種類を指定する必要がある、ガラス、金属、紙、プラスチック、複合材料の 5 種類の包装の下で持続的に管理しなければならない。

第 53 条 持続可能な包装管理を担当する組織をこの法律が発効してから 80 日後 100 日以内に設立する。

第 1 項に基づく持続可能な包装管理を担当する組織梱包管理計画を作成して提出する。登録日から 180 日以内に、第 32 条に従って持続的に登録する必要がある。

(p.1)

問題概要報告問題の原因と問題の影響計画に従って、法律の潜在的な影響を分析した報告書を作成する。

持続可能な包装管理法案 B.E.

新法、改正・改善、廃止

法律を提案する政府機関 公害防止部天然資源環境省

国家戦略及び国家改革計画との整合性

環境に適切な成長の促進に関する戦略 5 に関する国家戦略と一致する。

戦略 4 に関する国家改革計画に沿って、環境に配慮した成長を目指す。

持続可能な発展 環境管理と汚染削減。

## パート 1

### 法律制定の理由と法律による影響について

#### 1. 問題の状況、問題の原因そして問題の影響

##### 1.1 問題は何か？ 問題の原因は何か？ そして、その問題はどのような影響を及ぼすか？

タイでは包装の使用が劇的に増加している。又、殆どの包装は使用期限が短いため、見つけられる可能性がある。地方公共団体（地方行政機関）が法令に基づいて管理しなければならない固形廃棄物である。2007年公衆衛生法（No.2）により、使用済みの包装は「固形廃棄物」の定義に追加する必要がある。生産と消費の仕組みは次のように変化する。（太字強調を追加）

「固形廃棄物」とは、紙切れ、スクラップ、食品のスクラップ、商品のスクラップ、物品のスクラップ、プラスチックバッグ、透明な容器、食品、蔓、動物の排泄物、動物の死骸、道路、市場、動物の飼養場、その他の場所、感染性廃棄物が含まれ、地域社会からの有毒又は危険な廃棄物、又その他の場所から清掃されるものを意味する。

(p.2)

しかし、現在、一般廃棄物収集サービスを提供できない地方行政機関が 2,000 以上も存在する。そのため、分解しにくい材料で作られた包装など、多くの廃棄物が残留し、環境中に漏洩することになる。過去の研究では、毎年より多くの包装や使い捨て材料が廃棄されていることが分かっている。毎年 10 万トン以上のプラスチックが海洋に放出されており、その結果、環境、管理、包装への漏洩による被害に加え、タイは海洋への汚染を放出している国のトップ 10 にランクされている（参考）。使用済み製品は固形廃棄物となるが、多くの種類の包装が接着されているため、再資源化するには限界がある。又、生産技術が適用され、例えば、材料に直接カラー印刷すると、リサイクル材の品質が低下する。再利用可能な包装の使用から、安価であり望ましくない使い捨て包装への変化もある。廃棄物処理において、その結果、地方行政機関にとって包装の使用は管理の負担が増大している。

##### 1.2 なぜ国家がこの問題に介入する必要があるのか？

なぜなら、特に新型コロナウイルス感染症の発生後、オンラインチャネルを通じて製品を購入するようになった後は、輸送及び流通プロセスにおいて製品の価値を維持するため包装の使用が必要になり、非常に人気がある。しかしタイには、包装設計から使用済み包装の管

理に至るまで、資源をライフサイクル全体で管理する法律が依然整備されていないため、政府がそれらを規制する法律を制定する必要がある。包装の設計と使用に関するガイドラインでは、循環経済（サーキュラー エコノミー）又は CE に従って、汚染者負担（汚染者負担）原則の適用である拡大生産者責任(EPR)又は EPR の概念を使用して、資源保全を考慮する必要がある。汚染者支払いの原則が適用される SDG 目標 12 に従って持続可能な生産と消費を促進し、民間部門が SDG 目標 9 に従ってより環境に優しい新しいイノベーションを生み出すことを奨励し、収集に従事する人々を保護することを目的としている。SDG 目標 1 及び 10 に従って、生活の質の向上を支援すべき社会的弱者層の一部である使用済み包装を収集します。これには、製品を販売するため包装を製造及び使用する産業を提供することが含まれる。それは、使用済みの包装を有効に活用し、適切に処分する責任を負うようになった。また、パートナーシップを構築することで、地方行政機関の負担を軽減し、SDG 目標 11 に基づく都市の汚染管理を支援する。SDG 目標 17 に沿った開発を進める。又、この法律の制定は漏水被害の軽減にも役立つ。SDG 目標 14 及び 15 に従って、海洋及び陸上の生態系への廃棄物の削減も同様に行う。

## 2. 介入の目的と目標

2.1 自然界に流出する廃棄物の量を削減する。

2.2 使用済み包装の回収率と再利用率を高める。

2.3 材料の再利用及び再利用の割合を増やす。

(p.3)

## 3. 現在の問題の解決

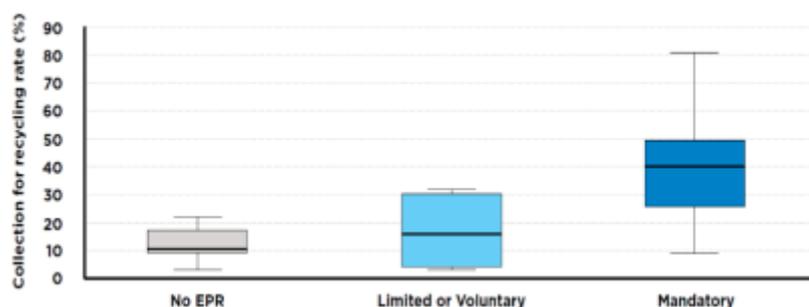
### 3.1 現在の問題解決方法は何か？

過去には、関連政府機関が計画の形で包装廃棄物管理に関する政策を発行してきた。20 年間の公害管理戦略(2017～2036 年)、マスタープランなどの戦略と行動計画国内のゴミ及び有害廃棄物による汚染問題を 20 年間（2018 年～2037 年）、予防し解決する プラスチック廃棄物管理ロードマップ（2018 年～2030 年）、プラスチック廃棄物管理行動計画フェーズ 2（2018 年）（2023 年～2027 年）及びその行動 2021 年から 2027 年までの BCG 経済モデルでタイの発展を推進する計画があった。但し、主催機関の都合により、特に公害防止部門それを裏付ける法律はなかった。この結果、包装のメーカーとユーザーに直接強制されることになる。そのため、対策の多くは起業家への協力要請となっている。大手企業の中には

満足のいく成果を上げている企業もある。例えば、大手飲料メーカーがペットボトルのキャップ（キャップシール）の使用を中止したケース。しかし、他の種類のプラスチックの使用ではまだ明らかな結果は得られていない。

政府機関による是正措置に加え、生分解性材料の開発などの CE 分野で再利用可能な包装及び充填システムのテスト、包装にリサイクル材を使用する使い捨てプラスチックの使用を削減するための発表やリサイクル率の向上にリーダーシップを発揮する起業家もいる。しかし、システム全体を実際の使用に戻すための管理は依然出来ていない。包装の都合上、地方行政機関にとって、使用済みの設備は管理上の負担でもあり、必要に応じて管理するには技術的及び財政的限界がある。包装がデザインされる民間部門が発表した政策の実績をフォローアップする仕組みの欠如も含まれる。

使用済み包装の管理に関しては、問題解決に向けた起業家による自主的な取り組みが行われている。多くの民間部門及び市民社会組織、例えば、タイ産業連盟のラヨーン県でのパイロットプロジェクトタイ王国（F.T.I.）と持続可能な開発のためのビジネス機構（TBCSD）、又は環境のための包装管理及びリサイクル研究所のチョンブリー県のパイロットプロジェクトである PPP プラスチックプロジェクト。タイ産業連盟タイの TIPMSE（TIPMSE）または持続可能な日のためにバックパッケージを回収する Pack Back プロジェクト。地域におけるパイロットプロジェクトコカ・コーラ タイランド財団の島やタイを美しく保つプロジェクトなど。但し、ボランティアプロジェクトである。対象地域に制限がある場合が多い。予算だけでなく実施期間もサポートしてくれる会社である。これにより、プロジェクトの持続可能性と拡大能力に問題が生じる。比較研究によると、EPR システムを導入していない国、又は自主的プログラムしか導入していない国では、リサイクルのための包装の回収率が低いことがわかる。EPR 法のある国よりも多い（図 1-1）



出典：エレン・マッカーサー財団（2021）。拡大生産者責任：包装廃棄物と汚染に対する解決策の必要な部分。

図 1-1 は、使用済み包装の再利用のための回収率を比較したものの。

### 3.2 外国はこの問題をどのように解決するか（もしあれば）、そのような行動はタイ社会にとって適切かどうか？

現在、EPR を使用し包装を管理している国は 65 か国あり、そのうち 45 か国では包装を製造及び使用する業界が協力して包装を管理する責任を負っている(図 1～2)。サーキュラーエコノミーシステムは、使用済み包装の設計から生産、使用、管理までを体系的に統合するだけではない。発展途上国では起業家への、これまでインフォーマルセクターで行われていた使用済み包装を回収し、消費者の負担を軽減する職業への支援にも役立つ。地方自治体が廃棄物管理を現代的なレベルに改善する際にも、EPR の概念をタイ社会の問題状況に適応させる必要がある。これは、法執行機関との様々な意味合いでのパッケージ化の 5 つのケーススタディの経験から学ぶことができる。



出典：エレン・マッカーサー財団（2021）。拡大生産者責任：包装廃棄物と汚染に対する解決策の必要な部分。

図 1-2 メーカーに使用済み包装の管理責任を課す政策と法律がある国。

(p.5)

(1) フランスでは EU の包装規制に準拠するために、EPR に関する法律を環境法第 5 巻「汚染防止」に編纂することによって独自の法律を施行する必要がある。リスクと迷惑行為、セクション 4、固形廃棄物、セクション 2、固形廃棄物を生成する製品の設計、製品、及び流通、セクション 2、生産者の責任の増加（セクション L541-10 からセクション L541-17 及びセクション R.543-53 から R.543-65）。様々な詳細において、追加の法律が制定される予定である。これは州議会レベルの法律又は二次法である。

法律では、公的機関及び法人である環境エネルギー管理庁（Agence de l'environnement et

de la maîtrise de l'énergie : ADEME) が EPR システムを監督する権限を有し、下位部門が設けられていると規定されている。EPR システムの監督に特に関与するのは、生産者責任組織(PRO)の業務を監督する EPR 監督部門 (Direction de Supervision des Filières REP: DSREP)である。DSREP の子会社は、「EPR セクター監視委員会」又は CiFREP (commission inter-filières de responsabilité élargie des producteurs: CiFREP) と呼ばれ、生産者責任組織 (PRO) の活動を監督する。

EPR 準拠の包装の製造業者は、CiFREP 委員会に登録し、製品が準拠していることを示すため TRIMAN ロゴのラベルを付ける必要がある。合法で販売可能、更にメーカーも PRO のメンバーとして参加し、調整や調整を支援する。会員向け商品の回収又は管理を行うため、現在活動を開始している PRO は、500 名を超えるメンバーを擁し、多くの種類の包装を担当する(1)Citeo によって設立された(2)Adelphi、ワイン及びスピリッツ業界と 2017 年に新設された(3)Leko である。

(2) 日本。日本ではプラスチック廃棄物管理と EPR 制度の導入が課題となっており、資源有効利用促進法が制定され自主的に導入されている。法律が制定されるまで固形廃棄物の収集の促進に関する法律など、使用済み容器包装の具体的な管理を目的とした法律が制定された。包装の分別とリサイクルプラスチック、ガラス、紙、金属の 4 種類の材料をカバーしている。

日本の EPR 制度は複数の省庁によって監督されている。主な規制機関は経済産業省とともに環境省 (環境省) である。経済産業省、財務省、厚生労働省 (厚生労働省)、農林水産省 (農林水産省) は、法律で定められた一定の事項について規制権限を行使する。

(p.6)

容器包装リサイクル促進法。日本は、全ての製造業者が会員として加入する国家 PRO として日本容器包装リサイクル協会 (JCPRA) の設立を求めている。JCPRA は、民法第 34 条に基づく民間非営利法人の地位を有しており、従業員数 20 人以下又は年間売上高 2 億 4,000 万円以下の中小企業を除き、厚生労働省に登録する必要がある。更に、日本政府も包装廃棄物の削減を推進する基本ガイドラインを発表した。全ての自治体が廃棄物の分別収集と包装の再利用に関する基準を計画しなければならない。この基本方針に基づくごみの分別収集も 3 年ごとに公表される。

(3) 南アフリカは、2008 年固形廃棄物法に基づく廃棄物ゼロ (Zero Waste) の達成を目標に、廃棄物管理計画の達成と一般廃棄物の削減を目的として EPR を導入し、通知を発行している。2020 年生産者責任規則の拡大及び 2020 年生産者責任計画に関する規則の発表、

2020年に紙、包装及び使い捨て製品のメーカーの責任が拡大され、その後、ガラス、紙及び金属の包装、PET、ポリオレフィン プラスチック (PP、HDPE、LDPE、LLDPE)、ポリスチレン、塩化ビニル、使い捨て及び生分解性の製品が対象となる。

法律の制定と EPR システムの規制を担当する主な組織は、環境・森林・水産省(DEF)である。EPRの直接の責任は化学物質および廃棄物管理局(部門:化学物質及び廃棄物管理)であり、副局長が方針の管理及び遵守に責任を負う。そして関連法廃棄物管理局(WMB)と協力する必要がある。WMBは2014年に設立され、業務内容を大臣に報告する必要がある独立組織である。

年間10トンを超える製品を上市するために包装を使用する製造業者は、次の機関に登録する義務がある。DFEの南アフリカ廃棄物情報センター(SAWIC)は、独自のEPR計画に従って、場合によっては独立して包装を管理する。責任計画に参加する他のメーカーの製品を使用するか、そのメーカーに代わって活動するPROを設立する。実際には、殆どの製造業者は、政府が8か所で強制発表を発令する前に、包装の種類とタイプに応じて自主的に設立されたPROのメンバーとして参加した。(1) ペットリサイクル会社又はPETCOは、PET包装のために2004年に設立された。(2) ガラス製の包装に関しては、Glass Recycling Company(TGRC)が2005年に設立された。(3) RecyclePaperZAは2003年に設立され、(4) Fiber Circleは紙包装に関して2006年に設立された。(5) SA又はMETPAC-SAの金属包装協会は2007年に設立されたスチール、ブリキの包装会社である。(6) 南アフリカポリスチレン協会(Polystyrenesa)は、発泡ポリスチレン(ESP)包装と高耐衝撃性ポリスチレン(HIPS)プラスチックペレットのため2007年に設立された。(7) ポリオレフィン責任団体又はPOLYCOは、2011年にポリオレフィンプラスチック包装コンバーターのグループが設立され、そして(8) ポリ塩化ビニル(PVC)材料の南アフリカビニール協会(SAVA)がある。

(p.7)

(4) チリは廃棄物管理に関する法律を公布した。2016年拡大生産者責任及びリサイクル促進法(2016年廃棄物管理、拡大生産者責任及びリサイクル奨励法)、又はLey No. 20,920により、強制的なEPRシステムを導入し、国王令を制定している。包装に関する収集及び回収目標、及び包装容器及び包装に関する2021年(Ley No. 42.906)に関連するその他の義務を設定する。1)液体用ダンボール箱、2)金属、3)紙・板紙、4)プラスチック、5)ガラスの5種類の材料をカバーする。

環境省はEPR法に準拠する規制機関であり、検査と処罰に関する第45条が定められている。環境規制当局にコンプライアンスの監視責任を義務付ける。この包装に関する王室令に

定められた義務に従う。汚染物質排出移動登録簿(RETC)は、生産者の登録を担当している。また、環境省も登録を行っている。自治体や民間団体が実施するプロジェクトを支援するリサイクル基金、政府の資金、技術援助や国際協力、寄付、地方自治体からの移譲、年度予算及び他の法律によって割り当てられたリソースを資金源とする

この法令は、収集と回収の目標、及びコンテナに関連するその他の義務を定めている。2021年包装及び包材法第8条では、製造業者が独自の包装及び包材を管理できると規定している。2つ以上の関連メーカーをグループ化して、包装をまとめて管理できる。そして、20社以上の企業が集まることができれば、RETCを通じて登録する必要がある。PRO (GRANSIC という用語を使用) の形で統合管理システムを組織化できる。

(5) 台湾。台湾の廃棄物管理は、1987年の廃棄物処理法(廃棄物処理法、WDA)の改正以来、EPRを使用し始めた。第1段階では、民間部門は次の基準に従って包装と製品の種類がグループ化された。しかし、虚偽報告の問題により、1997年にWDA法が再度改正され、資源循環管理基金(RRMF)が設立され、過去の民間PROからの残余基金を合わせて解散された。その後、2009年に資源循環法が施行された。

(p.8)

環境保護を監督する台湾の管轄当局連邦レベルには環境保護局がある。(環境保護局:EPA)には総務を指揮する権限を持つ責任大臣がいる。生産者及び輸入者から徴収した再利用料金の収入を次の目的に使用するRRMF基金を含む。

- 1) リユース補助金の支払い精算そして廃棄物の処理
- 2) リサイクル及び再利用システムに対する補助金及び奨励金の提供。
- 3) 執行機関が廃棄物処理を代行する場合の費用を負担。
- 4) 有能な中央機関によって選ばれ雇用された者による公平な検査・認証団体による検査・認証費用の負担。。
- 5) その他、権威のある中央当局から認定された一般廃棄物資源の再利用(リサイクル)に係る支出。

RRMFの予算は約60億パーツで、そのうち80%が補助金に充てられる。目標番号1に従った活動が行われ、残りの20%は地方自治体の廃棄物管理への補助金などの追加活動のための特別資金として確保される。監査チームへの報酬資金管理費、歳入徴収費研究開発補助

金及び広報費人々に知識を与える。

#### 4. 意見の聴取

関係者の意見を聴取する。

関係者からの意見を聞いた上で、「関係者」とは、権利や義務を持っている、又は持つ可能性がある人、又は以下のいずれかの特徴を持つ法案、法律、又は規則案によって影響を受けた、又は影響を受ける可能性がある人を意味する。

1) 権利又は義務を有する又は有する可能性のある起業家、個人、又は個人のグループ民法及び商法に基づいて設立された協会や財団などの関連組織を含む、影響を受ける又は影響を受ける可能性がある。法案の影響を受ける又は影響を受ける可能性がある、特定の法律に基づいて設立された評議会又は別の名前の法人。

2) 影響を受ける又は影響を受ける可能性がある地域の人々又はコミュニティのグループを有する関係団体を含む。目的は、前述の人々のグループ又はコミュニティに利益を齎すことである。

3) 関連任務を有する政府機関又は受け取った又は影響を受ける可能性があるエリアの責任者。

4) その分野の知識と専門知識を有する有資格者。

(p.9)

この法案、これは3回の専門家会議と公聴会で検討された。関係者への情報伝達のため、関係者のコメントを4回実施した。会議の内容は以下のとおり。

1) 最初の専門家会議は、2023年4月4日バンコクのラマ ガーデنز ホテルのリラワデー ルームで開催された。オンラインシステムを通じ、合計88名が会議に参加した。

2) 第2回専門家会議は2023年4月18日オンラインシステムで開催された。会議には合計70人が出席した。

3) 第3回専門家会議は2023年7月7日ラマ ガーデنز ホテルで開催された。バンコクオンラインシステムを通じ、合計162名が会議に参加した。

4) 法律案に関する意見聴取会を次の4地域で計4回開催した。

初回となる北部地区は2023年7月17日にオンラインシステムで開催され、計113名が参加した。

2回目 東北地方 2023年7月19日にオンラインシステムで開催。会議には合計116名が参加した。

第3回目の南部地区は2023年7月21日にオンラインシステムで開催された。会議には合計128名が参加した。

第4回となる中部地域は、2023年7月25日にラマ・ガーデンズ・ホテルで開催された。バンコクオンラインシステムによる参加者は合計320名であった。

意見聴取の結果は影響分析に含まれている。

5. 他の法律との関係又は近接性。

現行法 この法律は、現行法の2つの部分に関連している。

(1) 資源循環を支える包装材の設計・製造に関する施策を支援す。天然資源と環境を対象とし、1979年の食品法、1968年の工業標準法、及び1979年の消費者保護法に従って包装管理を提供する。そしてそれをより持続可能なものにする。

(2) 使用済み包装材の管理に関する措置は、1992年の公衆衛生法及び清潔及び秩序に関する法律に基づく地方行政機関の固形廃棄物管理に関連している。1992年の国の命令により、包装管理に責任を負う組織が指定される。包装を製造及び使用する業界は、全ての州で使用済みの包装を固形廃棄物から分離するシステムを構築する責任がある。これにより、地方行政機関の廃棄物処理の負担を軽減し、支援することができる。

(p.10)

現在、次の2つの法律が起草されている。

(1) 高等教育・科学・研究・イノベーション省の循環経済推進(CE)法案。循環経済システムからの移行を促進し管理するための法的枠組みと措置を定めるもの。直線経済から循環

経済へ循環型経済推進法案は、包装を含む様々な製品をカバーし、そしてこの法律に定める措置のほか、包装管理を促進するため使用できる促進策がある。

(2) 国家環境品質促進及び保存法案 B.E... 天然資源環境省。環境法は、現在起草中のこの法律に起因する料金と罰金を環境基金からの収入として使用できるようにするための西暦 2535 年の国家環境品質促進及び保存法の改正である。

(3) 天然資源環境省の廃電気用品・電子機器の管理に関する法案。これも EPR 原則に基づく法律であり、使用済み包装の管理と一致する特性に設計されるべきである。

## 6. 法律による潜在的な影響

### 6.1 この法律は権利又は自由を制限する。或いは、誰にどんな義務や負担を課すのか？

対象者	責務・職務
1. 包装を製造又は輸入する企業	<p>-公害防止部門に登録する</p> <p>-責任を負う企業には以下が含まれる：</p> <p>(1) 包装に使用される製品の製造者又は製造のために雇われた人。独自の製品ラベル又は製品ラベルがタイではない製品製造又は受領する請負業者を含む製品を製造する権利雇用主又は所有者の場合。</p> <p>(2) ラベルの下に包装が使用されている製品、自分又は他人の製品の輸入者</p> <p>(3) 製品の包装に使用する包装の製造業者又は輸入業者、又は (1) に該当する者以外の一般人に販売する場合。</p> <p>(p.11)</p> <p>輸出の際には、製品の製造業者又は輸入業者は含まない。輸出の際の包装又は包材は事業者が責任を負う。</p> <p>1)環境に適切な材料の設計と選択の原則に従った包装の使用を促進するためのガイドライン発表に記載されているガイドラインに従って包装を選択する。</p>

	<p>2)持続可能な経営の包装ラベル又は記号を表示する必要がある。</p> <p>3)再生、再利用、工業的に分解又はエネルギーに変換するか、安全に処分することによって使用済みの包装を回収し、有効に活用されたい。</p> <p>4)部門別買取制度による包装管理義務的、又は大臣が指定するデポジット返還システム。</p> <p>5)持続可能な管理のため、使用済み包装の種類を分別と使用済み包装の返却を促進する消費者及び公衆への情報伝達及び提供。</p> <p>2)～5)に基づく関税を行うことにより、生産者及び輸入者は、正確な包装管理を行う組織に付与できる。管理料を支払うことでその代理活動を行うことができる。</p>
<p>2. 販売代理店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 消費者が容器を持ち込むための便利なポイントを提供する消費者の安全と健康を重要視し、包装の使用を減らすため製品を購入する際に使用される。これは、消費者を否定するものではなく、見返りに利益を提供するものである。</li> <li>- 返却ポイント、仮置きポイント、又は使用済み包装の分別ポイントを提供する。仕分けや梱包を容易にし、サポートするため使用済み製品は他の廃棄物から除去される。エリアの広さを考慮すると、場所の物理的制限は重要である。</li> </ul>
<p>(p.12) 3. 消費者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 大臣が指定した流通業者によって拒否されることなく、包装の使用を削減するため、製品を購入するための容器を使用できる。</li> <li>- 使用済みの包装を他の廃棄物と一緒に処分しないこと。ガイドラインに従って使用済みのパッケージを一般廃棄物から分別されたい。地方公共団体のまたは、販売店又は組織の返品ポイント、仮置きポイント、又は包装の仕分けポイントに配送する。地方自治体は各州を支援するために組織されている。</li> <li>・取扱いが難しく、過度の環境影響を与える材質の包装、又一部では使用が禁止されている包装は、大臣が告示した環境中に容易に漏洩する恐れのある区域では使用できない</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 大臣が告示した場合、包装の保証金を支払う。特定の種類の包装にはデポジット返還システムが必要である。</li> </ul>
4. 使用済み包装を回収する専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 公害防止部門に登録する</li> <li>- 管理責任を負う組織の制度に参加できる各地域での包装の回収をサポートするため提供される包装を担当する組織から支援を受ける。包装を持続的に管理して安全性を確保するキャリアを積んで生活の質を向上させる。</li> </ul>
5. 使用済みの包装は処理し処分する運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 関連法に従って許可を求める。</li> <li>- 回収した使用済み梱包材を管理するための包装を担当するメーカー又は組織と契約を締結する。</li> </ul>
6. 地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 全ての州で使用済み包装の回収システムを提供することで持続可能である包装管理を担当する組織によるサポートを受ける。</li> <li>- 回収ポイントを提供するコミュニティ内の仮置き又は使用済み包装を分別する。</li> </ul> <p>(p.13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公衆への情報の伝達と提供選択を促進するために使用済みの包装を分別、使用済み包装の返却、持続可能な事業への回復されたい</li> <li>- 地方条例を発行して、使用済みの包装資材の回収基準、方法、条件を確立する。使用済みの包装他の廃棄物から分別する。</li> <li>- 保管できる使用済み包装の量に関するデータを公害防止部門に報告する。</li> </ul>
7. 政府機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 管理が難しい又は製品に影響を与える包装の使用を削減する。庁内や活動における再利用のプロセス又は責任のあるプロジェクトにより、非常に環境に適切な、又は入手した包装材料の使用を変更する。</li> <li>- 企業が包装に使用する製品の購入、原材料や材料の使用量を削減、又は内閣が定める基準による包装にリサイクル材の使用割合を増やした商品の使用を検討されたい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 使用済み包装を他の廃棄物から分別するようまず手配し、処理のために認可された収集担当者に引き渡す。</li> <li>- 削減に向けた官民セクターの意識を高める包装用途使用済み包装の分別保管教育活動や公共活動を通じてタイプを決定し、実際の実践で協力関係を築くように努められたい。</li> <li>・その他普及促進のモデルとなる取組みを実施する包装を持続可能な方法で管理する。</li> </ul>
--	---

(p.14)

6.2 6.1 に従って影響を受ける人々を予防、修正、保護、又は救済するためにどのような対策があるか？

EPR 原則に従って生産者と輸入者に責任を負わせることはタイ社会では新しいことなので、最初は情報の登録と報告が必要である。政府部門はデータベースの作成をサポートしており、従ってこの法律は、小規模及び零細起業家に影響を与える可能性のある牛乳の登録手数料を免除するものであり、タイ産業連盟と協力して持続可能な包装管理を担当する組織の設立を義務付けている。影響を受ける業界を代表するタイ又は商工会議所が PRO となり、製造業者と法的義務を履行する。輸入者は又、材料の種類に応じてグループ化されている南アフリカの例のように、必要に応じ集めて追加の PRO を設立することも可能である。但し、製造業者又は輸入業者の場合である。これを自分で行うことを希望する人は誰でも、独自の持続可能な包装管理計画を作成できる。使用済み包装を他の廃棄物と区別して収集する責任を負う地方自治体や流通業者に対しては、持続可能な包装管理を担当する組織がその活動を支援できるようにする規制がある。そして責任を負う。収集した包装を、法律に従って許可された処理及び廃棄の受領者に輸送するため、エネルギー事業の運営を管理する工場と法律がある。

6.3 この法律は国、社会、国民にどのような利益を齎すか？

この法則は設計の指針となる。より環境に適切な包装を製造及び使用する。公害防止部門がポリシーに準拠するための強制措置を講じられるよう支援する。業界からのリソースの動員を支援し、包装使用者は分類及び収集システムを提供するために包装を使用することで恩恵を受ける。使用済み包装を再利用して循環経済を促進し、包装が漏洩し、陸地と海洋の生態系、環境品質の維持に貢献する特に観光地ではタイの大切な自然を汚染する可能性を減らす。

7. 法律を遵守し、遵守を強制するための州の準備と費用。

### 7.1 責任機関

公害防止部天然資源環境省

(p.15)

### 7.2 法律を遵守又は遵守するためのガイドラインと準備時間はどの位か?

この法律は、寄付を強制できるようにするため様々なメカニズムを準備する期間を指定している。次のように法律に準拠できる

- 第 2 条は、王室官報に掲載された日から 180 日後に発効する。
- 第 49 条。第 14 条に基づく持続可能な包装管理を促進するための計画の最初の作成には、次を含める必要がある。少なくとも 5 種類の包装（ガラス、金属、紙、プラスチック、複合材料）を持続可能な方法で管理する必要があると規定している。
- 第 50 条。持続可能な包装管理を担当する組織を 210 日以内に設立する。この法律が施行された日から数日、及び第 1 項に基づく持続可能な包装管理を担当する組織この法律の発効日から 360 日以内に持続可能な包装管理計画を作成する。

### 7.3 関係者や機関の間で理解を深めていくためのガイドラインと期間がある。法律に従い、遵守を強制するにはどうすればよいか?

法案作成の過程では、2023 年 4 月から 7 月にかけて 4 地域で計 7 回、法案に対する意見を聞くフォーラムが開催された。その後、法案成立時には仕組みや制度が整備される予定である。ガイドラインのような様々な方法で、国民と関連機関に理解を深められたい。

- 持続可能な包装管理を推進するための 5 年間の方針と計画知識を広めるためのプロセスが必要である。企業や一般の人々は、持続可能な包装管理の重要性を認識している。
- 公害防止部門は登録のための情報システム、起業家や関係者への情報発信、利便性の提供を提供する。

- 持続可能な包装管理を担当する組織及び持続可能な包装管理を担当する事業者持続可能な製品は、消費者または一般の人々に伝達され、情報が提供される。包装形態の分別を推進するため中古品使用済み包装を持続可能な経営に戻す。

- 政府機関には、包装の使用削減に対する官民の意識を高める義務がある。啓発活動や公共活動、取り組みを通じた使用済み包装の分別収集実際の実践で協力を生み出す。

(p.16)

7.4 最初の3年間に法律を遵守し施行するため必要と予想されるコスト又は支出。

公害防止部最初の3年間に法律の遵守と遵守を強制するため発生する費用は、総額5,400万バーツで、その内容は次のとおり。

データベースの作成と管理責任組織の登録持続可能な包装と起業家 5,000万バーツ  
5年間の持続可能な包装管理を推進するための方針と計画の作成 1,000,000バーツ  
年2回の政策委員会会議の開催 300,000バーツ  
年2回の管理委員会会議の開催 300,000バーツ  
持続可能な包装管理計画の検討 400,000バーツ  
企業及び組織の業務に対する抜打ち検査 2,000,000バーツ

## 8. 法律によって生じる可能性のある全体的な影響

### 8.1 経済への影響

ポジティブな面

1) 包装の使用により、地方行政機関の廃棄物収集・処分にかかる廃棄物管理コストを削減する。その割合は固形廃棄物の総量の10~15パーセントである。

2) 使用済み包装の分別と回収、及び管理が容易な包装の設計により、国内のリサイクル材の量を増加し、生産コストが削減する。

3) 回収・再利用に関わるキャリアが創出し、改善支援職場が安全になる。

4) 長期的には、企業は持続可能性に注意を払う世界市場の貿易ルールを受け入れる準備ができる。製品と包装の詳細競争力が高まる。

ネガティブな面

1) 企業は運営コストを増加させる。これにより、製品の価格が上昇する可能性があるが、海外の研究では、EPRシステムの管理手数料が価格とは別に表示されない場合(Visible Fee)、事業者が消費者全員の費用負担に転嫁できないことが判明している。

(p.17)

## 8.2 社会への影響

ポジティブな面

1) 政府機関が持続可能な包装を使用する良い例として、タイの観光スポットのイメージが良くなる。

2) 人々はゴミの分別に規律を持つ。これは、各州に使用済み梱包材の分別を支援するシステムがあるためである。一般廃棄物の中からこれは、生ゴミや有害廃棄物など、他の種類の廃棄物の分別にも拡張できる。

ネガティブな面

なし

## 8.3 環境又は健康への影響

ポジティブな面

1) 陸上及び海洋生態系に漏洩するゴミの量が減少する。食物連鎖におけるプラスチック汚染を低減する。

2) 資源保護を支援する新しい材料（バージンマテリアル）の使用を削減し、新しい製造プロセスにより温室効果ガスの排出削減に貢献する。

ネガティブな面

なし

#### 8.4 その他の重要な影響

なし

(p.18)

委員会制度が刑事罰政府職員に裁量権を与える許可制が必要な理由

#### 9. 許可制度の必要性の理由

この法律は、業界の持続可能な包装管理計画を検討するために許可制度を導入するために必要な法律であり、計画の内容は持続可能な包装管理を推進するための 5 か年計画の目標の達成に影響を与え、責任を負う組織のコストに影響を与えるためである。会員へのサービス料金の基礎となる包装管理、及び事業主が希望する場合の事業主の持続可能な包装管理計画独自に管理するために分離され、集中管理システムにおいて他の事業者にも有利または不利が生じないように考慮する必要がある。この点で、局長が改善の許可を与えることを検討する。修正と異議申し立てのチャンネルが作成される期限が設定されている。

#### 10. 委員会設置の必要性の理由

この法律では、持続可能な包装管理のために 2 つの委員会システムの使用が義務付けられている。ライフサイクル全体には、多くの機関の使命が関係する。持続可能な包装管理委員会は政策委員会で構成される。首相は主宰せずに済むが副首相は必ず要るはずだ。首相は彼を委員長に任命した。関係閣僚とともに大臣とともに政策レベルおよび持続可能な包装管理委員会の問題を検討できること天然資源と環境委員長天然資源環境省の次官が委員会の副委員長を務める。委員は必要な数だけ、組織の代表者及び資格のある委員だけとなる。

#### 11. 刑事罰を科す必要がある事由

この法律は、次のような使い捨て包装の製造又は輸入を禁止し犯罪とする。自然界への漏洩を引き起こす、又は、特定の地域で特定の種類の包装の使用を禁止又は制限する。自然界への漏洩を防ぐために関連する国際義務を考慮する。2023 年 2 月 21 日に閣議決定された廃プラスチックの輸入規制の方針に沿ったものである。同省によると提供される天然資源と環境環境への影響と国内のプラスチックスクラップの価格を削減する。法案により、2025 年以降、タイが他国からの廃棄物の受け皿となるのを防ぐ。このバージョンの殆どは、この法律に違反したり、従わない者に対する罰則として、罰金に関する法律に従って罰金の形で

罰則を規定する。経過規定では、本法に基づく違反行為があった場合、最初の2年間は刑を免除することが追加規定される。

(p.19)

12. 行政命令を発する又は管理業務を遂行する際に州職員に裁量権を与える必要な理由。

法律の趣旨に沿って効果的に法律を執行するためには、法務官の裁量が必要となる業務もあるからである。しかしこの法律案は、法務当局者に行政命令を発令する際の裁量を義務付ける。法律に従って役人の裁量権を行使する仕組みや枠組みを確立する。大臣の指名により天然資源環境省は二次法を制定することでこれを決定する。

インドネシア WTO 通報「G/SPS/N/IDN/152 「食品包装に関するインドネシア食品医薬品局規則案」 2024 年 11 月 28 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NIDN152.pdf&Open=True>

内容の説明：この規則は、食品包装に関するインドネシア FDA 規則 2019 年第 20 号の改訂版である。この新しい規則が施行されると、以前の規則(食品包装に関するインドネシア FDA 規則 2019 年第 20 号)は廃止される。

この規則では、認可された食品包装材料（移行レベル）、一般的な移行試験方法、認可食品接触物質、禁止食品接触物質、リサイクル包装材料、リストにない物質の申請書が規定されている。

この規則には、次の 6 つの付録が含まれる：

- － 付録 I. 認可された食品包装材料のリスト
- － 付録 II. 一般的な移行試験方法
- － 付録 III. リユースを目的としたプラスチック製食品包装材料の移行試験
- － 付録 IV. 食品包装に認可された食品接触物質のリスト
- － 付録 V. 食品包装に禁止された食品接触物質のリスト
- － 付録 VI. 食品包装の安全性に関する申請書

「インドネシアの食品包装に関する医薬品及び食品管理庁規則」

[https://members.wto.org/crnattachments/2024/SPS/IDN/24\\_07823\\_00\\_x.pdf](https://members.wto.org/crnattachments/2024/SPS/IDN/24_07823_00_x.pdf)

全能の神の恵みによって、

医薬食品管理庁長官は、

次を考慮し：

- a. 食品安全要件を満たさない食品包装から国民を守る必要がある。
- b. 食品包装に関する食品医薬品監督庁規則 2019 年第 20 号に規定される食品包装に関する規定は、もはや法的要件及び科学技術の発展に準拠していないため、改正する必要がある。
- c. a 及び b に意図される考慮事項に基づき、食品安全に関する政府規則 2019 年第 86 号第 24 条第 3 項及び第 25 条第 2 項の規定を実施するには、食品包装に関する食品医薬品監督

庁は次の規則を規定する必要がある。

次を確認し：

1. 食品に関する法律 2012 年第 18 号（インドネシア共和国官報 2012 年第 227 号、インドネシア共和国官報追補第 5360 号）。
2. 食品安全に関する政府規則 2019 年第 86 号（インドネシア共和国官報 2019 年第 249 号、インドネシア共和国官報追補第 6442 号）；
3. 食品医薬品監督庁に関する大統領規則 2017 年第 80 号（インドネシア共和国官報 2017 年第 180 号）。
4. 食品医薬品監督庁の組織及び業務手順に関する食品医薬品監督庁規則 2020 年第 21 号（インドネシア共和国官報 2020 年第 1002 号）、食品医薬品監督庁規則第 13 号により修正食品医薬品監督庁の組織及び業務手順に関する食品医薬品監督庁規則の改正に関する 2022 年第 21 号インドネシア共和国官報(2022 年第 629 号)。
5. 食品医薬品監督庁における技術実施部門の組織及び作業手順に関する食品医薬品監督庁規則 2023 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2023 年第 611 号）。

次を決定する：

食品包装に関する医薬品及び食品管理庁規則

## 第 1 章 一般規定

第 1 条 この庁の規則では、次を意味する：

1. 食品とは、生物資源、農作物、プランテーション、林業、漁業、畜産、海産及び水産に由来するもので、加工品か未加工品かを問わず、食品添加物、食品原料、食品又は飲料の準備、加工、及び/又は製造に使用される原材料その他の食品を含む、人の消費のための食品又は飲料を目的とするものである。
2. 加工食品とは、追加の原材料の有無に係らず、特定の方法又は方法で加工して得られる食品又は飲料である。
3. 食品包装は、食品と直接接触するかどうかに係らず、食品を収容及び/又は包装するため

使用される材料である。

4. 食品包装材料とは、食品包装を構成する材料である。
5. 食品接触物質とは、使用時に食品と直接接触する食品包装を構成する物質である。
6. 移行とは、物質を食品包装から食品に移動させるプロセスである。
7. 全ての個人、法人に係わる。
8. 食品医薬品監督庁の長は、食品医薬品監督庁長官とする。

## 第2条

- (1) この庁の規則で規制される食品包装には、食品と直接接触する食品包装が含まれる。
- (2) (1)項で意図されている食品包装は、食品包装材料及び食品接触物質で構成される。

## 第II章 食品包装材料

第3条 包装された食品を製造するあらゆる者は、人の健康を危険に晒さない食品包装材料を使用する義務がある。

## 第4条

- (1) 第3条で意図される食品包装材料には、次が含まれる：
  - a. プラスチック；
  - b. ゴム及びエラストマー；
  - c. 紙及び板紙；
  - d. セラミックス；
  - e. ガラス；
  - f. 金属及び合金；及び、
  - g. 多層材料。
- (2) (1)項で意図される食品包装材料は、移行量制限の要件を満たさなければならない。
- (3) (2)項で意図される移行には、次が含まれる：
  - a. 総移行量、及び/又は、

b.特定移行量。

(4) (3)a に言及される総移行量は、包装からの全ての成分の移動の合計結果であり、その成分が健康に危険であるかどうかは区別されない。

(5) (3)b に言及される特定移行量は、健康に危険であることが知られている包装内の特定の成分の移行の結果である。

(6) (2)項で意図される移行量制限の要件は、本庁の規則の不可分な部分である付録 I にリストされる。

#### 第 5 条

(1) 第 4 条で意図される移行量制限の要件が満たされていることは、移行テストによって証明される。

(2) (1)項に意図される移行試験は、食品の種類と使用条件に基づいて決定される。

(3) (2)項で意図されている使用条件には、食品との接触温度及び接触時間が含まれる。

(4) (2)項に意図される移行テストは、本庁の規則の不可分な部分である付録 II の規定を指す。

#### 第 6 条

(1) 包装された食品を製造する全ての人は、再利用を目的としたプラスチック製の食品包装材料が第 4 条に意図される移行制限要件を満たしていることを確認する責任がある。

(2) 付録 II の移行試験の規定を満たす必要があることとは別に、再利用を目的としたプラスチック食品包装材料は、付録 III に記載される再利用を目的としたプラスチック食品包装材料の模擬移行試験規定も満たさなければならない。

### 第 III 章 食品接触物質

#### 第 7 条

(1) 第 4 条に意図される、食品と直接接触する食品包装材料は、安全な食品接触物質を使用しなければならない。

(2) 食品包装としての使用が認可され(1)項に意図される食品接触物質は、使用が認可された、a.移行制限要件あり及びb.移行制限要件なしの食品接触物質で構成される。

(3) (2)項に意図される食品包装としての使用が認可されている食品接触物質は、本庁の規則の不可分な部分である付録 IV にリストされる。

#### 第 8 条

(1) 流通用に包装された食品を製造する全ての者は、人の健康に有害な汚染物質を放出する可能性のある禁止された食品接触物質を含む食品包装材料の使用を禁止される。

(2) (1)項に意図される食品包装としての使用が禁止されている食品接触物質は、本庁の規則の不可分な部分である付録 V にリストされる。

### 第 IV 章 再生材料を使用した食品包装

#### 第 9 条

(1) この庁の規則に規定される食品包装材料及び食品接触物質に関する規定は、再生材料から作られた食品包装の使用に準用される。

(2) (1)項に意図される再生とは、食品包装として再利用するため使用された食品包装材料の再処理を指す。これには、分別、切断、洗浄、及びその後の品質要件を満たすための特殊な処理プロセスが含まれる。

(3) (1)項に意図される規定を履行する必要があることとは別に、再生材料から食品包装材料を使用する場合、法定の規定に従って再生材料から食品包装材料を製造する方法に関する規定も遵守する必要がある。

### 第 V 章 評価

#### 第 10 条

(1) 付録 I 及び付録 IV に記載されたもの以外の食品包装材料及び/又は食品接触物質は、食品包装の安全性評価に基づいて庁の長官の書面による認可を得た後にのみ、食品包装として使用できる。

(2) (1)項で意図されている食品安全評価は、環境中で容易に分解される材料として宣言された食品包装材料についても実施される。

(3) 申請者は、(1)項に意図される書面による認可を得るため、審査請求を庁の長官に提出しなければならない。

(4) (1)項に意図される評価の申請には、少なくとも以下を含むデータ及び文書が添付されていなければならない：a.申請者のデータ、b.食品包装材料及び/又食品接触物質に関するデータ、及び c.食品包装ラボの試験結果。

(5) (3)項及び(4)項に意図される評価申請は、本庁の規則の不可分な部分である付録 VI にリストされる記入例を使用して提出される。

## 第 V 章 経過規定

第 11 条 この庁の規則が発効した場合、流通する食品包装は、この庁の規則の公布後 12 か月以内にこの庁の規則の規定に適合しなければならない。

## 第 VI 章 廃止条項

第 12 条 この庁の規則が発効すると、食品包装に関する食品医薬品監督庁規則 2019 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2019 年第 826 号）は廃止され、無効が宣言される。

第 13 条 この庁の規則は、公布日より施行する。

誰もが知っているように、この庁の規則はインドネシア共和国官報掲載によって公布されるよう命じられる。

Plt.医薬食品管理庁長官ルシア・リズカ アンダルシアにより、ジャカルタで決定

法律局長、法務・人権省、インドネシア共和国、アセツプ・N・ムリアナにより、ジャカルタで公布

インドネシア共和国官報 ...年 No. ...

## 付録 I 認可された食品包装材料

### A. プラスチック

#### I. 一般要件

## II. プラスチックの種類に基づく特定要件

- 1 アクリルとその変性物、硬質及び半硬質
- 2 アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン (ABS) 共重合体 (CAS No.: 9003-56-9)
- 3 アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン/メタクリル酸メチル共重合体 (CAS No. : 9010-94-0)
- 4 アクリロニトリル/スチレン共重合体 (CAS No. : 9003-54-7)
- 5 ブタジエン/スチレンエラストマーで変性されたアクリロニトリル/スチレン共重合体
- 6 1,4-シクロヘキシレンジメチレンテレフタレート/1,4-シクロヘキシレンジメチレンイソフタレート共重合体
- 7 エチレン/アクリル酸共重合体
- 8 エチレン/一酸化炭素共重合体 (CAS No.: 25052-62-4)
- 9 アイオノマー
  - 9.1 亜鉛、ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウムなどの金属で中和されたエチレン/メタクリル酸共重合体
  - 9.2 亜鉛、ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウムなどの金属で中和されたメタクリル酸/エチレン/アクリル酸イソブチル共重合体
- 10 エチレン/アクリル酸メチル共重合体 (CAS No. : 25103-74-6)
- 11 エチレン/酢酸ビニル (EVA) 共重合体 (CAS No. : 24937-78-8)
- 12 エチレン/酢酸ビニル/ビニルアルコール共重合体 (CAS No.: 26221-27-2)
  - 12.1 フィルム状成形品 (厚さ 0.013 cm 又は 0.005 インチ以下) は、付録 II に記載した使用条件 D~G の下で、食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B 及び VIII と接触する包装に使用される。
  - 12.2 フィルム状成形品 (厚さ 0.0076 cm 又は 0.003 インチ以下) は、付録 II に記載した使用条件 D~G の下で、食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B 及び VIII と接触する包装に使用される。
- 13 メラミンホルムアルデヒド
- 14 尿素ホルムアルデヒド
- 15 フェノールホルムアルデヒド
- 16 尿素及び/又はフェノール及び/又はメラミン及びホルムアルデヒドとの混合
- 17 ナイロン/ポリアミド 6,6
- 18 ナイロン/ポリアミド 6
- 19 ナイロン/ポリアミド 6,10 (610)
- 20 ナイロン/ポリアミド 6,12 (612)
- 21 ナイロン/ポリアミド 11
- 22 ナイロン/ポリアミド 12

- 23 ナイロン 66/610
- 24 ナイロン/ポリアミド 6/66
- 25 ナイロン/ポリアミド 6/12
- 26 ナイロン/ポリアミド 12T
- 27 ナイロン/ポリアミド 6I/6T
- 28 ナイロン 66T
- 29 ナイロン MXD-6
- 30 ナイロン 46
- 31 ナイロン/ポリアミド PA 6-3-T
- 32 ポリカーボネート (PC) (CAS No.: 25766-59-0)
- 33 ポリエステルカーボネート (CAS No.: 71519-80-7)
- 34 ポリプロピレン (PP) (CAS No. : 9003-07-0)
- 35 ポリエチレン (PE) (CAS No.: 9002-88-4)
- 36 塩素化ポリエチレン
- 37 ポリエチレンテレフタレート (PET) (CAS No.: 25038-59-9)
- 38 ポリブチレンテレフタレート (PBT) (CAS No.: 24968-12-5)
- 39 ポリスチレン (PS) (CAS No. : 9003-53-6)
- 40 ポリスチレン共重合体
- 41 ポリビニルアルコール (PVA) (CAS No.: 9002-89-5)
- 42 ポリ塩化ビニル (PVC) (CAS No.: 9002-86-2)
- 43 ポリ塩化ビニル共重合体
- 44 ポリ塩化ビニリデン (PVDC) (CAS No.: 9002-85-1)
- 45 ポリ塩化ビニリデン共重合体
- 46 フェノール類/フェノールアルデヒド
- 47 架橋ポリエステル
- 48 ポリオキシメチレン共重合体 (POM)
- 49 ポリメタクリル酸メチル (PMMA) (CAS No.: 9011-14-7)
- 50 ポリ乳酸 (PLA) (CAS No.: 26023-30-3)
- 51 アクリロニトリル-メチルアクリレート 変性ニトリルゴム
- 52 ポリ((R)-3-ヒドロキシブチレート-co-(R)-3-ヒドロキシヘキサン酸) (CAS No.: 147398-31-0)
- 53 ポリエチレンナフタレート (PEN) (CAS No. : 24968-11-4)
- 54 2,6-ナフタレンカルボン酸、1,4-シクロヘキサンジメタノール、1,2-エタンジオール、2,2'オキシビス[エタノール]及び $\beta$ 3, $\beta$ 3, $\beta$ 9, $\beta$ 9テトラメチル-2,4との2,6-ジメチルエステルのポリマー、8,10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3,9,ジエタノール (CAS No. : 2146168-28-5) (CAS No. : 2146168-28-5)

55 1,3-ベンゼンデタンアミンとアジピン酸を含むイソフタル酸ポリマー (CAS No.: 28628-75-3)

B. ゴム及びエラストマー

- I. 一般要件
- II. 特定要件

C. 紙及び板紙

D. セラミックス

- 1. 最下点からオーバーフロー点を通る水平面まで測定した内部の深さが 25 mm 以下の陶磁器製品
- 2. 容量が 1100 mL 未満で、最下点からオーバーフロー点を通る水平面まで測定した内部の深さが 25 mm を超えるセラミック製品
- 3. 容量が 1100 mL 以上で、最下点からオーバーフロー点を通る水平面まで測定した内部の深さが 25 mm を超えるセラミック製品

E. ガラス

- 1. 液体充填、又は充填しないときの深さ < 25 mm
- 2. 充填した場合の深さ > 25 mm、容量 < 600 mL の加熱調理以外の用途向け
- 3. 充填した場合の深さ > 25 mm、容量 600 mL ~ 3000 mL の加熱調理以外の用途向け
- 4. 充填した場合の深さ > 25 mm、容量 > 3000 mL の加熱調理以外の用途向け
- 5. 充填した場合の深さ > 25 mm、加熱調理用

F. 金属及び合金

- I. 一般要件
- II. 特定要件

- 1. 錫メッキ鋼
- 2. 内面コーティングを施したスズ/クロムメッキ鋼
- 3. ガasket付きスズクロムメッキ鋼
- 4. プラスチック付きスズ/クロムメッキ鋼
- 5. アルミニウムコーティング
- 6. アルミホイル
- 7. 金
- 8. 銀
- 9. 青銅

10. 銅
11. 真鍮
12. ステンレス鋼

## G. 多層材料

### I. 一般要件

1. 多層プラスチック - プラスチック
2. 多層プラスチック - 紙及び板紙
3. 多層プラスチック - 金属及び金属合金
4. 多層紙 - 金属及び金属合金
5. 多層プラスチック - 紙及び板紙 - 金属及び金属合金

### II. 特定要件

1. 使用温度 121°C以下の多層材料
2. 使用温度 135°C以下の多層材料
3. 使用温度 49~121°Cの多層材料

## 付録 II 移行試験

### A. プラスチック、多層及び金属製食品包装材料の総移行量試験

- A.1. 総移行量試験のための食品擬似物質の決定
- A.2. 総移行量試験における接触条件

### B. 包装材料の特定移行量及び重金属試験

#### プラスチック及びエラストマー食品

- B.1. 特定移行量及び重金属の検査に使用される食品擬似物質
- B.2. 特定移行量及び重金属の試験に食品擬似物質を使用する場合の接触条件
- B.3. 室温以下で 30 日を超える接触時間に関する特別規定
- B.4. 接触時間と温度の組合せに関する特定条件
- B.5. 残留試験による確認

### C. プラスチック、多層及び紙の食品包装材料の抽出試験

### D. ゴム製食品包装材料（エラストマー）の移行量試験

- D.1 N-ニトロソアミン及びN-ニトロソ化可能な物質の試験
- D.2 総移行量試験
- D.3 特定移行量試験

E. セラミックス及びガラスの特定移行量試験

E.1 カドミウム試験

E.2 鉛試験

付録 III 再利用を目的としたプラスチック食品包装材料の総移行量試験及び特定移行量試験

A.1. 総移行量

A.2. 特定移行量

付録 IV 食品包装としての使用が認可されている食品接触物質

A. 移行制限要件に従って使用が許可されている食品接触物質（115 物質）

B. 移行制限要件のない食品接触物質（1372 物質）

付録 V 食品包装としての使用が禁止されている食品接触物質（142 物質）

付録 VI 審査申請記入例

A 食品包装材料の使用申請書の記入例

様式 1 食品包装材料の使用に関する申請書

様式 2 食品包装材料に関する一般データ

様式 3 食品包装材料データ

様式 4 食品包装材料の移行試験結果

B 食品接触物質の使用申請書の記入例

様式 1 食品接触物質の使用に関する申請書

様式 2 食品接触物質に関する一般データ

様式 3 食品接触物質データ

様式 4 食品接触物質の移行試験結果

インドネシア WTO 通報「G/TBT/N/IDN/133/Add.1 食品包装に係るインドネシア食品医薬品庁（FDA）規則インドネシア 2019 年第 20 号」2024 年 8 月 1 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/IDN133A1.pdf&Open=True>

説明：この規則は、食品包装に関するインドネシア FDA2019 年規則第 20 号の改正版である。この新しい規則が施行されると、以前の規則（食品包装に関するインドネシア FDA 規則 2019 年第 20 号）は廃止される。

この規則では、認可された食品包装材料（移行レベル）、一般的な移行試験方法、認可される食品接触物質、禁止される食品接触物質、再生包装材料、リストされていない物質の申請書が規定されている。

この規則には、次の付録が含まれる：

付録 I. 認可された食品包装材料のリスト

付録 II. 一般的な移行試験方法

付録 III. 再利用を目的としたプラスチック製食品包装材料の移行試験

付録 IV. 食品包装に認可される食品接触物質のリスト

付録 V. 食品包装に禁止される食品接触物質のリスト

付録 VI. 食品包装の安全性に関する申請書。

「食品包装に関する医薬品及び食品管理庁…年 No…、2024 年 2 月 28 日草案」

[https://members.wto.org/crnattachments/2024/TBT/IDN/modification/24\\_04964\\_00\\_x.pdf](https://members.wto.org/crnattachments/2024/TBT/IDN/modification/24_04964_00_x.pdf)

全能の神の恵みによって、

医薬食品管理庁長官は、

次を考慮し：

a. 食品安全要件を満たさない食品包装から国民を守る必要がある。

b. 食品包装に関する食品医薬品監督庁規則 2019 年第 20 号に規定される食品包装に関する規定は、もはや法的要件及び科学技術の発展に準拠していないため、改正する必要がある。

c. a 及び b に意図される考慮事項に基づき、食品安全に関する政府規則 2019 年第 86 号第 24 条第 3 項及び第 25 条第 2 項の規定を実施するには、食品包装に関する食品医薬品監督庁は次の規則を規定する必要がある。

次を確認し：

1. 食品に関する法律 2012 年第 18 号（インドネシア共和国官報 2012 年第 227 号、インドネシア共和国官報追補第 5360 号）。
2. 食品安全に関する政府規則 2019 年第 86 号（インドネシア共和国官報 2019 年第 249 号、インドネシア共和国官報追補第 6442 号）；
3. 食品医薬品監督庁に関する大統領規則 2017 年第 80 号（インドネシア共和国官報 2017 年第 180 号）。
4. 食品医薬品監督庁の組織及び業務手順に関する食品医薬品監督庁規則 2020 年第 21 号（インドネシア共和国官報 2020 年第 1002 号）、食品医薬品監督庁規則第 13 号により修正食品医薬品監督庁の組織及び業務手順に関する食品医薬品監督庁規則の改正に関する 2022 年第 21 号インドネシア共和国官報(2022 年第 629 号)。
5. 食品医薬品監督庁における技術実施部門の組織及び作業手順に関する食品医薬品監督庁規則 2023 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2023 年第 611 号）。

次を決定する：

食品包装に関する医薬品及び食品管理庁規則

## 第 1 章 一般規定

第 1 条 この庁の規則では、次を意味する：

1. 食品とは、生物資源、農作物、プランテーション、林業、漁業、畜産、海産及び水産に由来するもので、加工品か未加工品かを問わず、食品添加物、食品原料、食品又は飲料の準備、加工、及び/又は製造に使用される原材料その他の食品を含む、人の消費のための食品又は飲料を目的とするものである。
2. 加工食品とは、追加の原材料の有無に係らず、特定の方法又は方法で加工して得られる食品又は飲料である。
3. 食品包装は、食品と直接接触するかどうかに係らず、食品を収容及び/又は包装するため使用される材料である。
4. 食品包装材料とは、食品包装を構成する材料である。

5. 食品接触物質とは、使用時に食品と直接接触する食品包装を構成する物質である。
6. 移行とは、物質を食品包装から食品に移動させるプロセスである。
7. 全ての個人、法人に係わる。
8. 食品医薬品監督庁の長は、食品医薬品監督庁長官とする。

## 第2条

- (1) この庁の規則で規制される食品包装には、食品と直接接触する食品包装が含まれる。
- (2) (1)項で意図されている食品包装は、食品包装材料及び食品接触物質で構成される。

## 第II章 食品包装材料

第3条 包装された食品を製造するあらゆる者は、人の健康を危険に晒さない食品包装材料を使用する義務がある。

## 第4条

- (1) 第3条で意図される食品包装材料には、次が含まれる：
  - a. プラスチック；
  - b. ゴム及びエラストマー；
  - c. 紙及び板紙；
  - d. セラミックス；
  - e. ガラス；
  - f. 金属及び合金；及び、
  - g. 多層材料。
- (2) (1)項で意図される食品包装材料は、移行量制限の要件を満たさなければならない。
- (3) (2)項で意図される移行には、次が含まれる：
  - a. 総移行量、及び/又は、
  - b. 特定移行量。
- (4) (3)a に言及される総移行量は、包装からの全ての成分の移動の合計結果であり、その成

分が健康に危険であるかどうかは区別されない。

(5) (3)b に言及される特定移行量は、健康に危険であることが知られている包装内の特定の成分の移行の結果である。

(6) (2)項で意図される移行量制限の要件は、本庁の規則の不可分な部分である付録 I にリストされる。

#### 第 5 条

(1) 第 4 条で意図される移行量制限の要件が満たされていることは、移行テストによって証明される。

(2) (1)項に意図される移行試験は、食品の種類と使用条件に基づいて決定される。

(3) (2)項で意図されている使用条件には、食品との接触温度及び接触時間が含まれる。

(4) (2)項に意図される移行テストは、本庁の規則の不可分な部分である付録 II の規定を指す。

#### 第 6 条

(1) 包装された食品を製造する全ての人は、再利用を目的としたプラスチック製の食品包装材料が第 4 条に意図される移行制限要件を満たしていることを確認する責任がある。

(2) 付録 II の移行試験の規定を満たす必要があることとは別に、再利用を目的としたプラスチック食品包装材料は、付録 III に記載される再利用を目的としたプラスチック食品包装材料の模擬移行試験規定も満たさなければならない。

### 第 III 章 食品接触物質

#### 第 7 条

(1) 第 4 条に意図される、食品と直接接触する食品包装材料は、安全な食品接触物質を使用しなければならない。

(2) 食品包装としての使用が認可され(1)項に意図される食品接触物質は、使用が認可された、a.移行制限要件あり及び b.移行制限要件なしの食品接触物質で構成される。

(3) (2)項に意図される食品包装としての使用が認可されている食品接触物質は、本庁の規則の不可分な部分である付録Ⅳにリストされる。

#### 第8条

(1) 流通用に包装された食品を製造する全ての者は、人の健康に有害な汚染物質を放出する可能性のある禁止された食品接触物質を含む食品包装材料の使用を禁止される。

(2) (1)項に意図される食品包装としての使用が禁止されている食品接触物質は、本庁の規則の不可分な部分である付録Ⅴにリストされる。

### 第Ⅳ章 再生材料を使用した食品包装

#### 第9条

(1) この庁の規則に規定される食品包装材料及び食品接触物質に関する規定は、再生材料から作られた食品包装の使用に準用される。

(2) (1)項に意図される再生とは、食品包装として再利用するため使用された食品包装材料の再処理を指す。これには、分別、切断、洗浄、及びその後の品質要件を満たすための特殊な処理プロセスが含まれる。

(3) (1)項に意図される規定を履行する必要があることとは別に、再生材料から食品包装材料を使用する場合、法定の規定に従って再生材料から食品包装材料を製造する方法に関する規定も遵守する必要がある。

### 第Ⅴ章 評価

#### 第10条

(1) 付録Ⅰ及び付録Ⅳに記載されたもの以外の食品包装材料及び/又は食品接触物質は、食品包装の安全性評価に基づいて庁の長官の書面による認可を得た後にのみ、食品包装として使用できる。

(2) (1)項で意図されている食品安全評価は、環境中で容易に分解される材料として宣言された食品包装材料についても実施される。

(3) 申請者は、(1)項に意図される書面による認可を得るため、審査請求を庁の長官に提出しなければならない。

(4) (1)項に意図される評価の申請には、少なくとも以下を含むデータ及び文書が添付されていなければならない：a.申請者のデータ、b.食品包装材料及び/又食品接触物質に関するデータ、及び c.食品包装ラボの試験結果。

(5) (3)項及び(4)項に意図される評価申請は、本庁の規則の不可分な部分である付録 VI にリストされる記入例を使用して提出される。

## 第 V 章 経過規定

第 11 条 この庁の規則が発効した場合、流通する食品包装は、この庁の規則の公布後 12 か月以内にこの庁の規則の規定に適合しなければならない。

## 第 VI 章 廃止条項

第 12 条 この庁の規則が発効すると、食品包装に関する食品医薬品監督庁規則 2019 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2019 年第 826 号）は廃止され、無効が宣言される。

第 13 条 この庁の規則は、公布日より施行する。

誰もが知っているように、この庁の規則はインドネシア共和国官報掲載によって公布されるよう命じられる。

Plt.医薬食品管理庁長官ルシア・リズカ アンダルシアにより、ジャカルタで決定

法律局長、法務・人権省、インドネシア共和国、アセップ・N・ムリアナにより、ジャカルタで公布

インドネシア共和国官報 ...年 No. ...

付録 I 食品包装材料の移行量制限要件

付録 II 移行テスト

付録 III 再利用を目的としたプラスチック食品包装材料の総移行量テスト及び特定移行量テスト

付録Ⅳ 食品包装として使用が認可される食品接触物質

付録Ⅴ 食品包装として使用が禁止される食品接触物質

付録Ⅵ 評価申請書の記入例

インドネシア「BPOM 長官の規則案」2023 年 12 月

<https://jdih.pom.go.id/view/slide/36d661eb6acc5c5d6d94adb57bab6eb/1543/-/2023>

「2023 年 10 月 31 日医薬品及び食品管理庁番号 ... 年 ... 食品包装に関する規則草案」  
2023 年 12 月 15 日公表

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1543/-/2023>

<https://standarpangan.pom.go.id/nspk/vewoneuud?nldocfle=1701835689-2023-12->

[06co181.pdf&scruerefle=17000405662023111581&nlemlplku=&scruety=](https://standarpangan.pom.go.id/nspk/vewoneuud?nldocfle=1701835689-2023-12-06co181.pdf&scruerefle=17000405662023111581&nlemlplku=&scruety=)

全能の神の恵みによって

麻薬食品管理庁長官は、

次を考慮し：

- a. 食品安全要件を満たさない食品包装から国民を守る必要がある。
- b. 食品包装に関する 2019 年食品医薬品監督庁規則第 20 号に規定されている食品包装に関する規定は、もはや法的要件及び科学技術の発展に準拠していないため、代替する必要がある。
- c. a 及び b に意図されている考慮事項に基づき、食品安全に関する 2019 年政府規則第 86 号第 24 条第 3 項及び第 25 条第 2 項の規定を実施するには、食品包装に関する食品医薬品監督庁の規則を規定する必要がある。

次を確認し：

1. 食品に関する 2012 年法律第 18 号 (2012 年インドネシア共和国官報第 227 号、インドネシア共和国官報追補第 5360 号)。
2. 食料及び安全保障に関する 2019 年政府規則第 28 号 (2019 年インドネシア共和国官報第 249 号、インドネシア共和国官報追補第 6442 号)。
3. 食品医薬品監督庁に関する 2017 年大統領規則第 80 号 (2017 年インドネシア共和国官報第 180 号)。
4. 食品医薬品監督庁の組織及び業務手順に関する 2020 年食品医薬品監督庁規則第 21 号 (2020 年インドネシア共和国官報第 1002 号) が食品医薬品監督庁規則第 13 号により改正された。食品医薬品監督庁の組織及び業務手順に関する規則の改正に関する 2022 年食品医薬品監督庁第 21 号 (2022 年インドネシア共和国官報第 629 号)。
5. 医薬品食品監督庁の環境における技術実施単位の組織及び作業手順に関する食品医薬品監督庁規則 2020 年第 22 号 (2020 年インドネシア共和国官報第 1003 号) が数回改正された。最近では食品医薬品監督庁規則の第 2 次改正に関する 2022 年第 24 号、食品内の技術実施単位の組織及び作業手順に関する医薬品食品監督庁及び医薬品管理監督庁規則第 22 号 (2022 年インドネシア共和国官報第 1111 号)。

決定：

つぎを決定する：

食品包装に関する医薬品食品管理庁規則。

## 第 I 章 一般条項

第 1 条 この庁の規則では、次を意味する：

1. 食品とは、生物源、農作物、植林、林業、漁業、畜産、及び水産に由来するもので、加工済みか未加工かを問わず、食品添加物、食品原料、食品を含み、人の消費のための食品又は飲料を目的とし、食品又は飲料の準備、加工、及び/又は製造の過程で使用されるその他の材料をいう。
2. 加工食品とは、追加の原材料の有無に係らず、特定の処理又は方法で加工して得られる食品又は飲料をいう。

3. 食品包装は、食品と直接接触するかどうかに係らず、食品を収容、及び/又は包装するために使用される材料をいう。
4. 食品接触物質とは、使用時に食品と直接接触する食品包装を構成する物質をいう。
5. 食品接触材料とは、食品包装を形成するため使用される材料をいう。
6. 移行とは、物質を食品包装から食品に移動させるプロセスをいう。
7. 再生とは、包装材料として再利用し、品質要件を満たすための特別な処理プロセスが続く分別、切断、洗浄などで、その他の用途に使用された包装材料を再処理することをいう。
8. 全ての人とは、法人であるかどうかに係らず、個人又は法人をいう。
9. 食品医薬品監督庁の長とは、食品医薬品監督庁長官をいう。

## 第 II 章 食品包装材料

第 2 条 包装された食品を製造する全て的人是、人の健康を危険に晒さない食品包装材料を使用する義務がある。

### 第 3 条

(1) 第 2 条に意図されている食品包装材料には、次が含まれる：

- a. プラスチック；
- b. ゴム及びエラストマー；
- c. 紙及び板紙；
- d. セラミックス；
- e. ガラス；
- f. 金属及び合金；及び、
- g. 多層材料。

(2) (1)項に意図されている食品包装材料は、移行量制限の要件を満たしていなければならない。

(3) (2)項に意図されている移行には、次が含まれる：

- a. 総移行量；及び、
- b. 特定移行量

(4) (3)項の a に言及される総移行量は、包装材料の全ての構成要素が移行した結果の合計であり、その構成要素が健康に危険であるか否かを区別するものではない。

(5) (3)項の b に言及される特定移行量は、健康に危険であることが知られている包装材料に含まれる特定成分の移行の結果である。

(6) (2)項に言及される移行量制限の要件は、本庁規則の不可分の部分である別紙 1 にリストされる。

(7) (6)項に意図される移行量制限の要件の変更に関する規定は、庁長官の令によって決定される。

#### 第 4 条

(1) 第 3 条第(3)項に意図される移行量制限の要件は、食品の種類及び使用条件に基づいて決定される。

(2) (1)項に意図される使用条件には、食品との接触温度及び接触時間が含まれる。

(3)(1)項に意図される食品分類及び使用条件は、本庁規則の不可分な部分である付録 II にリストされる。

### 第 III 章 食品接触物質

#### 第 5 条

(1) 第 2 条及び第 3 条に意図される食品と直接接触する食品包装材料は、安全で移行量制限の要件を満たした食品接触物質を使用する必要がある。

(2) 食品包装としての使用が許可される (1)項に意図される食品接触物質は、使用が許可されている食品接触物質で構成される：

- a. 移行量制限の要件あり；及び、
- b. 移行量制限の要件なし。

(3) (1)項に意図される食品包装としての使用が許可されている食品接触物質は、本庁規則

の不可分の部分である別紙 III にリストされる。

(4) (3)項に規定する食品包装材量としての使用が認可される食品接触物質の変更に関する規定は庁長官令で定める。

#### 第6条

(1) 流通用に包装された食品を製造する全ての人は、人の健康に有害な汚染物質を放出する可能性のある禁止された食品接触物質を含む食品包装材料を使用することを禁止される。

(2) (1)項に意図される食品包装としての使用が禁止される食品接触物質は、本庁規則の不可分な部分である付録 IV にリストされる。

(3) (2)項に意図されている包装としての使用が禁止される食品接触物質の要件の変更に関する規定は、庁長官令で定める。

#### 第IV章 再生材料を使用した食品包装

##### 第7条

(1) 本庁規則に規定される食品包装材料及び食品接触物質に関する規定は、再生材料から作られた食品包装の使用に準用される。

(2) 再生材料からの食品包装材料の使用は、(1)項の規定に従うことに加え、法定の規定に従って再生材料から食品包装材料を製造する方法に関する規則の規定にも従う必要がある。

#### 第IV章 評価

##### 第8条

(1) 別表I及び別表IIに記載されているもの以外の食品包装材料及び/又は食品接触物質は、食品包装の安全性評価に基づいて庁長官の書面による承認を得た後にのみ食品包装として使用することができる。

(2) (1)項に意図される食品安全評価は、環境中で容易に分解される材料として宣言された食品包装材料についても実施される。

(3) 申請者は、(1)項に意図される書面による承認を得るため、審査請求を庁長官に提出しなければならない。

(4) (1)項に意図されている評価の要求には、少なくとも以下を含むデータ及び/又は文書が添付されていなければならない：

- a. 申請者のデータ。
- b. 食品包装材料及び/又は食品接触物質に関するデータ；及び、
- c. パナガン包装研究所の試験結果。

(5) (3)項及び(4)項に意図される評価の要求は、本庁規則の不可分な部分である別紙 V 及び VI にリストされる様式例を使用して提出される。

## 第 V 章 経過規定

### 第 9 条

この庁規則の発効後、食品包装を使用した包装食品の製造及び流通は、この庁規則の公布後 12 か月以内にこの庁規則の規定に合わせて調整されねばならない。

## 第 VI 章 終了条項

### 第 11 条

この庁規則の発効後、食品包装に関する 2019 年食品医薬品監督庁規則第 20 号(2019 年インドネシア共和国官報第 826 号)は削除され無効とされる。

### 第 12 条

この庁規則は、公布の日から施行する。

## 付録 I 認可された食品包装材料

### a. プラスチック

#### I. 一般要件

#### II. プラスチックの種類に基づく特定要件

- 1 アクリルとその変性物、硬質及び半硬質
- 2 アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン (ABS) 共重合体 (CAS No.: 9003-56-9)
- 3 アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン/メタクリル酸メチル共重合体 (CAS No. : 9010-94-0)
- 4 アクリロニトリル/スチレン共重合体 (CAS No. : 9003-54-7)
- 5 ブタジエン/スチレンエラストマーで変性されたアクリロニトリル/スチレン共重合体

6 1,4-シクロヘキシレンジメチレンテレフタレート/1,4-シクロヘキシレンジメチレンイソフタレート共重合体

7 エチレン/アクリル酸共重合体

8 エチレン/一酸化炭素共重合体 (CAS No.: 25052-62-4)

9 アイオノマー

9.1 亜鉛、ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウムなどの金属で中和されたエチレン/メタクリル酸共重合体

9.2 亜鉛、ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウムなどの金属で中和されたメタクリル酸/エチレン/アクリル酸イソブチル共重合体

10 エチレン/アクリル酸メチル共重合体 (CAS No.: 25103-74-6)

11 エチレン/酢酸ビニル (EVA) 共重合体 (CAS No.: 24937-78-8)

12 エチレン/酢酸ビニル/ビニルアルコール共重合体 (CAS No.: 26221-27-2)

12.1 フィルム状成形品 (厚さ 0.013 cm 又は 0.005 インチ以下) は、付録 II に記載した使用条件 D~G の下で、食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B 及び VIII と接触する包装に使用される。

12.2 フィルム状成形品 (厚さ 0.0076 cm 又は 0.003 インチ以下) は、付録 II に記載した使用条件 D~G の下で、食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B 及び VIII と接触する包装に使用される。

13 メラミンホルムアルデヒド

14 尿素ホルムアルデヒド

15 フェノールホルムアルデヒド

16 尿素及び/又はフェノール及び/又はメラミン及びホルムアルデヒドとの混合

17 ナイロン/ポリアミド 6,6

18 ナイロン/ポリアミド 6

19 ナイロン/ポリアミド 6,10 (610)

20 ナイロン/ポリアミド 6,12 (612)

21 ナイロン/ポリアミド 11

22 ナイロン/ポリアミド 12

23 ナイロン 66/610

24 ナイロン/ポリアミド 6/66

25 ナイロン/ポリアミド 6/12

26 ナイロン/ポリアミド 12T

27 ナイロン/ポリアミド 6I/6T

28 ナイロン 66T

29 ナイロン MXD-6

30 ナイロン 46

- 31 ナイロン/ポリアミド PA 6-3-T
- 32 ポリカーボネート (PC) (CAS No.: 25766-59-0)
- 33 ポリエステルカーボネート (CAS No.: 71519-80-7)
- 34 ポリプロピレン (PP) (CAS No. : 9003-07-0)
- 35 ポリエチレン (PE) (CAS No.: 9002-88-4)
- 36 塩素化ポリエチレン
- 37 ポリエチレンフタレート (PET) (CAS No.: 25038-59-9)
- 38 ポリブチレンテレフタレート (PBT) (CAS No.: 24968-12-5)
- 39 ポリスチレン (PS) (CAS No. : 9003-53-6)
- 40 ポリスチレン共重合体
- 41 ポリ塩化ビニル (PVC) (CAS No.: 9002-86-2)
- 42 ポリ塩化ビニル共重合体
- 43 ポリ塩化ビニリデン (PVDC) (CAS No.: 9002-85-1)
- 44 ポリ塩化ビニリデン共重合体
- 45 フェノール類/フェノールアルデヒド
- 46 架橋ポリエステル
- 47 ポリオキシメチレン共重合体 (POM)
- 48 ポリメタクリル酸メチル (PMMA) (CAS No.: 9011-14-7)
- 49 ポリ乳酸 (PLA) (CAS No.: 26023-30-3) 50 ニトリルゴム変性アクリロニトリル/アクリル酸メチル共重合体
- 51 ポリ((R)-3-ヒドロキシブチレート-co-(R)-3-ヒドロキシヘキサン酸) (CAS No.: 147398-31-0)
- 52 ポリエチレンナフタレート (PEN) (CAS No. : 24968-11-4)
- 53 2,6-ナフタレンカルボン酸、1,4-シクロヘキサンジメタノール、1,2-エタンジオール、2,2'オキシビス[エタノール]及び $\beta$ 3, $\beta$ 3, $\beta$ 9, $\beta$ 9テトラメチル-2,4との2,6-ジメチルエステルのポリマー、8,10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3,9,ジエタノール (CAS No. : 2146168-28-5) (CAS No. : 2146168-28-5)
- 54 1,3-ベンゼンデタンアミンとアジピン酸を含むイソフタル酸ポリマー (CAS No.: 28628-75-3)

b. ゴム及びエラストマー

- I. 一般要件
- II. 特定要件

c. 紙及び板紙

d. セラミックス

1. 最下点からオーバーフロー点を通る水平面まで測定した内部の深さが 25 mm 以下の陶磁器製品
2. 容量が 1100 mL 未満で、最下点からオーバーフロー点を通る水平面まで測定した内部の深さが 25 mm を超えるセラミック製品
3. 容量が 1100 mL 以上で、最下点からオーバーフロー点を通る水平面まで測定した内部の深さが 25 mm を超えるセラミック製品

e. ガラス

1. 液体充填、又は充填しないときの深さ < 25 mm
2. 充填した場合の深さ > 25 mm、容量 < 600 mL の加熱調理以外の用途向け
3. 充填した場合の深さ > 25 mm、容量 600 mL ~ 3000 mL の加熱調理以外の用途向け
4. 充填した場合の深さ > 25 mm、容量 > 3000 mL の加熱調理以外の用途向け
5. 充填した場合の深さ > 25 mm、加熱調理用

f. 金属及び合金

I. 一般要件

II. 特定要件

1. 錫メッキ鋼
2. 内面コーティングを施したスズ/クロムメッキ鋼
3. ガasket付きスズクロムメッキ鋼
4. プラスチック付きスズ/クロムメッキ鋼
5. アルミニウムコーティング
6. アルミホイル
7. 金
8. 銀
9. 青銅
10. 銅
11. 真鍮
12. ステンレス鋼

g. 多層材料

I. 一般要件

1. 多層プラスチック - プラスチック
2. 多層プラスチック - 紙及び板紙
3. 多層プラスチック - 金属及び金属合金

4. 多層紙 – 金属及び金属合金
5. 多層プラスチック – 紙及び板紙 – 金属及び金属合金

## II. 特定要件

1. 使用温度 121°C以下の多層材料
2. 使用温度 135°C以下の多層材料
3. 使用温度 49～121°Cの多層材料

## 付録 II

### A. プラスチック、多層及び金属製食品包装材料の総移行量試験

- A.1. 総移行量試験のための食品擬似物質の決定
- A.2. 総移行量試験における接触条件

### B. 包装材料の特定移行量及び重金属試験

#### プラスチック及びエラストマー食品

- B.1. 特定移行量及び重金属の検査に使用される食品擬似物質
- B.2. 特定移行量及び重金属の試験に食品擬似物質を使用する場合の接触条件
- B.3. 室温以下で 30 日を超える接触時間に関する特別規定
- B.4. 接触時間と温度の組合せに関する特定条件
- B.5. 残留試験による確認

### C. 再利用を目的としたプラスチック食品包装材料の総移行量試験及び特定移行量試験

- C.1. 総移行量
- C.2. 特定移行量

### D. プラスチック、多層及び紙の食品包装材料の抽出試験

### E. ゴム製食品包装材料（エラストマー）の移行量試験

- E.1 N-ニトロソアミン及びN-ニトロソ化可能な物質の試験
- E.2 総移行量試験
- E.3 特定移行量試験

### F. セラミックス及びガラスの特定移行量試験

- F.1 カドミウム試験
- F.2 鉛試験

付録 III 食品包装としての使用が認可されている食品接触物質

- A. 移行制限要件に従って使用が許可されている食品接触物質（115 物質）
- B. 移行制限要件のない食品接触物質（1372 物質）

付録 IV 食品包装としての使用が禁止されている食品接触物質  
（142 物質）

付録 V 食品包装材料の使用申請書の記入例

- 様式 1 食品包装材料の使用に関する申請書
- 様式 2 食品包装材料に関する一般データ
- 様式 3 食品包装材料データ
- 様式 4 食品包装材料の移行試験結果

付録 VI 食品接触物質の使用申請書の記入例

- 様式 1 食品接触物質の使用に関する申請書
- 様式 2 食品接触物質に関する一般データ
- 様式 3 食品接触物質データ
- 様式 4 食品接触物質の移行試験結果

（参考資料）

「食品包装に関する医薬品食品監督庁 2019 年第 20 号規則」

[https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IDN/21\\_2821\\_00\\_x.pdf](https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IDN/21_2821_00_x.pdf)

食品包装に関する医薬品食品監督庁 2019 年第 20 号規則

全能の神の恵みによって  
医薬品食品監督庁長官は、

考慮事項：

- a. コミュニティは、食品安全要件を満たさない食品包装の使用から保護されねばならないこと；
- b. 医薬品監督庁長官規則の改正に関する 2014 年医薬品食品監督庁長官規則第 16 号により改正された食品包装管理に関する 2011 年医薬品食品監督庁長官規則 No.HK.03.1.23.07.11.6664 の食品包装に関する規則は法的要件に適合しておらず、科学技

術の進展に合わせ、食品包装監督に関する 2011 年医薬品食品監督庁長官規則 No.HK.03.1.23.07.11.6664 は代替が必要で調整が必要であること；

c. 項目 a 及び項目 b に言及されている考慮事項に基づき、食品包装に関する医薬品食品監督庁規則を規定する必要があること；

留意点：

1.食品に関する 2012 年法律第 18 号（インドネシア共和国 2012 年官報第 227 号、官報第 5360 号附属書）；

2.食品の安全性、品質、栄養に関する 2004 年政府規制第 28 号（2004 年法令集第 107 号、法令集第 4424 号附属書）；

3.麻薬・食品管理庁に関する 2017 年大統領規則第 80 号（インドネシア共和国官報 2017 年第 180 号）；

4.医薬品食品監督庁の組織及び作業手順に関する医薬品食品監督庁 2017 年第 26 号規則（インドネシア共和国官報 2017 年第 1745 号）；

5.医薬品食品監督庁の技術実施ユニット組織及び作業手順に関する、医薬品食品監督庁 2018 年第 12 号規則（インドネシア共和国 2018 年官報第 784 号）；

つぎが決定された：

つぎを設置する：食品包装に関する医薬品食品監督庁規則。

## 第 1 条

この代行規則では、次を意味している。

1.食品とは、農産物、農園、林業、漁業、家畜、水の生物源に由来するもの、及び加工されているかどうかに関わりなく、食品添加物、原材料を含む人間が消費する食品又は飲料を目的とし、食品又は飲料の調製、加工、及び/又は製造に使用される食品その他の材料をいう。

2.加工食品とは、特定の方法、又は添加物を含む又は含まない方法によるプロセスから生じる食品又は飲料をいう。

3.食品包装とは、食品に直接接触するかどうかに関わりなく、食品を収容及び/又は包装するため使用される材料をいう。

- 4.食品接触物質とは、使用中食品に直接接触する食品包装の構成物質をいう。
- 5.食品接触材料とは、食器や食品加工機器など、食品に接触する食品包装材料をいう。
- 6.プラスチックとは、モノマー、オリゴマーの重合、重縮合、重付加その他同様のプロセス、又は天然高分子の化学変化、又は微生物発酵により得られる有機高分子化合物をいう。
- 7.セラミックとは、一般に粘土で作られ、又高レベルのケイ酸塩を含む無機材料の混合物から作られる材料であり、燃焼プロセスを通じ有機材料に追加できるものをいう。
- 8.ガラスとは、砂とソーダ灰（ミネラルパウダー／低融点の白砂）、石灰岩、破片、廃棄され又リサイクルされたガラスの混合物をいう。
- 9.ゴムとは、低ガラス転移温度（Tg）の天然高分子材料であり、元のサイズの少なくとも2倍以上繰り返し引っ張ることができ、圧力を取り除くと直ちに元の長さに戻るものをいう。
- 10.紙とは、セルロース繊維から作られた材料であり、木材、再生紙、又わらなどの植物繊維から得られるものをいう。
- 11.板紙とは、剛性が比較的高い特定タイプの紙をいう。
- 12.移行とは、物質が食品包装から食品に移動するプロセスをいう。
- 13.樹脂は、一般に顆粒の形にあり、プラスチック包装を作るためのベースとして使用される固形のプラスチックをいう。
- 14.成形品とは、成形され、食品包装として機能する材料をいう。
- 15.全ての個人とは、法人又は法人でない個人の双方をいう。
- 16.庁の長官は、薬物食品管理庁長官をいう。

## 第2条

この代行規則は、リサイクル材料からの食品包装を含め全ての食品包装に適用される。

### 第3条

包装とともに食品を生産するあらゆる人は、人間の健康を危険にさらさない食品包装を使用しなければならない。

### 第4条

(1) 食品を生産するあらゆる人は、特定の食品接触物質を含む食品包装の使用を禁止される。

(2) パラグラフ(1)に言及される特定の食品接触物質は、本庁規則の不可分な部分である附属書Iにリストされる。

### 第5条

食品包装として使用が認可された成分は、次で構成される：

- a. 食品接触物質；及び、
- b. 食品接触材料。

### 第6条

(1) 第5条a項に言及される食品包装として使用される認可された食品接触物質は、次の場合認可される：

- a. 移行制限要件とともに；及び
- b. 移行制限要件なしで。

(2) パラグラフ(1)に意図されている食品包装として使用が認可されている食品接触物質は、本庁規則の不可分な部分である附属書IIにリストされる。

### 第7条

(1) 第5条b項に言及される食品接触材料には、以下が含まれる：

- a. 単層プラスチック（単層）；
- b. 多層プラスチック（多層）；
- c. ゴム/エラストマー；
- d. 紙及び板紙；
- e. カバー/ガasket/シール；
- f. 樹脂又はポリマーコーティング；
- g. セラミックス；
- h. ガラス；及び、
- i. 金属。

(2) 第5条b項に言及される食品包装として使用が認可されている食品接触材料は、移行制限の要件とともに認可される。

(3) パラグラフ(1)aに言及される単層プラスチックの移行制限の要件は、樹脂と成形品に区別される。

(4) プリフォームの形態の食品包装の場合、移行制限の要件は成形品の形態の移行要件を参照する。

(5) パラグラフ(2)からパラグラフ(4)に意図された食品包装として使用が認可される食品接触材料は、この代行規則の不可欠な部分である附属書Ⅲを参照する。

## 第8条

(1) 第7条パラグラフ(2)に意図される移行制限の要件は、食品の種類と使用条件に基づき決定される。

(2) パラグラフ(1)に言及される食品の種類と使用条件は、この代行規則の不可欠な部分である附属書Ⅳにリストされる。

## 第9条

(1) 附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに記載されるもの以外の食品接触物質及び食品接触材料は、庁長官の認可を得た後で初めて食品包装として使用できる。

(2) パラグラフ(1)に言及される認可を得るため、申請者は、本規則の不可欠な部分である附属書Ⅴに記載されている様式を用い、完全なデータを伴い書面による要請を庁長官に提出しなければならない。

(3) パラグラフ(2)に言及されている申請書の認可又は拒否は、食品包装の安全性評価に基づき庁長官により与えられる。

## 第10条

リサイクル材料から食品包装を使用して食品を製造する全ての人は、この代行規則に記載される規定を満たすことに加え、法定の規定に従いリサイクル材料から食品包装を製造する方法に関する規定を満たさねばならない。

## 第 11 条

この代行規則が施行されたとき、対応していない食品包装は、この代行規則公布から 12 ヶ月以内にこの代行規則の規定に適合しなければならない。

## 第 12 条

この規制が施行されたとき、医薬品食品監督庁長官により改正された食品包装監督に関する医薬品食品監督庁長官規則 2011 年 No.HK.03.1.23.07.11.6664 規則（2011 年インドネシア共和国官報）、食品包装監督に関する医薬品食品監督庁長官規則 2011 年 No.HK.03.1.23.07.11.6664(2011 年インドネシア共和国官報第 1825 号)改正に関する 2014 年第 16 号は取り消され無効とされる。

## 第 13 条

この代行規則は、公布日に施行される。

公的認知のために、この代行規則は、インドネシア共和国官報掲載により公布されるものとする。

2019 年 7 月 26 日ジャカルタにて採択

## 付録 I 食品包装として使用が禁止される食品接触物質

### 1.1 プラスチック食品包装内の食品接触物質

- 1.1.1 着色剤
- 1.1.2 安定剤
- 1.1.3 可塑剤
- 1.1.4 充填剤
- 1.1.5 接着剤
- 1.1.6 硬化剤
- 1.1.7 酸化防止剤
- 1.1.8 消毒剤

### 1.2 包装に直接印刷されるインク

- 1.2.1 着色剤
- 1.2.2 安定剤
- 1.2.3 溶剤

### 1.3 金属製食品包装内の食品接触物質

1.4 ゴム製食品包装内の食品接触物質

1.5 ガラス製食品包装内の食品接触物質

付録 II 食品包装としての使用が認可される食品接触物質

A. 移行の制限要件に従って使用が認可される食品接触物質

- A.1 可塑剤
- A.2 酸化防止剤
- A.3 帯電防止剤
- A.4 安定剤
- A.5 触媒
- A.6 分解剤
- A.7 接着剤
- A.8 着色剤のキャリア
- A.9 アセトアルデヒド捕捉剤

B. 移行の制限要件のない食品接触物質

- B.1 プラスチック/ゴム/エラストマー食品包装内の食品接触物質
  - B.1.1 防汚剤
  - B.1.2 防食剤
  - B.1.3 抗菌剤
  - B.1.4 防腐剤
  - B.1.5 帯電防止剤及び/又は防曇剤
  - B.1.6 ブロッキング防止剤
  - B.1.7 離型剤
  - B.1.8 清澄剤
  - B.1.9 消毒剤
  - B.1.10 可塑剤
  - B.1.11 潤滑剤
  - B.1.12 発泡プラスチック成形剤（発泡プラスチックの製造に使用される追加材料）
  - B.1.13 修飾子
    - B.1.13.1 プラスチック改質剤
    - B.1.13.2 吸収剤
    - B.1.13.3 食品と直接接触しない多層材
    - B.1.13.4 吸収パッド内で使用される吸収媒体

- B.1.13.5 修飾剤 分子量/レオロジー（分子として）重量/レオロジー調整剤)
- B.1.13.6 核剤
- B.1.13.7 イオン交換樹脂
- B.1.13.8 基樹脂/コーティング
- B.1.13.9 食品加工装置ガスケット/シール
- B.1.13.10 その他
- B.1.14 乳化剤及び/又は界面活性剤
- B.1.15 充填剤
- B.1.16 安定剤及び/又は酸化防止剤
- B.1.17 接着剤
  - B.1.17.1 プラスチック接着剤
  - B.1.17.2 コーティング又はフィルム、印刷インキ又はコーティングの成分
- B.1.18 着色剤
  - B.1.18.1 プラスチック着色剤
  - B.1.18.2 顔料分散剤
- B.2 金属
  - B.2.1 防食
  - B.2.2 金属製品の製造における表面潤滑剤
  - B.2.3 修飾子
    - B.2.3.1 金属基材上のポリエステルコーティング用の架橋鎖形成剤
    - B.2.3.2 その他
- B.3 紙及び板紙
  - B.3.1 食品全般
    - B.3.1.1 抗菌剤
    - B.3.1.2 防腐剤
    - B.3.1.3 可塑剤
    - B.3.1.4 修飾子
      - B.3.1.4.1 紙及び板紙のコーティング製造における乳化剤/界面活性剤
      - B.3.1.4.2 撥水・撥油処理剤
      - B.3.1.4.3 耐油・グリース・耐水処理剤
      - B.3.1.4.4 紙ベースの電子レンジ感受性材料アラミド（マイクロ波サセプターペーパーのアラミド紙）
      - B.3.1.4.5 工業用変性デンプン
      - B.3.1.4.6 キレート剤

- B.3.1.4.7 撥油サイズ剤
- B.3.1.4.8 食品接触紙及び板紙の製造においてシート成形操作の前に使用される歩留り向上剤
  - B.3.1.4.9 消泡剤
  - B.3.1.4.10 コーティング
  - B.3.1.4.11 剥離剤
  - B.3.1.4.12 その他
- B.3.1.5 充填剤
- B.3.1.6 安定剤及び/又は酸化防止剤
- B.3.1.7 着色剤
  - B.3.1.7.1 紙の着色剤
  - B.3.1.7.2 顔料分散剤
  - B.3.1.7.3 紙及び板紙のコーティング中の顔料バインダー
- B.3.1.8 漂白剤
- B.3.2 水及び脂肪性食品と接触する紙及び板紙の成分
  - B.3.2.1 抗菌剤
  - B.3.2.2 防腐剤
  - B.3.2.3 清澄剤
  - B.3.2.4 可塑剤
  - B.3.2.5 潤滑剤
  - B.3.2.6 修飾子
    - B.3.2.6.1 紙改質剤
    - B.3.2.6.2 撥水・撥油剤
    - B.3.2.6.3 表面サイズ剤
    - B.3.2.6.4 製紙工場ボイラー用
    - B.3.2.6.5 食品接触用紙及び板紙の製造においてシート成形操作の前に使用される歩留まり向上剤
      - B.3.2.6.6 (剥離剤
      - B.3.2.6.7 コーティング
      - B.3.2.6.8 その他
  - B.3.2.7 安定剤及び/又は酸化防止剤
  - B.3.2.8 乳化剤及び/又は界面活性剤
  - B.3.2.9 着色剤
    - B.3.2.9.1 紙の着色剤
    - B.3.2.9.2 顔料分散剤
- B.3.3 乾燥食品と接触する紙及び板紙の成分

- B.3.3.1 防腐剤
- B.3.3.2 可塑剤
- B.3.3.3 乳化剤
- B.3.3.4 修飾子
  - B.3.3.4.1 紙改質剤
  - B.3.3.4.2 シート成形作業用
  - B.3.3.4.3 その他
- B.3.3.5 着色剤
  - B.3.3.5.1 紙の着色剤
  - B.3.3.5.2 顔料構造剤
- B.3.3.6 接着剤

### 付録 III 食品包装として認可されている食品接触材料

#### A. プラスチック

一般要件は全てのプラスチックタイプの食品接触材料に適用される

プラスチックタイプの食品接触材料に基づく特別要件

##### A.1 単層プラスチック

##### 1 アクリルとその変性物、硬質及び半硬質

###### 1.1 樹脂

##### 2 アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン (ABS) 共重合体

###### 2.1 樹脂

###### 2.2 成形品

##### 3 アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン/メタクリル酸メチル共重合体

###### 3.1 樹脂

###### 3.2 成形品

##### 4 アクリロニトリル/スチレン共重合体

###### 4.1 樹脂

##### 5 ブタジエン/スチレンエラストマー変性アクリロニトリル/スチレン共重合体

###### 5.1 樹脂

##### 6 1,4-シクロヘキシレンジメチレンテレフタレート/1,4-シクロヘキシレンジメチレンイソ

## フタレート共重合体

### 6.1 樹脂

## 7 エチレン/アクリル酸共重合体

### 7.1 樹脂

## 8 エチレン/一酸化炭素共重合体

### 8.1 樹脂

## 9 アイオノマー樹脂

9.1 メタクリル酸に由来するポリマー単位を 20 重量%以下含むエチレン/メタクリル酸コポリマーから製造されたアイオノマー樹脂。メタクリル酸由来のポリマー単位を 15%以下含むエチレン/メタクリル酸/酢酸ビニルコポリマー。

9.2 エチレン由来のポリマー単位を 70 重量%以上、メタクリル酸のポリマー単位を 15 重量%以下含むメタクリル酸/エチレン/アクリル酸イソブチルとのコポリマー。カルボン酸基の 20%~70%を中和してナトリウム塩又は亜鉛塩を形成できる。使用される食品及び溶媒の種類は、付録 IV の表 2.4.1 に記載される。

#### 9.2.1 脂肪性食品用

#### 9.2.2 水性食品用

## 10 エチレン/アクリル酸メチル共重合樹脂

### 10.1 樹脂

## 11 エチレン/酢酸ビニル (EVA) 共重合体

### 11.1 樹脂

## 12 エチレン/酢酸ビニル/ビニルアルコール共重合体

12.1 付録 IV 表 2.2.1 及び 2.2.2 に記載されている使用条件 D~G の下で、食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B、及び VIII に接触する包装に使用される。

12.2 付録 IV 表 2.2.1 及び 2.2.2 に記載されている使用条件 F 及び G の下で、食品タイプ III、IV-A、VII-A 及び IX に接触する包装に使用される。

## 13 メラミン/ホルムアルデヒド樹脂

### 13.1 樹脂

- 13.2 成形品
  
- 14 ユリア/ホルムアルデヒド樹脂
  - 14.1 樹脂
  - 14.2 成形品
  
- 15 ナイロン樹脂
  - 15.1 樹脂
  
- 16 オレフィンポリマー（ポリエチレン及びポリプロピレン）
  - 16.1 樹脂
  
- 17 ポリカーボネート樹脂（PC）
  - 17.1 樹脂
  - 17.2 成形品
  
- 18 ポリエステルカーボネート樹脂
  - 18.1 樹脂
  - 18.2 成形品
  
- 19 塩素化ポリエチレン
  - 19.1 樹脂
  
- 20 ポリエチレンフタレート（PET）ポリマー  
樹脂及び成形品に適用
  
- 21 ポリ(p-メチルスチレン)及び変性ポリ(p-メチルスチレン)ゴム
  - 21.1 樹脂
  
- 22 ポリスチレン（PS）及びゴム変性ポリスチレン
  - 22.1 樹脂
  
- 23 発泡ポリスチレン（PS）
  - 23.1 成形品
  
- 24 ポリテトラメチレンテレフタレート

- 24.1 樹脂
  
- 25 ポリビニルアルコール (PVA) フィルム
  - 25.1 樹脂
  
- 26 ブロックスチレンポリマー
  - 26.1 樹脂
  
- 27 スチレン/メタクリル酸メチル共重合体
  - 27.1 樹脂
  
- 28 ポリ塩化ビニル (PVC) ポリマー
  - 28.1 樹脂
  - 28.2 成形品
  
- 29 塩化ビニル・エチレン共重合体
  - 29.1 樹脂
  
- 30 塩化ビニル/ヘキセン共重合体-1
  - 30.1 樹脂
  - 30.2 成形品
  
- 31 塩化ビニル/ラウリルビニルエーテル共重合体
  - 31.1 樹脂
  - 31.2 成形品
  
- 32 塩化ビニル/プロピレン共重合体
  - 32.1 樹脂
  - 32.2 成形品
  
- 33 塩化ビニリデン/アクリル酸メチル共重合体
  - 33.1 樹脂
  - 33.2 成形品
  
- 34 塩化ビニリデン/アクリル酸メチル/メタクリル酸メチル共重合体
  - 34.1 樹脂

## 34.2 成形品

## 35 フェノール樹脂

### 35.1 樹脂

### 35.2 成形品

## 36 ポリエステル樹脂、架橋

### 36.1 樹脂

## 37 ポリオキシメチレン共重合体 (POM)

### 37.1 樹脂

## 38 ポリ塩化ビニリデン (PVDC)

### 38.1 樹脂

### 38.2 成形品

## 39 ポリメタクリル酸メチル (PMMA)

### 39.1 樹脂

### 39.2 成形品

## 40 ポリ乳酸

### 40.1 樹脂

### 40.2 成形品

## 41 アクリロニトリル/アクリル酸メチル共重合体変性ニトリルゴム

### 41.1 樹脂

## B. 多層プラスチック

### 特別な要件

#### 1 121°C以上の温度で使用する積層構造

##### 1.1 121°C以下の温度で使用する積層構造

##### 1.2 135°C以下の温度で使用する積層構造

#### 2 49°C～121°Cの温度で使用する積層構造

## C. ゴム/エラストマー

1. 繰り返し使用するゴム

1.1 特定移行量制限

2. パーフフルオロカーボンで架橋されたエラストマー

2.1 総移行量制限

D. 紙及び板紙

E. カバー/ガスケット/シール

1. ホットメルト、溶液、プラスチック、オルガニゾル、機械的分散液、又はラテックスからトータルプレート又は予備成形リングとして現場で製造される加硫又は未加硫の天然及び合成ゴム、又はその他の架橋ゴムを含む可塑化ポリマー

1.1 抽出可能な最大制限値

2. 未加硫の天然ゴム及び合成ゴムを含む、可塑化ポリマーの全プレート又は予備成形リング

2.1 抽出可能な最大制限値

3. 天然ゴム及び合成ゴムを含む、加硫可塑化ポリマーの全プレート又は予備成形リング

3.1 抽出可能な最大制限値

4. ポリマー又は樹脂でコーティングされた紙、板紙、プラスチック、又は板金基板の総プレート又は予備成形リング

4.1 抽出可能な最大制限値

5. ポリスチレン:

5.1 水素化 1,3-ブタジエンの分子量が 16,000 を超えるスチレンブロックポリマー。トルエンに可溶(シールの成分として最大含有量 42.4% (w/w)、食品接触タイプ III、IV-A、V、VII-A、VIII 及び IX、付録 IV 表 2.2.1 及び 2.2.2 の条件 D)。

5.1.1 抽出可能な最大制限値

5.2 1,3-ブタジエンの分子量が 29,000 を超えるスチレンブロックポリマー、食品接触感圧接着剤の成分としてトルエンに可溶。タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B 及び VIII、使用条件 C、D、E、F、G。付録 IV の表 2.2.1 及び 2.2.2 に記載される。最小容量 160 cc、食品にさらされる接着剤の最大面積 4.03 cm<sup>2</sup> の接着クロージャ (クロージャ テープ) シール包装用。

### 5.2.1 抽出可能な最大制限値

5.3 1,3-ブタジエンの分子量が 29,000 を超えるスチレンブロックポリマー。食品接触感圧接着剤の成分としてトルエンに可溶。タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B 及び VIII、使用条件 C、D、E、F、G。付録 IV の表 2.2.1 及び 2.2.2 に記載される。最小容量 160cc、食品接触接着剤の最大面積 4.03cm<sup>2</sup> の接着クロージャ（クロージャ テープ）シール包装用

### 5.3.1 抽出可能な最大制限値

#### F. 樹脂又はポリマーコーティング

##### 1. 樹脂又はポリマーのコーティング

###### 1.1 抽出可能な最大制限値

#### G. セラミック

##### 1. 内部深さが最下点から最上端を通して水平面まで測定される非充填可能及び充填可能セラミック

###### 1.1 移行量制限

##### 2. 充填可能なセラミックス全般

###### 2.1 移行量制限

##### 3. 容量が 3 L を超える調理器具、包装及び保存容器

###### 3.1 移行量制限

#### H. ガラス

##### 1. 液体充填後、充填できない深さ < 2.5 cm

###### 1.1 移行量制限

##### 2. 充填時の深さ > 2.5 cm、調理以外の使用用

加熱あり、容量 < 600 mL

###### 2.1 移行量制限

##### 3. 充填時の深さ > 2.5 cm、容量 600 mL ~ 3 L の加熱調理以外の用途向け

###### 3.1 移行量制限

##### 4. 充填時の深さ > 2.5 cm、容量 > 3 L の加熱調理以外の用途向け

###### 4.1 移行量制限

5. 充填時の深さ>2.5 cm、加熱調理用

5.1 移行量制限

I.金属

1 缶

1.1 移行量制限

2. 食器

2.1 移行量制限

付録 IV 食品の種類及び使用条件

2.1 樹脂又はポリマーのコーティング

表 2.1.1. 食品の種類

表 2.1.2. 食品擬似溶媒の試験手順

2.2 コート有り又は無しの紙及び板紙

表 2.2.1 食品の種類

表 2.2.2. 食品擬似溶媒の試験手順

2.3 カバー及びバスケット

表 2.3.1. 食品の種類

表 2.3.2. 食品擬似溶媒の試験手順

2.4 アイオノマー樹脂

表 2.4.1. 適切な食品及び溶媒の種類

2.5 プラスチック

表 2.5.1 食品の種類及び使用条件

2.5.2. 食品類似溶媒を使用する場合の接触条件

表 2.5.2.1. 接触時間

表 2.5.2.2. 接触温度

2.5.3 室温以下で 30 日を超える接触時間に関する特別規定

付録 V 食品包装安全申請書

I.食品接触材料

様式 1

番号：.....20 ..

添付ファイル：.....

件名：.....

親愛なる加工食品監督副長官

cq. 加工食品標準化ディレクター

御許に

これにより、食品包装安全証明の発行申請書を以下提出します。

- a. 包装/材料名/食品接触物質\*：.....
- b. 用途/包装の機能/成分/食品接触物質\*：.....
- c. 包装される食品の種類\*\*：.....

添付、裏付けデータを送付します。

受理頂きありがとうございました。

注：\*不要なら取り消し線

\*\*必要に応じて記入

TTD 及び社印

申請者名：

連絡先：

電話/ファックス/電子メール：

様式 2

包装/食品接触材料のデータ申請者

A.会社の一般データ

1.会社名：

2.会社の種類\*：食品の輸入業者/包装の輸入業者/食品産業/包装産業/.....（具体的に記入されたい）

3.会社の住所：

4.電話/ファックス番号：

5.会社のメール：

6.連絡先：

7.連絡先の電話番号：

B.包装/食品接触材料のデータ

1.包装/食品接触材料の商品名及び/又は化学名：

2.包装/食品接触材料のメーカー/サプライヤーの名前：

3.包装/食品接触材料のメーカー/サプライヤーの住所：

4.包装/食品接触材料のメーカー/サプライヤーの電話及び電子メール：

5.包装/食品接触材料のサイズ：

6.包装形態：

- |                                   |  |                                   |                                     |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> カップ（グラス） | <input type="checkbox"/> 袋                 | <input type="checkbox"/> スティックパック | <input type="checkbox"/> スタンドアップポーチ |
| <input type="checkbox"/> 板紙       | <input type="checkbox"/> ボトル               | <input type="checkbox"/> 箱        | <input type="checkbox"/> シリンダー/チューブ |
| <input type="checkbox"/> ツイスト     | <input type="checkbox"/> .....（具体的に記入されたい） |                                   |                                     |

7.包装/食品接触材料の機能：

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> コンテナ | <input type="checkbox"/> カバー               |
| <input type="checkbox"/> ガセット | <input type="checkbox"/> .....（具体的に記入されたい） |

8.包装/食品接触材料の種類：

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> スマート食品包装  | <input type="checkbox"/> 紙及び板紙             |
| <input type="checkbox"/> アクティブ食品包装 | <input type="checkbox"/> プラスチック            |
| <input type="checkbox"/> スマート食品包装  | <input type="checkbox"/> 再生セルロース           |
| <input type="checkbox"/> 接着剤       | <input type="checkbox"/> シリコーン             |
| <input type="checkbox"/> セラミック     | <input type="checkbox"/> 布                 |
| <input type="checkbox"/> コルク       | <input type="checkbox"/> ワックス              |
| <input type="checkbox"/> ゴムエラストマー  | <input type="checkbox"/> 木材                |
| <input type="checkbox"/> ガラス       | <input type="checkbox"/> .....（具体的に記入されたい） |
| <input type="checkbox"/> 金属及び金属合金  |  |

9.層の数：

単層（モノレイヤー） 多層（マルチレイヤー）

10.包装の構成：

No	材料	CAS 番号	機能
1.			
2.			
3.			
その他			

11.印刷インク/ラベル：

パッケージに直接印刷

パッケージに直接印刷されず

コンポーネントの印刷インク/ラベル：

着色：.....

安定剤：.....

溶媒：.....

接着剤（直接印刷しない場合）：.....

12.食品/包装された食品の種類/接触材料

食品：.....（具体的に記入されたい）

13.使用条件：

高温加熱殺菌 > 100° C

水の沸点での滅菌

66°Cを超える高温充填又は高温殺菌

66°C以下の加熱充填又は加熱殺菌

室温で充填して保存（容器内での温度処理なし）

冷蔵保存（容器内での温度処理なし）

冷凍保存（容器内での温度処理なし）

冷凍保存、使用時に容器で再加熱し調理ができる

.....（具体的に記入されたい）

14.使用目的：

使い捨て型

繰り返し使用型

C.食品包装研究所の試験結果

(政府又は認定試験所からの分析証明書の添付書類を記入されたい)。

1.包装材料/食品接触材料の種類の見別結果：.....

2.移行データ：

例

No	移行の種類	疑似溶媒	時間	温度	結果
1	総移行	10%エタノール			
		20%エタノール			
		50%エタノール			
		3%酢酸*			
		水			
		ヘプタン			
		8%アルコール			
		50%アルコール			
		その他..... (記入)			
2	特定移行	水			
		10%エタノール			
		20%エタノール			
		50%エタノール			
		3%酢酸			
		n-ヘプタン			
		その他..... (記入)			

注：\*金属の場合 4%酢酸を使用する

3. 抽出物と特定抽出物：

No	抽出物の種類	疑似溶媒	時間	温度	結果
1	抽出物	精製水			
		キシレナ			
		ヘプタン			
		ヘキサン			
		50%エタノール			

		95%エタノール			
		酢酸エチル			
		ベンゼン			
		クリイル			
		その他.... (記入)			
2	特定抽出物	精製水			
		ヘプタン			
		8%アルコール			
		50%アルコール			
		その他.... (記入)			

申請者署名	氏名	住所

## II. 食品接触物質

様式 1

番号：..... 20 ..

添付ファイル：.....

件名：.....

親愛なる加工食品監督副長官

cq. 加工食品標準化ディレクター

御許へ

これにより、食品包装安全証明書の発行申請書を以下提出します。

- a. 包装/材料名/食品接触物質\*：.....
- b. 用途/包装の機能/成分/食品接触物質\*：.....
- c. 包装される食品の種類\*\*：.....

添付、裏付けデータを送付します。

受理頂きありがとうございました。

注：\*不要なら取り消し線

\*\*必要に応じて記入

TTD 及び社印

申請者名：

連絡先：

電話/ファックス/電子メール：

様式 2

食品接触物質のデータ申請者

A.会社の一般データ

1.会社名：

2.会社の種類\*：食品の輸入業者/包装の輸入業者/食品産業/包装産業/ .....（具体的に記入されたい）

3.会社の住所：

4.電話/ファックス番号：

5.会社のメール：

6.連絡先：

7.連絡先の電話番号：

B.食品接触データ

1.食品接触物質の商品名及び/又は化学名：

2.No CAS / HS：

3.食品接触物質のメーカー/サプライヤーの名称：

4.食品接触物質のメーカー/サプライヤーの住所：

5.食品接触物質のメーカー/サプライヤーの電話及び電子メール：

6.食品接触の機能：

No	食品接触の機能	包装/食品接触材料の種類 食品接触物質の用途

--	--	--

7.包装を使用し包装された食品の種類/食品の材料

食品接触：……………（具体的に記入されたい）

8.使用条件：

- 高温加熱殺菌 > 100° C
- 水の沸点での滅菌
- 66°Cを超える高温充填又は高温殺菌
- 66°C以下の加熱充填又は加熱殺菌
- 室温で充填し保存（容器内での温度処理なし）
- 冷蔵保存（容器内での温度処理なし）
- 冷凍保存（容器内での温度処理なし）
- 冷凍保存、使用時に容器で再加熱し調理できる……………（具体的に記入されたい）

9.使用目的：

- 使い捨て型
- 繰り返し使用型

C.食品包装研究所の試験結果

（政府又は認定試験所からの分析証明書の添付書類を記入されたい）。

移行データ：

No	移行の種類	疑似溶媒	時間	温度	結果
1	特定移行	10%エタノール			
		20%エタノール			
		50%エタノール			
		3%酢酸			
		4%酢酸			
		その他....（記入）			

申請者署名	氏名	住所

医薬品食品監督庁長官、署名 PENNY K・LUKITO

インドネシア食品包装に関する規則草案の関係者協議稿（2023年2月）

問題と考えられた内容の改正

規則改定案（2023年10月31日付、12月15日頃公表）	規則草案関係者協議稿（2023年2月）																												
2023年12月に発表された改定案には、19種類の金属元素の制限要件は削除された。	<p>付録Ⅲ A.プラスチック 一般要件 表の2.重金属の特定移行量は、2020年9月2日欧州委員会規則（EU）2020/1245を参照したと思われるが、もしそうであれば6件の間違いがある。下記の通り、2つのカラム間で記載がずれた可能性がある。</p> <table data-bbox="837 891 1225 1218"> <tr> <td></td> <td>誤</td> <td>→</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>鉄</td> <td>0.05</td> <td>→</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>ランタン</td> <td>48</td> <td>→</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.05</td> <td>→</td> <td>ND</td> </tr> <tr> <td>リチウム</td> <td>ND</td> <td>→</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>マグネシウム</td> <td>0.6</td> <td>→</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>マンガン</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.6</td> </tr> </table>		誤	→	正	鉄	0.05	→	48	ランタン	48	→	0.05	鉛	0.05	→	ND	リチウム	ND	→	0.6	マグネシウム	0.6	→	—	マンガン	—	→	0.6
	誤	→	正																										
鉄	0.05	→	48																										
ランタン	48	→	0.05																										
鉛	0.05	→	ND																										
リチウム	ND	→	0.6																										
マグネシウム	0.6	→	—																										
マンガン	—	→	0.6																										
改定案では、ND（不検出）の標準には、「LOD=0.01mg/kg」が追記された。	ヒ素、クロム、鉛、水銀のND（不検出）には、欧州プラスチック規則における分析下限のデフォルト値（0.01mg/kg）を示すべきである。																												
改定案には、単位が統一された。	付録Ⅲ A.プラスチック プラスチック食品接触材料の種類に基づく特別要件の表において、右側のカラム上限の単位系が複数ある（例えばmg/kg、mg/cm <sup>2</sup> ）。これは、一般要件の表にある総移行量の記載「60mg/kg又は10mg/dm <sup>2</sup> 」に基づき、60mg/kgは10mg/dm <sup>2</sup> 相当するとして1つの単位系に統一できるのではないか。																												
改定案には、PSはプラスチック食品接触材料として使用が許可されている（付録Ⅰ No.39）。	付録Ⅲ A.プラスチック プラスチック食品接触材料の種類に基づく特別要件 39 ポリスチレン（PS）がある。一方、環境林業省令75/2019生産者による廃棄物削減ロ																												

	ードマップ 付録 1 B.1 e.ポリスチレン(PS)では、「製造、包装、及び／又は容器の使用に禁止」とある。この法律間の不整合をどのように解釈すべきか。																												
改定案には、PVC はプラスチック食品接触材料として使用が許可されている（付録 I No.41）。	付録ⅢA.プラスチック プラスチック食品接触材料の種類に基づく特別要件に、これまで規則 2019 年第 20 号で記載されていた PVC が見当たらない。このことは、PVC が禁止されたことを意味するのか。																												
改定案には、19 種類の金属元素の制限要件は削除された。	付録Ⅲ F.金属及び金属合金の一般要件について、A プラスチックと同じ問題がある。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>誤</td> <td>→</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>鉄</td> <td>0.05</td> <td>→</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>ランタン</td> <td>48</td> <td>→</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.05</td> <td>→</td> <td>ND</td> </tr> <tr> <td>リチウム</td> <td>ND</td> <td>→</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>マグネシウム</td> <td>0.6</td> <td>→</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>マンガン</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.6</td> </tr> </table>		誤	→	正	鉄	0.05	→	48	ランタン	48	→	0.05	鉛	0.05	→	ND	リチウム	ND	→	0.6	マグネシウム	0.6	→	—	マンガン	—	→	0.6
	誤	→	正																										
鉄	0.05	→	48																										
ランタン	48	→	0.05																										
鉛	0.05	→	ND																										
リチウム	ND	→	0.6																										
マグネシウム	0.6	→	—																										
マンガン	—	→	0.6																										

インドネシア「規則 2019 年第 20 号」付録Ⅲ～Ⅵ改正案 2023 年 2 月

<https://drive.google.com/file/d/1MtVgJXaCrebAJeVx2Vab4EvUyujM3lq5/view>

### 付録 III

医薬品食品規制庁

20...年 No...

改正

食品包装

食品包装として認可されている食品接触材料

#### A. プラスチック

一般要件

(全てのプラスチックタイプの食品接触材料に適用)

No 要件[1]	最大値
1 総移行量	60 mg/kg 又は 10mg/dm <sup>2</sup>

2 重金属の特定移行量	
アルミニウム	1mg/kg
アンモニウム	—
アンチモン	0.04mg/kg
ヒ素	ND
バリウム	1mg/kg
カドミウム	ND (LOD 0.002 mg/kg)
カルシウム	—
クロム	ND
コバルト	0.05mg/kg
銅	5mg/kg
ガドリニウム	0.05mg/kg
鉄	0.05mg/kg
ランタン	48mg/kg
鉛	0.05mg/kg
リチウム	ND
マグネシウム	0.6mg/kg
マンガン	—
水銀	ND
ニッケル	0.02mg/kg
カリウム	—
ナトリウム	—
テルビウム	0.05mg/kg
亜鉛	5mg/kg
3 一級芳香族アミン（一級芳香族アミン）	0.01 mg/kg

プラスチック食品接触材料の種類に基づく特別要件

#### 1 アクリル及びその変性、硬質及び半硬質

定義: ポリマーの化学及び材料科学では、樹脂は、通常ポリマーに変換可能な植物又は合成起源の固体又は高粘性物質である。[1]

樹脂は通常、有機化合物の混合物である。この条項では、天然に存在する樹脂に焦点を当てる。

##### 1.1 プラスチックの材質

No 要件[1]	上限 (mg/cm <sup>2</sup> )
1 付録 2C の表 2.2.1 及び 2.2.2 に記載される条件下で、溶媒を使用して抽出された不揮発分の総抽出物。	0.0465

## 1.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリル酸	6
2 メタクリル酸	6

## 2 アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合体 (ABS)

定義： .....

### 2.1 プラスチックの材質

No 要件[1]	上限 (mg/cm <sup>2</sup> )
1 付録 IV.....に記載される条件下での溶媒/疑似物質により抽出された非揮発性物質の総抽出物。	0.0465

### 2.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリロニトリル	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
2 ブタジエン	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
3 スチレン	60

## 3 アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体

定義： .....

### 3.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリロニトリル	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
2 ブタジエン	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)

3 スチレン	60
4 メタクリル酸	6

#### 4 アクリロニトリル・スチレン共重合体

定義： .....

##### 4.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリロニトリル	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
2 スチレン	60

#### 5 ブタジエン/スチレンエラストマーで変性されたアクリロニトリル/スチレン共重合体

定義： .....

##### 5.1 プラスチックの材質

No 要件[1]	上限 (bpj)
1 蒸留水抽出物、100g のサンプルを 250mL の新しい蒸留水で、還流温度で 2 時間抽出	2
2 n-ヘプタンの抽出、100g のサンプルを 250mL の n-ヘプタンで、還流温度で 2 時間抽出	0.5

##### 5.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリロニトリル	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
2 ブタジエン	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
3 スチレン	60

#### 6 1,4-シクロヘキシレンジメチレンテレフタレートと 1,4-シクロヘキシレンジメチレンイソフタレート共重合体

定義： .....

##### 6.1 プラスチックペレット及び成形品

No 要件[1]	上限 (% プラスチック ペレット)
1 全蒸留水で、還流温度で 2 時間抽出	0.05
2 全酢酸エチルで、還流温度で 2 時間抽出	0.7
3 全 n-ヘキサンで、還流温度で 2 時間抽出	0.05

## 6.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 テレフタル酸	7.5
2 イソフタル酸	5

## 7 エチレン・アクリル酸共重合体

定義： .....

### 7.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリル酸	6

## 8 エチレン・一酸化炭素共重合体

定義： .....

プラスチック食品接触材料の一般要件を参照(附属書 III A)

## 9 アイオノマー

意味： .....

### 9.1 亜鉛、ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウムなどの金属で中和されたエチレンとメタクリル酸のコポリマー

意味： .....

#### 9.1.1 プラスチックの材質

No 要件[1]	上限 (mg/cm <sup>2</sup> )
1 ネットの酸抽出物 - 各抽出用のクロロ	0.078

ホルム、付録 IV に言及される条件で食品の種類に応じた溶媒で抽出	
-----------------------------------	--

### 9.1.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 メタクリル酸	6
2 酢酸ビニル	12

9.2 亜鉛、ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウムなどの金属で中和されたメタクリル酸とエチレン及びアクリル酸イソブチルとのコポリマー。

定義： .....

### 9.2.1 プラスチックの材質

No 要件[1]	上限 (mg/cm <sup>2</sup> )
1 ネットの酸抽出物 - 各抽出用のクロロホルムは、付録 2C の表 2.2.1 及び 2.2.2 に言及される条件で、食品の種類に適した溶媒で抽出	0.078

### 9.2.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 メタクリル酸	6
2 アクリル酸イソブチル	6

10 エチレン・アクリル酸メチル共重合樹脂

定義： .....

### 10.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 メタクリル酸	6

11 エチレン酢酸ビニル (EVA) 共重合体

定義： .....

### 11.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 酢酸ビニル	12

### 12 エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体

定義： .....

12.1 付録IVに言及される使用条件 D から G の下で、食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B、及び VIII と接触する包装に使用されるフィルム状の成形品（厚さ 0.013 センチメートル (0.005 インチ) を超えない）

#### 12.1.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 酢酸ビニル	12

12.2 付録 IV の食品タイプ I、II、IV-B、VI、VII-B、及び VIII と接触する包装に使用されるフィルム状の成形品（厚さ 0.0076 センチメートル (0.003 インチ) を超えない）

#### 12.2.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 酢酸ビニル	12

### 13 メラミンホルムアルデヒド

定義: メラミンは、メラミンとホルムアルデヒドの縮合から作られる。メラミン=2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン

### 13.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 メラミン	2.5 備考: 幼児向けの食品接触材料又成形品の場合、メラミンの特定移行は 1

2 ホルムアルデヒド 3	mg/kg である。マイクロ波による加熱（マイクロ波加熱）は禁止される。 3
--------------	---

#### 14 尿素ホルムアルデヒド

定義：メラミン、尿素とホルムアルデヒドの縮合から作られる。

##### 14.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ホルムアルデヒド	3

#### 15 フェノールホルムアルデヒド

定義：メラミン、フェノールとホルムアルデヒドの縮合から作られる。

##### 15.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ホルムアルデヒド	3
2 フェノール	3

#### 16 尿素及び/又はフェノール及び/又はメラミンとホルムアルデヒドとの混合物

定義： .....

##### 16.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 メラミン	2.5 備考：幼児向けの食品接触材料又成形品の場合、メラミンの特定移行は 1 mg/kg である。マイクロ波による加熱（マイクロ波加熱）は禁止される。
2 ホルムアルデヒド	3
3 フェノール	3

#### 17 6,6 ナイロン/ポリアミド

定義：アジピン酸とヘキサメチルジアミンのエステル化から生じるポリマー

### 17.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4

### 18 6ナイロン/ポリアミド

定義: ナイロン 6 樹脂は、 $\epsilon$ -カプロラクタムの重合によって製造される。

6 ナイロンはカプロラクタムの開環重合によりを合成される。

### 18.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4

### 19 6,10 (610)ナイロン/ポリアミド

定義: 6,10 ナイロン樹脂は、ヘキサメチレンジアミンとセバシン酸の縮合によって製造される。

### 19.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4

### 20 6.12 (612)ナイロン/ポリアミド

定義: 612 ナイロン樹脂は、ヘキサメチレンジアミンとドデカン二酸の縮合によって製造される。

### 20.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4

### 21 11ナイロン/ポリアミド

定義: 11 ナイロン (バイオプラスチック)は 11-アミノウンデカン酸の重合によって生成される。トウゴマから作られる。

## 21.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 11-アミノウンデカン酸	5

## 22 12 ナイロン/ポリアミド

定義: 12 ナイロンは、 $\omega$ -アミノラウリン酸 (12 アミノラウリン酸) 又はラウロラクタムモノマーから作られる。12 ナイロンは 2 つのルートで製造できる。1 つは、 $\omega$ -アミノラウリン酸と 1 つのアミン基と 1 つのカルボン酸基との重縮合、2 つは、260~300°Cでのラウロラクタムの開環重合である。

## 22.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ラウロラクタム	5

## 23 66/610 ナイロン

定義: 66/610 ナイロンは、66 ナイロンと 610 ナイロンの縮合物である。

## 23.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4

## 24 6/66 ナイロン/ポリアミド

定義: 6/66 ナイロンは、66 ナイロンと  $\epsilon$ -カプロラクタムの縮合及び重合による。

## 24.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4
2 カプロラクタム	15

## 25 6/12 ナイロン/ポリアミド

定義: 6/12 ナイロンは、6 ナイロン 6 と 12 ナイロンの共重合による。

## 25.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 カプロラクタム	15
2 ラウロラクタム	5

## 26 12T ナイロン/ポリアミド

定義: 12T ナイロン樹脂は、オメガラウロラクタム (CAS Reg. No. 0947-04-6)、イソフタル酸 (CAS Reg. No. 0121-91-5)、及び 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジシクロヘキシルメタン (ビス(4-アミノ-3-メチルシクロヘキシル)メタン) (CAS Reg. No. 6864-37-5) の縮合によって製造される。例えば、成分に関する組成が 34.4±1.5 重量パーセントのオメガ -ラウロラクタム、26.8±0.4 重量パーセントのイソフタル酸、及び 38.8±0.5 重量パーセントのビス (4 -アミノ - 3 -メチルシクロヘキシル) -メタン。

## 26.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ラウロラクタム	5
2 イソフタル酸	5
3 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジシクロヘキシルメタン	0.05

## 27 6I/6T ナイロン/ポリアミド

定義: 6I/6T ナイロン樹脂 (CAS Reg. No. 25750-23-6) は、ポリマー単位の 65~80%がヘキサメチレン イソフタルアミドに由来するように、ヘキサメチレンジアミン、テレフタル酸、及びイソフタル酸の縮合によって製造される。

## 27.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4
2 テレフタル酸	7.5
3 イソフタル酸	5

## 28 66T ナイロン

定義:66T ナイロンは、6 ナイロンや 66 ナイロンと比較して、高温耐性が高く、吸湿性が低く、特性の保持が優れ、耐熱性に優れた高性能ナイロンである。エンジニアリング、及び高い強度、剛性、耐加水分解性を必要とする用途がある。

66T ナイロン樹脂は、ヘキサメチレンジアミン、アジピン酸、及びテレフタル酸の縮合によって製造され、成分組成は、ヘキサメチレンジアミン 43.1±0.2 重量パーセント、アジピン酸 35.3±1.2 重量パーセント、およびテレフタル酸 21.6 ±1.2 重量パーセントである。

#### 28.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4
2 テレフタル酸	7.5

#### 29 MXD-6 ナイロン

定義:m-キシレンジアミン (MXDA) とアジピン酸の重縮合によって、生成される結晶性ポリアミド、MXD-6 ナイロン樹脂 (CAS Reg. No. 25718-70-1)であり、アジピン酸と 1,3-ベンゼンジメタンアミンの縮合によって製造される。.

#### 29.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 1,3-ベンゼンジメタンアミン	0.05

#### 30 46 ナイロン

定義:46 ナイロンは、2 つのモノマーの重縮合によって形成された脂肪族ポリアミドで、46 ナイロンの名前の由来である 1 つは 4 つの炭素原子を含む 1,4-ジアミノブタン (プトレシン) で、もう 1 つは 6 つの炭素原子を含むアジピン酸である。

プラスチック食品接触材料の一般要件を参照 (付録 III A)。

#### 31 PA 6-3-T ナイロン/ポリアミド

定義:PA 6-3-T ナイロン樹脂 (CAS 登録番号 26246-77-5) は、50 モルパーセントの 1,4-ベンゼンジカルボン酸、ジメチルエステル (テレフタル酸、ジメチルエステル) 及び 50 モ

ルパーセントの 2,2,4-トリメチル-1,6-ヘキサンジアミンと 2,4,4-トリメチル-1,6-ヘキサンジアミンの等モル混合物の縮合によって製造される。

### 31.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ヘキサメチレンジアミン	2.4
2 テレフタル酸	7.5

### 32 ポリカーボネート (PC)

定義： .....

#### 32.1 プラスチックの材質

No 要件[1]	上限 (%)
1 全蒸留水抽出物、樹脂重量に対して還流温度で 6 時間	0.15
2 全エタノール抽出物 50% (v/v)、樹脂重量に対して還流温度で 6 時間	0.15
3 全 n-ヘプタン抽出物、樹脂重量に対して還流温度で 6 時間	0.15

#### 32.2 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ビスフェノール A	0.05 備考: BPA は、乳幼児及び 3 歳未満の子供向けの哺乳瓶やその他食品接触用ポリカーボネート製品の製造に禁止される。

### 33 ポリエステルカーボネート

定義： .....

#### 33.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ビスフェノール A	0.05 備考: BPA は、乳幼児及び 3 歳未満

	の子供向けの哺乳瓶やその他食品接触用ポリカーボネート製品の製造に禁止される。
2 テレフタル酸	7.5
3 イソフタル酸	5

### 34 ポリプロピレン (PP)

定義： .....

プラスチック食品接触材料の一般要件を参照されたい (附属書 III A)

### 35 ポリエチレン

定義： .....

プラスチック食品接触材料の一般要件を参照されたい (附属書 III A)

### 36 塩素化ポリエチレン

定義： .....

プラスチック食品接触材料の一般要件を参照されたい (附属書 III A)

### 37 ポリエチレンフタレート (PET)

定義： .....

#### 37.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 エチレングリコール	30
2 ジエチレングリコール	30
3 アセトアルデヒド	6
4 テレフタル酸	7.5
5 イソフタル酸	5
6 アンチモン	0.04

### 38 ポリブチレンテレフタレート (PBT)

定義: ポリ(ブチレンテレフタレート) (PBT) は、テレフタル酸ジメチルと 1,4-ブタンジオールの重合体である。

#### 38.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 テレフタル酸	7.5
2 1,4-ブタンジオール	5

### 39 ポリスチレン (PS)

定義: ポリスチレンは、スチレンの重合による。

#### 39.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 スチレン	60

### 40 ポリスチレン共重合体 (PS)

定義: ポリスチレン共重合体は、アクリル酸、アクリロニトリル、メタクリル酸、メチルスチレン、ブタジエンなどの他のモノマーとのスチレン（最小组成の 50%）の重合による。

#### 40.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 スチレン	60
2 試験は、ポリスチレン共重合体の製造に使用されるコモノマーに従って実施される。	6
a. アクリル酸	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
b. アクリロニトリル	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
c. メタクリル酸 不検出 (LOD 0.01 mg/kg)	0.05
d. $\alpha$ -メチルスチレン	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
e. ブタジエン	

### 41 ポリ塩化ビニリデン (PVDC)

定義: ポリ塩化ビニリデンは、塩化ビニリデンの縮合生成物である。

#### 41.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
----------	------------

1 塩化ビニリデン	不検出 (0.01 mg/kg)
-----------	------------------

#### 42 ポリ塩化ビニリデン共重合体 (PVDC)

定義:ポリ塩化ビニリデンコポリマーは、ポリ塩化ビニリデン(最小组成の 50%)とアクリル酸メチル、メタクリル酸メチルなどの他のモノマーとの重合による。

##### 42.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 塩化ビニリデン	不検出 (0.01 mg/kg)
2 試験は、ポリ塩化ビニリデン共重合体の製造に使用されるコモノマーに従って実施される。	
a. アクリル酸	6
b. メタクリル酸	6

#### 43 フェノール/フェノールアルデヒド

定義: フェノールアルデヒドは、フェノール成分 ((p-tert-アミルフェノール; p-tert-ブチルフェノール; o-, m-, 及び p-クレゾール; p-オクチルフェノール; フェノール; o-及び p-フェニルエチルフェノール混合物が、フェノールとスチレンを硫酸触媒存在下で反応させた場合生成される) 及びアルデヒド成分 (アセトアルデヒド;ホルムアルデヒド;パラアルデヒド) からなる。

##### 43.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 フェノール	5
2 試験は、フェノールアルデヒドの製造に使用されるコモノマーに従って実施される。	6
a. アセトアルデヒド	15
b. ホルムアルデヒド	

#### 44 架橋ポリエステル

定義: 架橋ポリエステルは、1 つ又は複数の二塩基酸とポリオール又はエポキシとの縮合反

応とそれに続く架橋剤の共重合の生成物である。

#### 44.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 テレフタル酸 7,5	7.5
2 イソフタル酸 5	5

#### 45 ポリオキシメチレン共重合体 (POM)

定義: (韓国) ポリアセタールは、ベース ポリマーのうち、ホルムアルデヒドとトリオキシメチレンからなるポリマーを 50% 以上含む (CFR) ポリオキシメチレン コポリマーであり、次のように識別される: トリオキサン (ホルムアルデヒドの環状三量体) とエチレンオキシドの反応生成物 (CAS Reg .No. 24969-25-3)、又はトリオキサン (ホルムアルデヒドの環状三量体) と最大 5 重量%のブタンジオール ホルマール (CAS Reg. No. 25214 85-1) の反応生成物。両方の共重合体は、所望の技術的特性を共重合体に付与するために、特定の任意の物質を添加できる。

#### 45.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 トリオキサン	5
2 エチレンオキシド	不検出
3 1,4-ブタンジオールホルマール	0.05

#### 46 ポリメチルメタクリレート (PMMA)

定義: ポリメチル メタクリレートは、メチルメタクリレートと他のメタクリレート及び/又はアクリレートとの重合生成物である。

#### 46.1 樹脂

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 メタクリル酸	6
2 アクリル酸	6

#### 47 ポリ乳酸 (PLA)

定義: ポリ乳酸は、乳酸の重合による。

プラスチック食品接触材料の一般要件を参照(附属書 III A)

#### 48 ニトリルゴム変性アクリロニトリル・アクリル酸メチル共重合体

定義: ニトリルゴム変性アクリロニトリル-メチル アクリレート コポリマーは、変性アクリロニトリル-メチル アクリレート コポリマーとニトリル ゴム (アクリロニトリルとブタジエンから作られた合成ゴム) である。

##### 48.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 アクリロニトリル	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)
2 アクリル酸 6	6
3 ブタジエン	不検出 (LOD 0.01 mg/kg)

#### 49 ポリ((R)-3-ヒドロキシブチレート-co-(R)-3-ヒドロキシヘキサノエート (CAS No.: 147398-31-0)

定義 : ...

##### 49.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 クロトン酸	0.05 (粉ミルク、母乳製品の容器包装は除く)

#### 50 ポリ((R)-3-ヒドロキシブチレート-co-(R)-3-ヒドロキシヘキサノエート)樹脂-デンプン (PHBH-Starch)

定義 : ...

##### 50.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 クロトン酸	0.05 (粉ミルク、母乳製品の容器包装は除く)

#### 51 2,6-ナフタレンジカルボン酸、2,6-ジメチルエステル、1,4-シクロヘキサンジメタノー

ル、1,2-エタンジオール、2,2'-オキシビス[エタノール]及びβ3,β3,β9,β9-テトラメチル-2と,4,8,10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3,9-ジエタノールのポリマー(CAS No. : 2146168-28-5)

定義 : .....

### 51.1 成形品

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 2,6-ジメチル 2,6-ナフタレンジカルボキシラート	0.05
2 エチレングリコール	30
3 β3,β3,β9,β9-テトラメチル-2,4,8,10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3,9-ジエタノール	5

### B. ゴムとエラストマー

定義: ゴム製包装材料は、天然ゴム又は天然ゴムを含む合成材料である。

一般的要件 (全てのゴム及びエラストマーの食品接触材料に適用される)

No 要件[1]	上限(mg/cm <sup>2</sup> )
1 天然及び/又は合成ポリマー 水性食品との接触用 全抽出物は還流温度での蒸留水	
- 最初の 7 時間	3.1
- 次の 2 時間	0.155
2 脂肪性食品との接触用 全 n-ヘキサン抽出物、還流温度	
- 最初の 7 時間	27.12
- 次の 2 時間	0.62

### 特別な要件

No エラストマー	CAS 番号	要件[1]	上限(mg/kg)
1 アクリロニトリル・ブタジエン共重合体		アクリロニトリル	未検出 (LOD 0.01)
		ブタジエン	未検出 (LOD 0.01)

2 臭素化イソブチレン・イソブレン共重合体			
3 ブタジエン・アクリロニトリル・エチレングリコールジメタクリレート共重合体		ブタジエン アクリロニトリル エチレングリコール	未検出 (LOD 0.01) 未検出 (LOD 0.01) 30
4 ブタジエン・アクリロニトリル・メタクリル酸共重合体		ブタジエン アクリロニトリル メタクリル酸	未検出 (LOD 0.01) 未検出 (LOD 0.01) 未検出 (LOD 0.01)
5 ブタジエン・スチレン・メタクリル酸共重合体		ブタジエン スチレン メタクリル酸	未検出 (LOD 0.01) 60 未検出 (LOD 0.01)
6 クロロペン重合体			
7 クロロトリフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体		クロロトリフルオロエチレン フッ化ビニリデン	5 未検出 (LOD 0.01)
8 5-メチレン-2-ノルボルネン及び/又は5-エチリジン-2-ノルボルネンを全重合体の5重量%以下含むエチレン-プロピレン共重合体エラストマー			
9 エチレン・プロピレン・ジクロペンタジエン共重合体			
10 1,4-ヘキサジエンを全ポリマー単位重量の8%以下含むエチレン-プロピレン-1,4-ヘキサジエン共重合体			
11 水添ブタジエン・アクリロ	88254-10-8	アクリロニトリル	未検出 (LOD

ニトリル共重合体			0.01)
12 イソブチレン・イソプレン 共重合体			
13 ポリアミド・ポリエーテル ブロック共重合体	77402-38-1	ヘキサメチレンジ アミン カプロラクタム 11-アミノウンデ カン酸 ラウロラクタム イソフタル酸 3,3'-ジメチル- 4,4'-ジアミノジシ クロヘキシルメタ ン テレフタル酸5 イソフタル酸 1,3-ベンズジメタ ンアミン	2.4 15 5 5 5 0.05 7.5 5 0.05
14 ポリブタジエン			
15 ポリエステルエラストマー			
16 ポリイソプレン			
17 ポリウレタン樹脂	37383-28-1 又は 9018- 04-6		
18 ジフェニルメタンジイソシ アネートとアジピン酸及び1,4- ブタンジオールとの反応によ るポリウレタン樹脂			
19 天然ゴム			
20 シリコン系ポリマー			
21 スチレン・ブタジエン共重 合体		スチレン ブタジエン	60 未検出 (LOD 0.01)
22 フッ化ビニリデン・ヘキサ フルオロプロピレン共重合体 (メチルエチルケトンの浸透		フッ化ビニリデン ヘキサフルオロブ ロピレン	5 未検出 (LOD 0.01)

圧で求めた最小の総平均分子量 70,000)			
23 フッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン・テトラフルオロエチレン共重合体 (メチルエチルケトンの浸透圧で求めた総平均分子量 10 万以上)		フッ化ビニリデン ヘキサフルオロプロピレン テトラフルオロエチレン	5 未検出 (LOD 0.01) 0.05

注記：

1 幼児/子供に使用されるゴム及び/又はエラストマーの追加要件:

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 N-ニトロソアミン	0.01
2 N-ニトロソ化可能な物質 (ニトロソアミンに変換できる物質)	0.1

C. 紙及び板紙

No 要件[1]	上限
1 総移行量	0.078 (mg/cm <sup>2</sup> )
2 重金属含有量:	
- 水銀	0.3mg/kg
- Pb	3mg/kg
- Cd	0.5mg/kg
- Cr(VI)	陰性

注: コーティングされていない紙及び板紙の要件

D.セラミックス

1. 最底点からオーバーフロー点を経て水平面まで測定した内部深さが 25mm 以下のセラミック製品

No 要件[1]	上限 (mg/cm <sup>2</sup> )
1 鉛	0.8
2 カドミウム	0.07

2. 最底点からオーバーフロー点を経て水平面まで測定した内部深さが 25 mm を超え、容量 < 1100 mL のセラミック製品

No 要件[1]	上限 (mg/L)
1 鉛	0.5
2 カドミウム	0.25

3. 最底点からオーバーフロー点を経て水平面まで測定した内部深さが 25 mm を超え、容量 1100 mL 以上のセラミック製品

No 要件[1]	上限 (mg/L)
1 鉛	0.5
2 カドミウム	0.25

#### E.ガラス

1. 液体を充填した後、又は充填しない深さ < 25 mm

No 要件[1]	上限 (mg/cm <sup>2</sup> )
1 カドミウム	0.07
2 鉛	0.8

2. 深さ > 25 mm、容量が 600 mL 未満の加熱調理以外の用途

No 要件[1]	上限 (mg/L)
1 カドミウム	0.5
2 鉛	1.5

3. 600mL から 3000 mL の間の容量で、加熱による調理以外の用途で、充填されている場合は深さ > 25 mm

No 要件[1]	上限 (mg/L)
1 カドミウム	0.25
2 鉛	0.75

4.加熱による調理以外で使用するための >3000 mL の容量、深さ >25 mm (充填されている場合)

No 要件[1]	上限 (mg/L)
1 カドミウム	0.25
2 鉛	0.5

5. 加熱調理用、深さ >25 mm (充填されている場合)

No 要件[1]	上限 (mg/L)
1 カドミウム	0.05
2 鉛	0.5

#### F. 金属及び金属合金

一般要件

(全ての金属及び金属合金の食品接触材料に適用)

No 要件[1]	最大値
1 総移行量	60 mg/kg 又は 10mg/dm <sup>2</sup>
2 重金属の特定移行量	
アルミニウム	1mg/kg
アンモニウム	—
アンチモン	0.04mg/kg
ヒ素	ND
バリウム	1mg/kg
カドミウム	ND (LOD 0.002 mg/kg)
カルシウム	—
クロム	ND
コバルト	0.05mg/kg
銅	5mg/kg
ガドリニウム	0.05mg/kg
鉄	0.05mg/kg
ランタン	48mg/kg
鉛	0.05mg/kg
リチウム	ND

マグネシウム	0.6mg/kg
マンガン	—
水銀	ND
ニッケル	0.02mg/kg
カリウム	—
ナトリウム	—
テルビウム	0.05mg/kg
亜鉛	5mg/kg
3 一級芳香族アミン（一級芳香族アミン）	0.01 mg/kg

#### 特別な要件

##### 1. スズメッキ鋼

###### 1.1 移行量

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 スズ	100

##### 2. 内部コーティングを施したスズ/クロムメッキ鋼

###### 2.1 移行量

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 スズ	100
2 ビスフェノール A	0.05
3 フタル酸エステル:	
a. DBP	0.3
b. DEHP	1.5
c. 合計 (DIDP+DINP)	9

###### 2.2 特定移行

特定移行の要件は、付録 II のコーティング要件に従って、使用されるコーティングの種類に合わせて調整される。

##### 3. ガasket付きスズ/クロムメッキ鋼

### 3.1 移行量

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 スズ	100
2 フタル酸エステル:	
a. DBP	0.3
b. DEHP	1.5
c. 合計 (DIDP+DINP)	9

### 3.2 特定移行

特定移行の要件は、付録 III で使用されるガスケット材料のタイプに合わせて調整される。

## 4. スズ/クロムメッキ鋼とプラスチック

### 4.1 移行量

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 スズ	100

### 4.2 特定移行

特定移行の要件は、付録 III で使用されるプラスチックの種類に合わせて調整される。

## 5. コーティングを施したアルミニウム

### 5.1 移行量

No 要件[1]	上限 (mg/kg)
1 ビスフェノール A	0.05
2 フタル酸エステル:	
a. DBP	0.3
b. DEHP	1.5
c. 合計 (DIDP+DINP)	9

### 5.2 特定移行

特定移行の要件は、付録 II のコーティング要件に従って、使用されるコーティングの種類に合わせて調整される。

#### 6. アルミニウム

金属及び金属合金の食品接触材料の一般要件を参照(付録 III.F)

#### 7. 金

金属及び金属合金の食品接触材料の一般要件を参照(付録 III.F)

#### 8. 銀

金属及び金属合金の食品接触材料の一般要件を参照(付録 III.F)

#### 9. ブロンズ

金属及び金属合金の食品接触材料の一般要件を参照(付録 III.F)

#### 10. 銅

金属及び金属合金の食品接触材料の一般要件を参照(付録 III.F)

#### 11. 真鍮

金属及び金属合金の食品接触材料の一般要件を参照(付録 III.F)

#### 12. ステンレス鋼

金属及び金属合金の食品接触材料の一般的な要件を参照(付録 III.F)

### G. 多層材料

#### 一般要件

##### 1. 多層プラスチック - プラスチック

プラスチック製食品接触材料の一般要件(付録 III A) 及びプラスチック製食品接触材料に適用される特定移行を参照されたい(付録 III B)

##### 2. 多層プラスチック - 紙

プラスチック製食品接触材料の一般的な要件(附属書 III A)を参照するとき、金属及び紙合金接触材料の要件(附属書 III C)だけでなく、特定移行がプラスチック製食品接触材料(附属書 III B)にも適用される。

### 3. 多層プラスチック - 金属

プラスチック製食品接触材料の一般的な要件（附属書 III A）を参照するとき、金属及び金属合金接触材料の要件（附属書 III F）だけでなく、特定移行がプラスチック製食品接触材料（附属書 III B）にも適用される。

### 4. 多層紙 - 金属

紙及び金属の食品接触材料の要件を参照されたい（付録 III C 及び III F）。

### 5. 多層プラスチック - 紙 - 金属

プラスチック製食品接触材料の一般要件（付録 III A）を参照するとき、特定移行が、プラスチック製食品接触材料（付録 III B）、紙及び金属接触材料の要件（付録 III C 及び III F）に適用される。

#### 特別な要件

#### 1. 塗布温度 121°C以下の多層

包装の内側（食品と直接接触する側）を脱イオン蒸留水で 121°Cで 2 時間抽出する。

No 要件[1]	上限
1 全不揮発性抽出物のクロロホルム可溶分は、次の種類の接着剤を含む食品包装に使用される：使用が認可されているもの（付録 II）、ポリプロピレンからのマレイン酸化合物（付加物）、ポリエステル - ウレタン、ポリエステル - ポリウレタン樹脂 - 酸二無水物。	0.0016 mg/cm <sup>2</sup>
2 非揮発性抽出物全体のクロロホルム可溶分は、ポリエステル - エポキシ - ウレタン接着剤の食品包装に使用される。	0.016 mg/cm <sup>2</sup>

#### 2. 塗布温度 135°C以下の多層 (\*)

包装の内側（食品と直接接触する側）を脱イオン蒸留水で 135°Cで 1 時間抽出する。

No 要件[1]	上限
----------	----

1 総不揮発性抽出物のクロロホルム可溶分は、接着剤タイプの食品包装に使用される：使用が認可されている（付録II）、ポリプロピレンからのマレイン酸化合物（付加物）。	0.0020 mg/cm <sup>2</sup>
2 非揮発性抽出物全体のクロロホルム可溶分は、接着剤タイプの食品包装に使用される：ポリエステル-エポキシウレタン。	0.016 mg/cm <sup>2</sup>
3 全不揮発性抽出物のクロロホルム可溶分は、接着剤タイプの食品包装に使用される：ポリウレタン-ポリエステルエポキシ樹脂。	0.08 mg/cm <sup>2</sup>

3. 49～121°Cで多層コート (\*\*)

No 要件[1]	上限
1 コポリマー エチレン/1,3-フェニレンオキシエチレン イソフタル酸/テレフタル酸： 66°Cで2時間の8%エタノール又は環状ビス（エチレンイソフタレート）抽出物、付録IVの表...に記載されているC～Gの使用条件下で使用。	0.000078 mg/cm <sup>2</sup>
2 6/12 ナイロン ノンアルコール食品のみ、100°Cを超えない温度で、100°Cで5時間、以下を含む水性抽出物：	0.023 mg/cm <sup>2</sup>
a. ε-カプロラクタム	0.006 mg/cm <sup>2</sup>
b. ω-ラウロラクタム	
3 6/66 ナイロン	0.023 mg/cm <sup>2</sup>
a. 82.2°Cで5時間の水抽出、ノンアルコール食品のみ、最高82.2°C、ε-カプロラクタムを含む	0.023 mg/cm <sup>2</sup>
b. 100°Cで5時間の水抽出、ノンアルコール食品のみ、最大100°C、ε-カプロラクタムを含む	0.015 mg/cm <sup>2</sup>
4 6/69 ナイロン 水抽出物、100°Cで8時間、非アルコール	(アルコール性食品を除く)

食品のみ、付録 IV の表に記載されている B、C、D、E、F、G、及び H の使用条件下 で、6/69 ナイロン樹脂を含む	
--	--

情報：

\* この温度でのテストは、機能性バリアを備えた多層コーティングされた食品接触材料で実施される。例えば、アルミ層。

\*\* この温度でのテストは、機能性バリアを持たない多層コーティングされた食品接触材料で実施される。

付録 IV

医薬品食品規制庁

20...年 No...

改訂

食品包装

A. プラスチック、多層、及び金属の食品接触材料の総移行量試験

A.1. 総移行量試験に使用する食品擬似物質

食品の種類	使用される食品擬似物					
	A	B	C	D1	D2	E
全ての種類の食品	X	X			X	
酸性食品を除く全ての種類の食品	X				X	
pH > 4.5 の全ての飲料、アルコール飲料、牛乳、及びそれらの加工製品				X		
pH < 4.5 の全ての飲料、アルコール飲料、牛乳、及びそれらの加工製品		X		X		
アルコール度数 20%までの全ての飲み物とアルコール飲料			X			
あらゆる種類の飲料、サワードリンク、アルコール度数 20% までのアルコール飲料		X	X			

説明：

疑似物質 A 10% (v/v)エタノール

疑似物質 B 3% (w/v)酢酸

疑似物質 C 20% (v/v)エタノール

疑似物質 D1 50% (v/v)エタノール

疑似物質 D2 けん化度 1%未満の植物油

疑似物質 E ポリ(2,6-ジフェニル-p-フェニレンオキシド)、粒子サイズ 60-80 メッシュ、  
細孔サイズ 200 nm

注記：

複数の食品疑似物質を使用した試験では、一般に認められた科学的方法を使用して得られた証拠に基づき、この食品模擬物質が、試験対象の特定物質又は成形品の最も厳しい条件を課すことができる食品疑似物質であることが証明されている場合、1つの食品疑似物質で十分である可能性がある。選択される条件は、一般的な時間と温度となる。

## A.2. 総移行試験での接触状態

表 A.2.1. 総移行試験の条件

食品接触材料を含む食品の使用条件	試験時間	試験接触温度	コード
低温又は室温で、短い接触時間 (< 30 分)	30 分	40°C	OM0
凍結及び低温	10 日	20°C	OM1
室温以下、(T) 70°C~100°Cの加熱充填・加熱条件下での包装を含む長期保管、最大時間 (t) = $120/2^{((T-70)/10)}$ 分の間	10 日	40°C	OM2
高温充填及び/又は 70°C~100°Cの加熱温度での加熱を含む、長時間の室温保管又は冷却を伴わない全ての条件、最大時間 (t) = $120/2^{((T-70)/10)}$ 分間	2 時間	70°C	OM3
100°Cまでの温度であらゆる種類の食品	1 時間	100°C又は還流温度	OM4
121°Cにまでの温度	2 時間 1 時間	100°C又は還流温度 121°C	OM5
40°Cを超える温度で疑似物質 A、B、C、又は D1 を使用する食品の種類	4 時間	100°C又は還流温度	OM6
温度が 121°Cを超える脂肪性食品の種類 (OM5)	2 時間	175°C	OM7

注記：

1. OM7 テストは、OM0、OM1、OM2、OM3、OM4、OM5 テストの食品接触条件もカバーしている。OM7 テストは、非ポリオレフィンと接触する脂肪性食品の擬似物質の最悪の条件を表している。
2. OM6 テストは、OM0、OM1、OM2、OM3、OM4、及び OM5 テストの食品接触条件もカバーしている。OM6 テストは、非ポリオレフィンと接触する食品擬似物質 A、B、及び C の最悪の条件を表している。
3. OM5 テストは、OM0、OM1、OM2、OM3、OM4 の食品接触条件もカバーとしている。これは、ポリオレフィンと接触する全ての食品擬似物質の最悪の状況を表している。
4. OM2 テストは、OM0、OM1、及び OM3 の食品接触条件もカバーしている。
5. 食品擬似物質 D2 の OM0 から OM6 までの 1 つ又は複数のテストを技術的に実施できない場合、95%エタノールとイソオクタンを使用して移行テストを実施する。また、最悪の使用条件が 100°C を超える場合、食品擬似物質 E を使用して試験を実施する。
6. 食品擬似物質 D2 を使用した OM7 試験を技術的に実施できない場合、食品接触材料の使用条件に基づいて、代替りの試験として OM8 試験又は OM9 試験を選択できる（表 A.2.2）。テストは、各テスト条件に新しいテスト サンプルを使用し、選択したテスト用に指定された 2 つのテスト条件のそれぞれの下で実行される。規則への準拠は、より高い総移行用結果に基づく。

表 A.2.2. OM7 の条件を満たさない場合の総移行量試験の条件

表 A.2.1. 総移行量試験の条件

食品接触材料を含む食品の使用条件	疑似物質	試験時間	試験接触温度	コード
OM1、OM3、OM4、OM5、及び OM6 の条件をカバーする高温でのみ適用	D2	2 時間	100°C	OM8
	E	2 時間	175°C	
OM1、OM2、OM3、OM4、OM5、及び OM6 での条件を含む、室温での長期保管を含む、高温での適用のみ	D2	10 日	40°C	OM9
	E	2 時間	175°C	

## B. プラスチック及びエラストマー食品接触材料の特定移行量及び重金属試験

### B.1. 特定移行量及び重金属試験に使用される食品擬似物質

使用される食品擬似物質は、表 A.1.1 を参照されたい。一般に、親水性物質を抽出できる親水性の食品には、食品擬似物質 A、B、C が使用される。食品擬似物質 B は、pH4.5 未満の食品に使用される。食品擬似物質 C は、アルコール度数が 20%までのアルコール食品や、親油性を高める量の有機物を含む食品に使用される。食品擬似物質 D1 及び D2 は、親油性物質を抽出できる親油性食品に使用される。食品擬似物質 D1 は、アルコール含有量が 20%を超えるアルコール食品や水中油型エマルジョンに使用される。食品擬似物質 D2 は、表面に遊離脂肪を含む食品に使用される。

食品擬似物質 E は、乾燥食品の特定の移行をテストするため使用される。一般に、全ての食品に接触することを意図した材料は、食品擬似物質 A、B、及び D2 でテストされる。ただし、酸性食品の擬似物質と反応する食品接触物質がない場合、食品擬似物質 B を使用した試験は必要ない。

具体的には、既知の食品成分に基づく食品タイプ及び加工食品タイプに対する食品擬似物質の使用を表 B.1.1 に示す。

#### 表 B.1.1. 食品・加工食品に使用する食品擬似物質（略）

注記：

1. 食品及び加工食品の場合、サブカラム D2 又は E に×印の後にスラッシュと数字が続く場合、移行試験の結果は、結果をその数字で割って修正する必要がある。修正されたテスト結果を、移行の最大制限と比較する必要がある。移行物質の検出可能な量の試験結果は、この方法で修正してはならない。
2. 食品及び加工食品で B 欄に(\*)を付したものは、食品の pH が 4.5 以上の場合、食品擬似物質 B による試験を実施しない場合がある。
3. サブカラム D2 がマーク(\*\*)されている食品及び加工食品については、プラスチックタイプの食品接触材料との「脂肪接触」がないことが証明されている場合、食品擬似物質 D2 によるテストは実行されない場合がある。

4. 食品及び加工食品 01.04 については、食品擬似物質 D2 を 95%エタノールに置き換える。

5. 複数の食品擬似物質を使用した試験では、一般に認められている科学的方法を使用して得られた証拠に基づき、この食品擬似物質が、試験される特定物質又は成形品の最も厳しい条件を表すことができる食品擬似物質であることが証明される場合、選択された一般的な時間と温度条件下で、1つの食品擬似物質で十分である可能性がある。

#### B.2. 特定移行量及び重金属試験に食品擬似物質を使用する場合の接触条件

食品擬似物質と接触する食品接触材料サンプルの表面は、食品接触材料を使用する場合に食品と接触する表面である。

サンプルは、表 B.2.1 の接触時間及び表 B.2.2 の接触温度として、最悪の使用条件を予測する条件下で、食品擬似物質と接触する必要がある。

表 B.2.1 及び B.2.2 の接触条件の組み合わせに従って実施された試験の結果が、予測される最悪の使用条件では発生しないサンプルの物理的変化又はその他の変化を引き起こす場合、サンプルに物理的変化やその他の変化は発生しない、予想される最悪の使用条件下で、移行試験を実行する。

表 B.2.1. 試験時間の選択

最悪使用時の接触長さ (t)	試験時間
t ≤ 5 分	5 分
5 分 < t ≤ 0.5 時間	0.5 時間
0.5 分 < t ≤ 1 時間	1 時間
1 時間 < t ≤ 2 時間	2 時間
2 時間 < t ≤ 6 時間	6 時間
6 時間 < t ≤ 24 時間	24 時間
1 日 < t ≤ 3 日	3 日
3 日 < t ≤ 30 日	10 日
30 日以上	B.3 の特別条項を参照

表 B.2.2. 試験温度の選択

最悪使用時の接触温度 (T)	試験温度
T ≤ 5°C	5°C
5°C < T ≤ 20°C	20°C
20°C < T ≤ 40°C	40°C
40°C < T ≤ 70°C	70°C
70°C < T ≤ 100°C	100°C又は還流温度
100°C < T ≤ 121°C	121°C (*)
121°C < T ≤ 130°C	130°C (*)
130°C < T ≤ 150°C	150°C (*)
150°C < T ≤ 175°C	175°C (*)
175°C < T ≤ 200°C	200°C (*)
T > 200°C	225°C (*)

注記：

(\*) この温度は、食品擬似物質 D2 及び E にのみ使用される。加圧下で適切な温度で加熱して使用する場合に使用できる。食品擬似物質 A、B、C 又は D1 については、表 A.4.1 の条件に従って選択した時間の 4 倍の時間、100°C 又は還流温度での試験に置き換えることができる。

### B.3. 室温以下で 30 日を超える接触時間に関する特定規定

室温での接触時間が 30 日を超え、それ以下の場合、サンプルは 60°C で最大 10 日間、高温での加速試験によって試験する必要がある。

試験時間と温度条件は、次の式に基づくものとする。

$$t_2 = t_1 * \text{Exp} (9627 * (1/T_2 - 1/T_1))$$

ここで：

t1 は接触時間。

t2 はテスト時間。

T1 はケルビン単位の接触温度。常温保存の場合は 298K (25°C) に設定。冷蔵・冷凍保存の場合は 278K (5°C) に設定。

T2 はケルビン単位の試験温度。

20°C で 10 日間の試験は、冷凍保存期間全体をカバーするものとする。ラベル又は使用説明書に保管温度が -15°C を超え 20°C を超えない合計保管時間が 1 日を超えないことが記載さ

れる場合、このテストには凍結及び解凍プロセスが含まれる。

40°Cを超える 10 日間のテストでは、冷蔵及び冷凍状態で最大 6 か月までの全ての保管期間を含む、高温充填及び/又は温度 T への加熱をカバーする。ここで、最大時間  $t = 120/2^{((T-70)/10)}$  分で  $70^\circ\text{C} < T < 100^\circ\text{C}$

50°Cで 10 日間のテストでは、高温充填及び/又は温度 T への加熱を含む、室温で最大 6 か月までの全ての保管時間をカバーする。ここで、最大時間  $t = 120/2^{((T-70)/10)}$  分で  $70^\circ\text{C} < T < 100^\circ\text{C}$

60°Cで 10 日間のテストは、高温充填及び/又は温度 T への加熱を含む、室温及びそれ以下で 6 か月を超える全ての長期保管期間をカバーする。ここで、最大時間  $t = 20/2^{((T-70)/10)}$  分で  $70^\circ\text{C} < T < 100^\circ\text{C}$

室温で保管する場合、ポリマー中の特定の物質の移動が平衡点に達したという科学的証拠がある場合、試験時間は 40°Cで 10 日に短縮される場合がある。

転移段階中のポリマーの温度によって、最大試験温度が決まる。試験時の温度によってサンプルの形状が変化してはならない。

#### B.4. 接触時間と温度の組み合わせに関する特定条件

材料が、温度と接触時間の様々な組み合わせを含む様々な用途を意図している場合、テストは、科学的証拠に基づいて最も厳しいと考えられるテスト条件に限定される。

食品接触を意図した物質が、時間と温度の 2 つ以上の組み合わせで連続して存在する場合、移行試験は、サンプルを全ての最悪の予測可能な条件に同じ部分をそれぞれ調整することによって実行される。

#### B.5. 残留試験による検証

食品又は食品擬似物質中で不安定であるか、又は分析方法が開発されていない材料については、接触面の  $6\text{dm}^2$  当たりの残留物含有量を検証することによってテストを実行できる。容量が 500ml から 10l の材料については、実際の接触面が使用される。容量が 500ml 未満又は 10l を超える材料の場合、実際の接触面を計算しないで、接触面は、食品 1kg 当たり  $6\text{dm}^2$  を想定する。

## C. 再利用を意図したプラスチック製食品接触材料の総及び特定移行量試験

### C.1. 総移行量

全ての移行試験は、各試験で相対的に新たな食品擬似物質を使用して、1つのサンプルで3回実行される。2回目の試験の移行結果の合計は、最初の試験での移行結果の合計より低くなければならない。3回目の試験での移行結果の合計は、2回目の試験よりも低くならない。移行結果と最大移行量制限の一致。総移行量制限の最大総移行制限への準拠は、3回目の試験での総移行量の結果に基づく。

植物油などで同じサンプルを3回試験することが技術的に不可能な場合は、1回、2回、及び3回の接触時間を続けて、3つの異なるサンプルをテストすることによって、完全な移行試験を実行できる。3回目と2回目のテスト結果の差は、移行の合計を表すと見なされる。最大総移行量制限への準拠は、これらの違いに基づく。2回目と1回目の試験の結果の差は、最初の試験の結果よりも小さくなければならない。3回目と2回目の試験の結果の差は、2回目と1回目の試験の結果の差よりも小さくなければならない。

科学的証拠に基づいて、2回目と3回目の試験で被験物質の総移行量が減少し、最初のテストで最大総移行量を超えない場合、最初の試験結果で十分である。

### C.2. 特定移行量

食品接触材料が再利用を意図している場合、移行試験は、各試験に相対的に新たな食品擬似物質を使用して、1つのサンプルで3回実施するものとする。2回目の試験の特定移行の結果は、最初の試験の結果を超えてはならず、3回目のテストの特定移行の結果は、2回目の試験の結果を超えてはならない。最大移行量制限を伴う移行結果の適合性は、3回目の試験での特定移行量試験の結果と、最初の移行量試験から3回目の試験までの材料の安定性に基づいている。3回回の移行量試験のいずれかで検出限界を超える移行結果が得られた場合、1回目の移行試験から3回目の移行試験にかけて移行結果が増加した物質について、安定性は不十分と見なされる。

材料の安定性が不十分な場合、移行試験結果が3回の試験のいずれにおいても特定移行量制限を超えていなくても、移行結果とその最大境界との適合性を判断することは出来ない。ただし、移行試験の結果が2回目と3回目の試験で減少し、最初の試験で移行量制限を超えなかったという説得力のある科学的証拠がある場合は、それ以上の試験は必要ない。

D. プラスチック及び紙の食品接触材料の抽出試験

表 D.1 食品の種類

タイプ	食品と加工食品の種類
I	酸性ではなく、塩又は砂糖又はその両方を含む (pH 5 以上)
II	酸性で、水性で、塩又は砂糖又はその両方を含み、低脂肪又は高脂肪の水中油エマルジョンを含む
III	水溶性、酸性又は非酸性、遊離油又は脂肪を含み、塩を含み、低又は高脂肪含量の油中水エマルジョンを含む
IV	乳製品及びその派生製品: a. 油中水型エマルジョン、高脂肪又は低脂肪 b. 水中油型エマルジョン、高脂肪又は低脂肪
V	水分の少ない油脂
VI	飲料: A. 8%以下のアルコールを含む B. ノンアルコール C. 8%以上のアルコールを含む
VII	食品タイプ VIII 又は IX に記載されるもの以外のパン製品: a. 遊離脂肪又は遊離油を含み表面が湿ったベーカリー製品 b. 遊離油脂を含まない表面が湿ったベーカリー製品
VIII	表面に遊離脂肪又は油を含まない乾燥した固形物
IX	表面に遊離脂肪又は油を含む乾燥した固形物

表 D.2 疑似物質、時間及び温度

使用条件	食品の種類	食品疑似物質 溶剤			
		水 温度と時間	ヘプタン 温度と時間	8% アルコール 温度と時間	50%アルコール 温度と時間
A 高温加熱殺菌 (100°C以上)	I、IV-B、VII-B	121°C、2時間			
	III、IV-A、VII-A	121°C、2時間	66°C、2時間		

B 熱湯消毒	II、VII-B	100°C、30分			
	III,VII-A	100°C、30分	49°C、30分		
C 熱湯充填又は66°C以上の加熱殺菌	II、IV-B、VII-B	沸騰水を入れ38°Cまで冷ます			
	III、IV-A、VII-A	沸騰水を入れ38°Cまで冷ます	49°C、15分		
	V、IX		49°C、15分		
D 熱湯充填又は低温殺菌温度66°C以下	II、IV-B、VI-B				
	VII-B	66°C、2時間			
	III、IV-A、VII-A	66°C、2時間	38°C、30分		
	V、IX		38°C、30分		
	VI-A			66°C、2時間	
	VI-C				
E 充填・常温保管（包装の熱処理なし）	I、II、IV-B、VI-B、VII-B	49°C、24時間			
	III、IV-A、VII-A	49°C、24時間	22°C、30分		
	V、IX		22°C、30分		
	VI-A			49°C、24時間	
	VI-C				49°C、24時間

F 冷蔵（包装熱処理なし）	III、IV-A、VII-A	22°C、48 時間	22°C、30 分		
	I、II、IV-B、VI-B、VII-B	22°C、48 時間			
	VI-A			22°C、48 時間	
	VI-C				22°C、48 時間
G 冷凍保存（包装加熱処理なし）	I、II、IV-B、VII-B	22°C、24 時間			
	III、VII-A	22 °C、24 時間	22°C、30 分		
H 冷凍又は冷蔵保管： 使用時に包装内で再加熱することを意図した直ぐ食べられる食品 高脂肪又は低脂肪の水中油型液体又はエマルジョン	I、II、IV-B、VII-B	100°C、30 分			
遊離油脂の含有量が多い又は少ない液体	III、IV-A、VII-A、IX	100°C、30 分	49°C、30 分		

## E. ゴム（エラストマー）食品接触材料の移行試験

### E.1 N-ニトロソアミン及び N-ニトロソ化可能な物質の試験

#### 1. 唾液（試験溶液）の検査

4.2 g の重炭酸ナトリウム (NaHCO<sub>3</sub>)、0.5g の塩化ナトリウム (NaCl)、0.2g の炭酸カリウム (K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>)、及び 30.0mg の亜硝酸ナトリウム (NaNO<sub>2</sub>) を 1L の蒸留水又は同等の品質の水に溶解する（溶液の pH 値は 9）。

#### 2. 試験条件

乳首又はおしゃぶりから採取した適切な量の材料サンプルを、40±2°Cの唾液試験溶液に 24 時間浸漬する。

## E.2 総移行量試験

### 1) ゴム（ゴムの乳首を除く）

油脂や脂肪分の多い食品と接触する食品容器包装には、水を食品疑似物質として使用し、20%エタノールを食品疑似物質として使用する。

### 2) 乳首用ゴム（ゴムの乳首）

水を食品疑似物質として使用する。サンプルを水で洗浄した後、サンプルを食品疑似物質（20 mL/g サンプル）に浸し、40°Cで24時間加熱する。

## E.3 特定移行量試験

### 1) 鉛の試験

試験溶液は、食品疑似物質として4%酢酸を使用する。試験溶液50mLを白金るつぼに入れ、ウォーターバスで蒸発させる。次に、硫酸を10滴加え、加熱して硫酸を蒸発させる。サンプルを連続的に450°Cの温度まで加熱し、サンプルの色が殆ど白くなるまで繰り返す。冷却後、残渣に4%酢酸20mLを加え加熱溶解する。次に、4%酢酸を50 mLに加える。

### 2) フェノール試験（フェノール）

試験溶液は、食品疑似物質として4%酢酸を使用する。

### 3)ホルムアルデヒド試験

試験溶液は、食品疑似物質として4%酢酸を使用する。

### 4) 亜鉛の試験（亜鉛）

#### a. ゴム（ゴムの乳首は除く）

試験溶液は、食品疑似物質として4%酢酸を使用する。次に、サンプル溶液1 mLを4%酢酸15 mLに希釈する。

#### b. 乳首用ゴム（ゴムの乳首）

食品疑似物質として水を使用し、サンプル溶液20 mlに4%酢酸5滴を加える。

## F. セラミックス及びガラスの特定移行量試験

## F.1 カドミウムの試験

試験は、 $22\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度で  $24\pm 0.5$  時間、4% (v/v) 酢酸を用いて同じサンプルを 3 回 (3 回) 抽出することによって行う。最後 (3 回目) の抽出の結果が、最大制限の要件と比較される。

注: 各抽出プロセスで新たな酢酸を使用する。

## F.2 鉛の試験

試験は、 $22\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度で  $24\pm 0.5$  時間、4% (v/v) 酢酸を用いて同じサンプルを 3 回 (3 回) 抽出することによって行う。最後(3 回目) の抽出の結果が、最大制限要件と比較される。

注: 各抽出プロセスで新たな酢酸を使用する。

## 付録 V

医薬品食品規制庁

20..年 No...

改正

食品包装

食品接触材料の使用申請書

様式 1

食品接触材料の使用申請書

会社名/輸入業者名:

会社/輸入業者の住所:

会社/輸入業者の郵便番号:

関連:

付属:

親愛なる医薬品食品庁長官へ

Cq. 加工食品標準化担当ディレクター

当社は、食品接触材料の使用を次下の通り申請します。

- a. 食品接触材料の名称：
- b. 食品接触材料の種類：
- c. CAS 番号：
- d. 食品接触材料の使用条件：
- e. 包装された食品の種類：

裏付けデータを添付。

署名と会社印：

申請者名：

連絡窓口：

電話/ファックス/電子メール：

様式 2

食品接触材料に関する一般データ

1.商品名：

2.食品接触材料の名称：

3.工場名・会社名：

工場/会社の住所：

電話番号：

4. 販売社名：

代理店住所：

電話番号：

5.加工業者の工場名：

加工業者の工場の住所：

電話番号：

6.ライセンスの場合

工場・会社名：

工場/会社の住所：

電話番号：

ライセンス工場名：

ライセンサーの工場住所：

7. 輸入された場合：

工場名：

工場住所：

輸入業者名：

輸入業者の住所：

電話番号：

様式 3

食品接触データ

1. 化学名 (IUPAC)

2. 同義語

3. CAS 番号

4. 化学式

5. ポリマーの場合は、それを形成するモノマー又は化合物の組成を説明

No	モノマー名	CAS 番号
1.		
2.		
3.		
等		

6. 食品接触材料組成

No	材料名	CAS 番号	機能
1.			
2.			
3.			
等			

7. 材料の品質規格 (説明、物理的及び化学的特性)

8. 食品接触材料の製造工程

9. 製品情報

a. 包装形態

- カップ（グラス）                       サシェ  
 スティックパック                       スタンドアップポーチ  
 ボトル                                       ポーチ  
 シリンダー・チューブ                       ボックス  
 ツイスト                                       .....（記入）

b. 食品接触材料の機能:

- コンテナ                                       クローズ  
 コーティング                                       ガスケット  
 .....（記入）

c. 食品接触材料の種類：

- プラスチック                                       紙と板紙  
 ゴム     セラミックス及びエラストマー  
 金属及び金属合金                                       ガラス  
 多層 .....（記入）

d. 多層の場合、最内層から最外層までの層構成を記載

No	食品接触材料の 名称	食品接触材料の 種類の名前	CAS 番号	機能
1.				
2.				
3.				
等				

10. 食品接触材料で包装された食品の説明:

a. 食品分類（食品分類に関する 2019 年国家食品医薬品局規則第 34 号):

b. 構成

No	材料名	金額	機能
1.			
2.			
3.			
等			

c. pH=

d. aW=

e. 製造工程（添付）

11. 使用条件:

- 100°C以上の高温加熱殺菌
- 水の沸点で殺菌
- 66°C以上での加熱充填又は低温殺菌
- 66°C以下での加熱充填又は低温殺菌
- 常温充填保管（容器内温度処理なし）
- 冷蔵（容器内温度処理なし）
- 冷凍保存（容器内温度処理なし）
- 冷凍保存、使用時に容器で温め直しそのまま食する
- .....（記入）

12. 包装の特殊用途（複数選択可）

- レトルト殺菌の利用
- 乳幼児用
- .....（記入）

13. 包装の用途（使用目的）

- 使い捨て
- 繰り返し使用

様式 4

食品接触材料の移行試験結果

（政府の研究所又は認定された研究所からの分析証明書文書を添付して完成）

食品接触材料が安全に使用できることを説明する信頼できる参考文献からの文献を、少なくとも次のデータとともに説明

- 1.他国の規制との比較・比較
2. 食品接触材移行性試験結果
3. 各構成モノマーの安全性データ及び参考文献（例：耐容 1 日摂取量(TDI)、無毒性量 (NOAEL)、ベンチマーク用量レベル (BMDL)、経口参照用量など）

No	モノマー名	CAS 番号	TDI/NOAEL/BMDL/ 経口参照用量などの値	備考

1.				
2.				
3.				
等				

付録 VI

薬物及び監督機関の規制

食品

20...年 No...

改正

食品包装

食品接触物質の使用申請例

様式 1

食品接触物質の使用申請書

会社名/輸入業者名：

会社/輸入業者の住所：

会社/輸入業者の郵便番号：

関連：

付属：

親愛なる医薬品食品庁長官

Cq.加工食品標準化担当ディレクター

当社は、食品接触物質の使用を以下の通り申請します。

a. 食品接触物質の名称：

b. CAS 番号：

c. 食品接触物質の機能：

d. 添加する食品接触材料：

e. 食品接触材料の使用条件：

裏付けデータを添付

敬 具

署名と会社印：  
申請者名：  
連絡窓口：  
電話/ファックス/電子メール：

様式 2

食品接触物質に関する一般データ

1.商品名：

2. 食品接触物質の名称：

3. 工場名・会社名：

工場/会社の住所：

電話番号：

4. 販売事業者名：

代理店住所：

電話番号：

5. ライセンスの場合：

工場・会社名：

工場/会社の住所：

電話番号：

ライセンス工場名：

ライセンサーの工場住所：

6. 輸入された場合：

工場名：

工場住所：

輸入業者名：

輸入業者の住所：

電話番号：

## 食品接触データ

1. 化学名 (IUPAC)

2. 同義語

3. CAS 番号

4. 化学式

5. ポリマーの場合は、それを形成するモノマーまたは化合物の組成を説明

No	モノマー名	CAS 番号
1.		
2.		
3.		
等		

6. 食品接触材料組成

No	材料名	CAS 番号	機能
1.			
2.			
3.			
等			

7. 材料の品質規格 (説明、物理的及び化学的特性)

8. 食品接触物質の製造工程

9. 食品接触材料の製造工程

10. 食品接触材料で包装された食品の説明:

a. 食品分類 (食品分類に関する 2019 年国家食品医薬品局規則第 34 号):

b. 構成:

No	材料名	金額	機能
1.			
2.			
3.			
等			

c. pH=

d. aW=

e. 製造工程（添付）

11. 利用条件（複数選択可）：

- 100°C以上の高温加熱殺菌
- 水の沸点で殺菌
- 66°C以上での加熱充填又は低温殺菌
- 66°C以下での加熱充填又は低温殺菌
- 常温充填保管（容器内温度処理なし）
- 冷蔵（容器内温度処理なし）
- 冷凍保存（容器内温度処理なし）
- 冷凍保存、使用時に容器で温め直してそのまま食する
- .....（特定）

12. 包装の具体的な用途（複数選択可）：

- レトルト殺菌の利用
- 乳幼児用
- .....（特定）

13. 包装の用途（使用目的）

- 使い捨て
- 繰り返し使用

様式 4

食品接触材料の移行試験結果

（政府の研究所又は認定された研究所からの分析証明書文書を添付して完成）。

食品接触物質が安全に使用できることを説明する信頼できる参考文献からの文献を、少なくとも次のデータとともに説明されたい。

1. 他国の規制との比較・比較
2. 食品接触物質の安全性データ
3. 各構成モノマーの安全性データと参考文献（例：耐容 1 日摂取量（TDI）、無毒性量（NOAEL）、ベンチマーク用量レベル（BMDL）、経口参照用量など）

No	モノマー名	CAS 番号	TDI/NOAEL/BMDL/	備考
----	-------	--------	-----------------	----

			経口参照用量などの値	
1.				
2.				
3.				
等				

インド官報「環境森林気候変動省告示」2024年プラスチック廃棄物管理改正規則 2024年3月14日

[https://www.bl-india.com/download/epr/Plastic%20Waste%20Management%20\(Amendment\)%20Rules%202024.pdf](https://www.bl-india.com/download/epr/Plastic%20Waste%20Management%20(Amendment)%20Rules%202024.pdf)

G.S.R. 201(E).—2016年プラスチック廃棄物管理規則を更に改正する規則案が、2023年10月16日付告示番号 G.S.R. 744(E) に基づき、インド政府官報、臨時、第II部第3節サブセクション(i)に掲載された。当該規則案を含む官報のコピーが一般に公開された日から60日間、これにより影響を受ける可能性のある全ての人々から異議及び提案を募集した。

また、当該規則案を含む官報のコピーは、2023年10月16日一般に公開された。

また、当該期間内に受領された異議及び提案は、中央政府によって適切に検討された。

これに抛り、1986年環境（保護）法（1986年29号）の第3条、第6条、及び第25条によって付与された権限を行使し、中央政府は、2016年プラスチック廃棄物管理規則を更に改正するため、以下の規則を制定する。即ち、

1. (1) これらの規則は、2024年プラスチック廃棄物管理（改正）規則と称することができる。

(2) これらの規則は、官報掲載日に発効する。

2. 2016年プラスチック廃棄物管理規則（以下、当該規則という）第3条において、

(i) 項(ac)は、次の項に置き換えられるものとする。即ち、

「(ac) 「生分解性プラスチック」とは、土壌、埋立地、下水汚泥、淡水、海洋などの特定の環境で生物学的プロセスによって分解され、マイクロプラスチックや目に見える又は識別可能な、又は環境影響を及ぼす有毒な残留物を残すことのないプラスチック（堆肥化可能なプラスチックを除く）を意味する」；

(ii) 項(k)は、次の項に置き換えられるものとする。即ち、

「(k) 「輸入者」とは、商業目的で、プラスチック包装、プラスチック包装又はキャリーバッグ付きの商品、プラスチックシート又は同様の材料、樹脂又はペレットの形態を含むプラスチック原料、又はフィルムやプリフォームなどプラスチック包装の製造に使用される中間材料を輸入する者を意味する」；

(iii) 条項(m)は、次の条項に置き換えられるものとする。即ち、-

「(m) 「製造者」とは、プラスチック原料（堆肥化可能プラスチック及び生分解性プラスチックを含む）の製造に従事する者を意味する」；

(iv) 条項(n)において、「金属化層又は」という語は削除されるものとする；

(v) 条項(s)は、次の条項に置き換えられるものとする。即ち、

「(s) 「製造者」とは、プラスチック包装の製造に従事する者を意味し、プラスチック包装の製造に使用される中間材料の製造に従事する者、及びプラスチック包装を使用した製品の契約製造に従事する者、又はブランド所有者向けのその他の同様の取決めによる製品の契約製造に従事する者を含む」；

(vi) 条項(u)の後に次の条項を挿入する。

「(ua) 「販売者」とは、樹脂やペレットなどのプラスチック原料、又はプラスチック包装の製造に使用される中間材料を販売する者を意味する。」

3. 前述の規則の規則 4 において、

(A) サブルール(1)において、

(i) 条項(e)を次の条項に置き換える。即ち、

「(e) 製造業者は、これらの規則に基づいて登録されていない生産者または販売者に、プラスチックを原料として使用するために販売又は提供又は手配してはならない」；

(ii) 条項(h) を次の条項に置き換える。即ち、

「(h) 条項 (c) の厚さの規定は、堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックで作られた持ち運び用バッグ又は商品には適用されない。堆肥化可能なプラスチックで作られたキャリーバッグや商品は、インド規格 IS/ISO 17088:2021「堆肥化可能なプラスチックの規格」に準拠する必要がある」；

(iii) 条項(h)の後に次の条項を挿入する。即ち、

「(ha) サブルール(3)の対象となるキャリーバッグ及び商品の製造は、本規則及びインド食品安全基準局の食品接触用途に関する規則で定められた義務的な表示及びラベル表示の対象となる堆肥化可能なプラスチックまたは生分解性プラスチックから製造することが許可される。本規則で許可されている堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックのキャリーバッグ又は商品の製造者は、販売又はマーケティングを行う前に中央汚染管理委員会から証明書を取得するものとする」

(B) サブルール(3) の後に次のサブルールを挿入する。即ち、  
「(3A) 堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックから製造された商品の製造者は、上市された当該商品の量及び消費者前廃棄物の発生量を中央汚染管理委員会に報告するものとする」

(C) 規則(4)の後に次の規則を挿入する。即ち、  
「(5) プラスチック又はその一部から製造された商品の製造業者は、製造段階で不合格品又は廃棄品として発生した消費前のプラスチック廃棄物の処理を確実にを行い、当該製造業者は関係する州汚染管理委員会又は汚染管理委員会に報告するものとする」

4. 上記規則の規則 6 において、

(i) 規則(1)の「又は製造業者」という語句は削除する；

(ii) 規則(1)の後に、次の規則が挿入されるものとする。即ち、  
「(1A) 堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックから製造された商品の製造業者、生産者、輸入業者、ブランド所有者、製造者は、地方自治体と相互に合意した条件に従って、自主的に地方自治体と関わるることができる」；

(iii) 規則(4)の後に、次の規則が挿入されるものとする。即ち、  
「(5) 地方自治体は、毎年 6 月 30 日までに、廃棄場に存在するプラスチック廃棄物を含む、発生したプラスチック廃棄物の評価を実施し、その後 5 年間に発生するプラスチック廃棄物の量を見積るものとする。

(6) 地方自治体は、収集、分別、処理に利用できるプラスチック廃棄物管理インフラを評価し、毎年 6 月 30 日までに、関係する州汚染管理委員会又は汚染管理委員会に報告書を送付するものとする。

(7) 地方自治体は、管轄区域内で禁止されている使い捨てプラスチック製品の保管、流通、販売、使用を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(8) 地方自治体は、プラスチック廃棄物管理に関する以下の詳細を年次報告書に含めるものとする。即ち、

(i) 1 年間に発生したプラスチック廃棄物（廃棄場に存在するプラスチック廃棄物を含む）；

(ii) 収集、分別、処理に利用できるプラスチック廃棄物管理インフラ；

(iii) 発生するプラスチック廃棄物の予測；

(iv) 細則の策定及び実施状況；

(v) 禁止されている使い捨てプラスチック製品の保管、流通、販売、使用を防止するため講じられた措置。」

5. 前述の規則の第7条において、

(i) 規則(1)において、(A)「グラム パンチャーヤット」という語の後に「又は地区レベルのパンチャーヤット」という語を挿入する。

(B) 条項(c)の後に、次の条項が挿入されるものとする。即ち、  
「(d) 廃棄物収集者と協力する民間団体又はグループと連携する。

(e) プラスチック廃棄物の屋外焼却が行われないようにする。

(f) 管轄区域内で禁止されている使い捨てプラスチック製品の保管、流通、販売、使用を防止するために必要な措置を講じる」；

(ii) サブルール(1)の後に、次のサブルールが挿入されるものとする。即ち、  
「(2) 全ての生産者、輸入者、ブランド所有者、製造者、及び堆肥化可能プラスチック又は生分解性プラスチックから作られた商品の製造者は、地区及び村レベルのパンチャーヤットと相互に合意した条件に従って、地区及び村レベルのパンチャーヤットと自発的に連携することができる」

6. 当該規則の第7条の後に、次の規則が挿入されるものとする。即ち、

「7A. 地区レベルのパンチャーヤットの責任

(1) 地区レベルのパンチャーヤットは、毎年6月30日までに、地区の農村部で発生するプラスチック廃棄物（廃棄場に存在するプラスチック廃棄物を含む）の評価を実施し、その後5年間に発生するプラスチック廃棄物の量を見積るものとする。

(2) 地区レベルのパンチャーヤットは、収集、分別、処理に利用できるプラスチック廃棄物管理インフラを評価し、毎年6月30日までに関係する州汚染管理委員会又は汚染管理委員会に報告するものとする。

(3) 地区レベルのパンチャーヤットは、年次報告書に、プラスチック廃棄物管理に関する次

の詳細を含めるものとする。即ち、

(i) 廃棄場に存在するプラスチック廃棄物を含む、年間に発生するプラスチック廃棄物；

(ii) 収集、分別、処理に利用できるプラスチック廃棄物管理インフラ；

(iii) 発生するプラスチック廃棄物の予測；

(iv) 細則の策定と実施の状況；

(v) 禁止されている使い捨てプラスチック製品の保管、流通、販売、使用を防止するため講じられた措置」

7. 上記規則の第 9 条において、-

(i) サブルール(1)及び(2) は、次のサブルールに置き換えられるものとする。即ち、

「(1) プラスチック包装を上市する生産者、輸入者、ブランド所有者は、そのようなプラスチック包装の回収に責任を負うものとする。

(2) 生産者、輸入者、ブランド所有者が拡大生産者責任を果たした場合、サブルール(1)に基づく責任を遵守したものと見なされる。

(2A) 生産者、輸入者、ブランド所有者、製造者、及び堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックから製造された商品の製造者は、附則 II に規定されたガイドラインに従って拡大生産者責任を果たすものとする。」

8. 同規則の規則 10 において、

(a) 規則 (6) に次の但し書きを挿入する。即ち、

「但し、生分解性プラスチックの試験が試験所の登録前に開始され、その報告書が IS 17899 T:2022 に準拠している場合、中央汚染管理委員会は、規則 18 に基づいて課される環境補償の額に相当する銀行保証の提供を条件として、正式に認定された試験所から試験報告書を受け取るまで、申請者に再試験を求め、そのような生分解性プラスチックの製造又は使用を許可するものとする。

更に、そうした試験の結果が IS 17899 T: 2022 に準拠していない場合、銀行保証は失効するものとする。」

(b) 規則(6)の後に、次の規則を挿入する。即ち、

「(7) BIS は、堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックから作られるプラスチック包装及び製造された商品について、別の色又はマークを指定するものとする。」

9. 同規則の規則 11 において、

(i) 規則(2)を次の規則に置き換えるものとする。即ち、

「(2) リサイクルされたプラスチックの包装又は商品にはそれぞれ、「[----- 割合を指定 ----] のリサイクルプラスチックを含むリサイクル」というラベルと以下に示すマークが付され、インド規格 IS 14534:2023 の「プラスチック - プラスチック廃棄物の回収とリサイクル - ガイドライン」に準拠するものとする。この規格は、随時改正される。



注: PET-ポリエチレンテレフタレート、HDPE-高密度ポリエチレン、PVC-塩化ビニル、LDPE-低密度ポリエチレン、PP-ポリプロピレン、PS-ポリスチレン、その他、ABS（アクリロニトリル ブタジエン スチレン）、PPO（ポリフェニレンオキシド）、PC（ポリカーボネート）、PBT（ポリブチレンテレフタレート）など他の全ての樹脂及び複合材料を意味する。

(ii) サブルール (2) の後に、次のサブルールが挿入される。

「(3) 堆肥化可能なプラスチックで作られた各プラスチック包装又は商品には、「産業用堆肥化でのみ堆肥化可能」というラベルが貼られ、インド標準「堆肥化可能なプラスチックの規格」と題された IS/ISO 17088:2021 に準拠する必要がある。

(4) 生分解性プラスチックで作られた各プラスチック包装又は商品には、「[---土壌、埋立地、水などの受け入れ環境を指定---]でのみ[---日数を指定---]で生分解可能」というラベルを貼付しなければならない。

10. 前述の規則の規則 13 において、

(i) 規則(4)を次の規則に置き換える。即ち、

「(4) プラスチック原料の製造業者及び輸入業者は全てフォーム III で、州汚染管理委員会又は関係する汚染管理委員会に登録を申請しなければならない。

(4A) これらの規則の目的上、プラスチック原料の製造業者及び輸入業者は、  
(i) これらの規則に基づいて登録された生産者又は販売者にのみプラスチック原料を販売し、そうした生産者又は販売者の登録番号がプラスチック原料の販売請求書に記載されていること；

(ii) 禁止されている使い捨てプラスチック製品の製造に従事するいかなる事業体又はユニットにもプラスチック原料を販売しない；

(iii) プラスチック原料の全ての包装バッグに次の文言を印刷する：  
一厚さ 50 ミクロン未満のプラスチックシート、60 GSM 未満の不織布製キャリーバッグ、厚さ 120 ミクロン未満のキャリーバッグを含め、2016 年プラスチック廃棄物管理規則で禁止されている使い捨てプラスチック製品の製造には使用しない；

(iv) 関係する中央汚染委員会及び州汚染管理委員会または汚染管理委員会に四半期報告書を提出する。

(4B) プラスチック包装の製造に使用されるプラスチック原料又は中間材料を製造者に販売する全ての者は、州汚染管理委員会又は関係する汚染管理委員会に登録を申請しなければならない。

(ii) 規則(8)については、次の規則に置き換えるものとする。即ち、  
「(8) 登録が全ての点で完全な申請書の受領後 30 日以内に付与されない場合、申請者は、当該期間の満了時に本規則に基づいて登録されたものと見なされる。」

11. 規則 17 については、次の規則に置き換えるものとする：

「17. 年次報告書

(1) プラスチック廃棄物のリサイクル又は処理に従事する全ての者は、毎年 4 月 30 日までに、フォーム IV の年次報告書を作成し、関係する地方機関及び関係する州汚染管理委員会又は汚染管理委員会にオンラインで提出するものとする。

(2) プラスチック原料の製造業者及び輸入業者は、四半期報告書のフォーム VII を四半期の翌月末までに作成し、関係する州公害管理委員会又は公害管理委員会にオンラインで提出するものとする。又、毎年 6 月 30 日までに年次報告書を提出するものとする。

(3) プラスチック原料又はプラスチック包装の製造に使用される中間材料の販売に従事す

る者は、取引の詳細を記載した年次報告書を作成し、毎年 6 月 30 日までに関係する州公害管理委員会又は公害管理委員会にオンラインで提出するものとする。

(4) 都市の地方自治体及び地区レベルのパンチャーヤットは、それぞれ都市開発局及び農村開発局に、又、毎年 6 月 30 日までに関係する州公害管理委員会または公害管理委員会に、フォーム V の年次報告書を作成し、オンラインで提出するものとする。

(5) 関係する州公害管理委員会又は公害管理委員会は、都市地方自治体および地区レベルのパンチャーヤットが提出した報告書を自ら又は指定機関を通じて監査し、当該監査報告書および年次報告書のコピーを関係する州公害管理委員会又は公害管理委員会のウェブサイトで公開するものとする。

(6) 州公害管理委員会又は公害管理委員会は、毎年 7 月 31 日までに、本規則の実施に関する年次報告書をフォーム VI で作成し、中央公害管理委員会にオンラインで提出するものとする。

(7) 中央公害管理委員会は、本規則の実施に関する統合年次報告書を作成し、毎年 8 月 31 日までに勧告とともに中央政府に提出するものとする。」

12. 当該規則の付則 II において、

(i) 見出しの「プラスチック包装の拡大生産者責任に関するガイドライン」に、「及び堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックから作られた商品」という語句を挿入する；

(ii) 第 4 項を次の項に置き換える：

「4. 義務を負う事業体

拡大生産者責任義務の対象となる事業体は、次のとおり： -

(a) 2006 年中小企業開発法（2006 年法律第 27 号）で定義される中小企業以外のプラスチック包装の生産者；

(b) フィルムやプリフォームなどのプラスチック包装の製造に使用される中間材料、及び輸入製品のプラスチック包装を含むプラスチック包装の輸入業者；

(c) ブランド所有者（オンライン プラットフォーム/マーケットプレイス、及び 2006 年中小企業開発法（2006 年 27 号）で定義される中小企業以外のスーパーマーケット/小売チェーンを含む）；

(d) プラスチック廃棄物処理業者；

(e) プラスチック原料の製造業者及び輸入業者；

(f) 堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックで作られた製品の製造業者。」

(iii) 第5項サブパラグラフ(5.1)において、

(a) 項目(iv)において、「キャリーバッグ」という語の後に「及び商品」という語を挿入する；

(b) 項目(iv)の後に、次の項目を挿入する。即ち、

「(v) カテゴリ V

包装に使用されるプラスチック シート又は類似品、並びに生分解性プラスチックで作られたキャリーバッグ及び商品。」

(iv) 第6項サブパラグラフ(6.1)は、次の項目に置き換えられるものとする。即ち、

「(a) 次の事業体は、中央汚染管理委員会が開発した集中ポータルに登録するものとする。即ち、

(i) 生産者(P)。2006 年中小企業開発法(2006 年 27 号) で定義される中小企業を含め；

(ii) 輸入業者(I)；

(iii) ブランドオーナー(BO)；

(iv) (a)リサイクル、(b)廃棄物エネルギー化、(c)廃棄物油化、及び(iv)産業用堆肥化に従事するプラスチック廃棄物処理業者；

(v) プラスチック原料の製造業者及び輸入業者；

(vi) 堆肥化可能なプラスチック又は生分解性プラスチックから製造された製品の製造業者。」

(v) 第7項 において、

(a) サブパラグラフ(7.8)は削除されるものとする；

(b) サブパラグラフ(7.7)の後に、次の新しいサブパラグラフ(7.8)が挿入されるものとする。

即ち、

「(7.8) プラスチック原料の製造業者又は輸入業者－拡大生産者責任目標:

(i) 2006 年中小企業開発法(2006 年 27 号) で定義される小規模企業である生産者（以下、小規模生産者という）の拡大生産者責任は、そうした小規模生産者にプラスチック原料を供給したプラスチック原料の製造業者又は輸入業者によって履行されるものとする。

但し、リサイクルプラスチック含有量の使用目標は、そうした生産者によって履行されるものとする；

(ii) プラスチック原料の製造業者又は輸入業者に対する拡大生産者責任のカテゴリ別目標は、一元化されたオンライン ポータルで、プラスチック原料の製造業者又は輸入業者によって販売請求書が認証されている小規模生産者に販売されたプラスチック原料の量であり、2006 年中小企業開発法(2006 年法第 27 号)で定義されている小規模企業に分類されないブランド所有者及び生産者への小規模生産者による販売は除く；

(iii) 小規模企業である生産者は、一元化されたオンライン ポータルで、製造したプラスチック包装のカテゴリを宣言する必要がある；

(iv) 拡大生産者責任の目標を達成する一方で、プラスチック原料の製造業者又は輸入業者は、拡大生産者責任の目標に基づいて収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクル（使用済み廃棄を除く）の最低レベルを、以下の表に示すようにカテゴリ別に確保しなければならない。即ち、

表 プラスチック包装廃棄物のリサイクル（使用済み廃棄を除く）の最低レベル（拡大生産者責任の目標のパーセンテージ）

Plastic packaging category	2024-25	2025-26	2026-27	2027-28 and onwards
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
Category I	50	60	70	80
Category II	30	40	50	60
Category III	30	40	50	60

(vi) 第 8 項サブパラグラフ(8.4)の後に、次のサブパラグラフを挿入する。即ち、

「(8.5) 中央汚染管理委員会は、義務主体間の拡大生産者責任証明書の取引のための電子プラットフォームの設立を認可する機関のガイドラインを発行する。

(8.6) 電子プラットフォームの数は、拡大生産者責任証明書の取引量を考慮して制限される

場合がある。

(8.7) 電子プラットフォームの運用は、中央政府の承認後に中央汚染管理委員会が発行するガイドラインに従うものとする。

(8.8) 中央汚染管理委員会は、拡大生産者責任証明書の最高価格と最低価格を定めるものとし、これらの価格は、本規則の規則 18 に基づき、拡大生産者責任義務の不履行に対して義務主体に課される環境補償のそれぞれ 100 % と 30 % に等しいものとする。

(8.9) ポータルを通じた登録事業者間の拡大生産者責任証明書の交換価格は、上記で定められた最高価格と最低価格の間とする。」

(vii). 第 10 項において、-

(a) 見出しの「生産者、輸入業者、ブランド所有者の役割」という語句は、「生産者、輸入業者、ブランド所有者、製造業者、および堆肥化可能プラスチックまたは生分解性プラスチックから製造された商品の製造業者の役割」という語句に置き換えられる。

(b) 項 (10.1) は、次の項に置き換えるものとする。即ち、

「(10.1) 生産者、輸入者、ブランド所有者、製造者、及び堆肥化可能プラスチック又は生分解性プラスチックから作られた商品の製造者は、オンライン集中ポータルを通じて登録しなければならない。」

(c) 項 (10.5) は、次の項に置き換えるものとする。即ち、

「(10.5) 生産者、輸入者、ブランド所有者、製造者、および堆肥化可能プラスチックまたは生分解性プラスチックから作られた商品の製造者は、プラスチック包装廃棄物と固形廃棄物の混合を防ぐための拡大生産者責任の義務を直接履行するために、プラスチック包装廃棄物の収集のための別の廃棄物ストリームを開発するために、デポジット払い戻しシステムや買い戻しなどのスキーム、またはその他のモデルを運用することができる。」

(d) サブパラグラフ(10.6)において、

(A) 「生産者、輸入業者、ブランド所有者」の後に、「製造業者、及び堆肥化可能又は生分解性プラスチックから作られた商品の製造業者」という語句を挿入する。

(B) 次の但し書きを挿入する。即ち、

「但し、2022～2023 会計年度に関するこの項に基づく年次報告書は、2024 年 3 月 31 日まで提出することができる。」

(viii) 第 11 項サブパラグラフ(11.2)に、次の但し書きを挿入する。即ち、  
「但し、2022～2023 会計年度に関するこの項に基づく年次報告書は、2024 年 3 月 31 日まで提出することができる。」

(ix) 第 15 項において、サブパラグラフ (15.1) は、次のサブパラグラフに置き換えられるものとする。即ち、

「(15.1) 生産者、輸入者、ブランド所有者、製造者、及び堆肥化可能プラスチック又は生分解性プラスチックから製造された商品の製造者は、オンライン ポータルで年次申告書を提出する際に、翌会計年度の 6 月 30 日までに、リサイクルされ、寿命終了処分のために送られたプラスチック廃棄物の証明書の詳細を提供するものとする。

(15.2) 生産者、輸入者、ブランド所有者、製造者、及び堆肥化可能プラスチック又は生分解性プラスチックから製造された商品の製造者、及び登録プラスチック廃棄物処理業者によって提供された証明書の詳細は検証され、相違がある場合は、これらの規則に基づく拡大生産者責任義務の履行に向けて、低い方の数字が考慮されるものとする。

(15.3) 証明書は、状況に応じて、中央汚染管理委員会、州汚染管理委員会、又は関係する汚染管理委員会による検証を受けるものとする。

(15.4) 生分解性プラスチックの製造業者は、合意された方法に従って地方当局が発行する拡大生産者責任証明書を取得することにより、拡大生産者責任義務を履行するものとする。

(15.5) 地方当局は、インド規格局が通知する基準に従って、自らが収集し、それぞれの受取環境において寿命末期の生分解に供した生分解性プラスチックと同等の拡張生産者責任証明書を発行するものとし、その証明書は記録されるものとし、生分解性プラスチック製品の製造業者が取得した証明書の詳細は、本規則に基づく年次申告書を提出する際に、集中オンラインポータルに提出するものとする。中央汚染管理委員会は、集中オンラインポータル上でそのような交換のためのメカニズムを開発する。

13. 当該規則のフォーム-I は、次のとおりに置き換えられる。即ち、  
フォーム-I [規則 13(2)を参照] 生産者又はブランドオーナーの登録申請

差出人: .....  
.....  
.....(所有者の氏名と住所)

宛先

会員事務局長、

..... 汚染管理理事会又は汚染管理委員会

.....

.....

拝啓、

私/私たちは、2016 年プラスチック廃棄物管理規則第 9 条に基づく登録を申請します

1. 製造者

(A) 零細企業及び小規模企業(インド政府零細・中小企業省の基準による) 以外

パート A 一般事項

1.(a) ユニットの名称と所在地

(b) ユニットの住所

(c) 次の製造に必要な登録：

i. キャリーバッグ

(a) 石油由来

(b) 堆肥化可能

Ii. 多層プラスチック

(d) 製造能力

(e) 更新の場合、以前の登録番号と登録日

2. ユニットは州政府又は連邦直轄領の地区産業センターに登録されているか? 登録されている場合は、コピーを添付されたい。

3.(a) プロジェクトに投資された総資本

(b) 生産開始年

4.(a) 製品と副産物のリストと量

(b) 使用された原材料のリストと量

5. 自家発電と水を含む、製品と廃棄物の入出力を示す製造プロセスのフロー図を提出されたい。

6. これらの規則- 厚さ-50 ミクロンの遵守状況(はい/いいえ)

パート B 液体排出物とガス排出物に関する事項

7. a. ユニットは、水（汚染防止及び管理）法 1974（1974 年第 6 号）に基づく有効な同意を得ているか？

得ている場合は、コピーを添付されたい

b. 当該ユニットは、大気汚染防止法 1981（1981 年第 14 号）に基づく有効な同意を得ているか？

得ている場合は、コピーを添付されたい

パート C 廃棄物

8. 固形廃棄物又は不良品:

a. 発生した廃棄物の総量

b. 工場内での保管方法

c. 廃棄物の処分に関する規定

9. キャリーバッグや同様のプラスチックシート、又は多層包装の製造に使用する原材料としてプラスチックを供給する人のリストを添付又は提出されたい

10. 製品を供給する人員またはブランド所有者のリストを添付又は提出されたい

11. 拡大生産者責任について通知された規則に従った行動計画

名前と署名:

指定:

日付:

場所:

(B) 生産者、零細及び小規模企業（インド政府、小規模企業省の基準による）

パート A 一般

1. 小規模生産者

2. 詳細:

(a) 氏名及び所在地

- (b) 登録住所
- (c) 郵便住所
- (d) GST 番号
- (e) PAN 番号
- (f) CIN 番号 (企業に適用)
- (g) Udyam 登録番号

3. 権限のある人の詳細:

- (a) 氏名
- (b) 役職
- (c) 携帯電話番号
- (d) Aadhaar 番号 (任意による Aadhaar 認証)
- (e) PAN 番号
- (f) 電子メール ID

4. 製造されたプラスチック包装:

カテゴリ - I / カテゴリ - II / カテゴリ - III / カテゴリ - IV / カテゴリ - V)

5. 事業開始年

6. ユニットの所在地:

S.No. 製造ユニットの場所 製造能力 (プラスチック包装カテゴリ別)

7. プロジェクトに投資された総資本

パート B: プラスチック包装の詳細

8. 製造の詳細 1年 2年 数量 (MT)

1. 調達された原材料

2. カテゴリ別に製造されたプラスチック包装

3. カテゴリ別に販売されたプラスチック包装の合計 (MT)

- a. ブランド所有者に販売されたプラスチック包装
- b. 生産者に販売されたプラスチック包装 (大規模及び中規模)
- c. 生産者に販売されたプラスチック包装 (小規模及び零細)

c. 販売者に販売されたプラスチック包装

4. 消費者前プラスチック包装廃棄物 (MT)

9. 2016 年改正プラスチック廃棄物管理規則第 4 条の遵守状況 はい/いいえ

10. カバー レター (添付資料付き)

11. 零細及び小規模製造業者による自己宣言

12. 署名権限者

13. 自己宣言：

氏名：

デジタル署名

日付：

場所：

注記：

(i) 登録は自己宣言に基づき、プラスチック包装に関する集中オンライン ポータルを通じて行われる。

(ii) 中央政府又は州政府の法律または規則に基づいて登録されていない個人経営企業の場合、所有者は企業の登録に所得税局が発行した永久アカウント番号(PAN)を使用できる。

2. ブランド所有者：

パート A 一般事項

1. 氏名、住所、連絡先

2 更新の場合、以前の登録番号と登録日

3 ユニットは州政府又は連邦直轄領の地区産業センターに登録されているか？ はいの場合、コピーを添付させたい。

4.(a) プロジェクトに投資された総資本

(b) 生産開始年

5.(a) 製品及び副生産物の一覧と量

(b) 使用された原材料の一覧と量

#### パート B 液体排出物及びガス状排出物に関する事項

5 ユニットは、1974 年水(汚染防止及び管理)法(1974 年法第 6 号)に基づく有効な同意を得ているか?

はいの場合、コピーを添付されたい

6 ユニットは、1981 年大気(汚染防止及び管理)法(1981 年法第 14 号)に基づく有効な同意を得ているか?

はいの場合、コピーを添付されたい

#### パート C 廃棄物

7. 固形廃棄物又は不良品:

(a) 発生した廃棄物の総量

(b) 工場内での保管方法

(c) 廃棄物の処分に関する規定

8. プラスチック材料を供給する人のリストを添付又は提出されたい

9 プラスチック廃棄物の回収に関する行動計画

氏名と署名

指定

日付:

場所:

3. 輸入業者:

パート A の項目 3、4、5、パート B、及びパート C の項目 7 と 8 は、該当する場合記入されたい。

#### パート A 一般事項

1. 氏名、住所、連絡先

2 更新の場合は、以前の登録番号と登録日

3 ユニットは州政府又は連邦直轄領の地区産業センターに登録されているか？ はいの場合は、コピーを添付されたい。

4.(a) プロジェクトに投資された総資本

(b) 生産開始年

5.(a) 製品及び副生産物の一覧と量

(b) 使用された原材料の一覧と量

6 (a) 輸入又は輸入予定の製品の包装に使用されたプラスチックシートなどの量

(b) 更なる供給又は自己使用のために包装に使用された輸入又は輸入予定のプラスチックシートなどの量

(c) 更なる供給又は自己使用のために輸入又は輸入予定の多層包装の量

パート B 液体排出物及びガス排出物に関する事項

5 ユニットは、1974 年水(汚染防止及び管理)法(1974 年法第 6 号) に基づく有効な同意を得ているか？

ある場合は、コピーを添付されたい

6 ユニットは、1981 年大気(汚染防止及び管理)法(1981 年法第 14 号) に基づく有効な同意を得ているか？

はいの場合は、コピーを添付されたい

パート C 廃棄物

7. 固形廃棄物又は不良品:

(a) 発生した廃棄物の総量

(b) 工場内での保管方法

(c) 廃棄物の処分のために講じられた措置

8. (a) 輸入した (i) 包装用プラスチックシート又は類似品、(ii) 多層包装を供給した人の

リストを添付又は提出されたい

(b) 輸入した (i) 包装用プラスチックシート又は類似品、(ii) 自己使用の多層包装の数量

9 拡大生産者責任について通知された規則に従った行動計画

名前と署名

指定

日付：

場所：

14. 当該規則のフォーム V は、次のとおりに置き換えられる。即ち、  
フォーム V [規則 17(4)を参照]

(A) 都市地方自治体が提出するプラスチック廃棄物管理に関する年次報告書のフォーム  
報告期間(年)：

A 一般情報

1 市町村名及び州：

2 地方団体の名称及び住所

3 連絡先 E メール：

4 連絡先電話番号

5 人口

6 平方キロメートル単位の面積

7 独立したプラスチック廃棄物管理セルが稼働しているかどうか（稼働中/稼働していない）

8 プラスチック廃棄物管理セルに配置されているスタッフ

9 管轄区域内の区の総数

10 管轄区域内の世帯の総数（区別）

11 戸別収集の対象世帯数（区別）

12 管轄区域内の商業施設及び機関の総数、及び戸別収集の対象施設

a 商業施設

b 機関

13 (i) 非公式セクター（事業者または自社リソース）の廃棄物収集者を含む人的資源の詳細

(a) 収集

(b) 道路清掃

(c) 輸送

(d) 分別

(e) 処理

(f) 廃棄

(ii) 従事している廃棄物収集者の詳細プラスチック廃棄物管理（区別）  
廃棄物収集者数

B プラスチック廃棄物管理

1 CPCB 方法論によるプラスチック廃棄物の発生量（トン）

2 CPCB 方法論によるプラスチック廃棄物の組成特性

- プラスチック包装（カテゴリ I/カテゴリ II/カテゴリ III/カテゴリ IV/カテゴリ V）
- その他のプラスチック廃棄物の種類 (i) リサイクル可能、及び (ii) リサイクル不可能

3 分別廃棄物の戸別収集（カバー率又は世帯数）－ 区別

4 総数 MRF の数と容量

(a) 機械式 MRF 施設の数と容量

数 容量 (MT) 廃棄物の分別量 (MT)

(b) 手動式 MRF 施設の数と容量

数 容量 (MT) 廃棄物の分別量 (MT)

5 プラスチックリサイクル施設の数とカテゴリ別の詳細

名前と住所、EPR 登録番号付き 容量 (MT) リサイクルされたプラスチック廃棄物の総量 (MT) リサイクルされたプラスチック包装廃棄物のカテゴリ別 (MT) リサイクルされたその他のプラスチック廃棄物 (MT) 生成された EPR 証明書のカテゴリ別 (MT)

6 堆肥化可能なプラスチック用の産業用堆肥化ユニットの数と容量

名前と住所、EPR 登録番号付き 容量 (MT) 堆肥化された廃棄物 (MT) 処理された堆肥化可能なプラスチック (MT)

7 廃棄物をエネルギーに変換する事業所の数と容量

名前と住所、EPR 登録番号 容量 (MT) 処理されたプラスチック廃棄物 (MT) 生成されたエネルギー

8 廃棄物を石油に変換する事業所の数と容量

名前と住所、EPR 登録番号 容量 (MT) 処理された廃棄物 (MT) 生成された石油

9 道路建設に使用されたプラスチック廃棄物の量と容量、KM

使用されたプラスチック廃棄物 (MT) 道路の長さ (Km)

10 ガイドラインに従った熱硬化性プラスチックの処分

熱硬化性プラスチック 安全な埋立地に送られた廃棄物 (MT) 熱硬化性プラスチック 共処理された廃棄物 (MT)

11 共処理用のプラスチック廃棄物のセメント工場

a 名前と住所、EPR 登録番号 受け取った未分別廃棄物の総量 (MT) 未分別廃棄物に占めるプラスチック廃棄物の割合 共処理されたプラスチック廃棄物 (MT)

b 名前と住所、EPR 登録番号 受け取った未分別プラスチック廃棄物の総量 (MT) 共処理されたプラスチック廃棄物のカテゴリ別 (MT)

12 リサイクル業者及びその他の廃棄物処理業者から処分された不活性物質の量 (MT) 衛生埋立地

13 科学的埋立地 (数と容量)

番号 容量 (トン) 受け入れた廃棄物 (トン)

14 レガシー廃棄物サイト（レガシー廃棄物の数と量）

廃棄物の存在（トン）

RDF に処理された廃棄物（トン）

RDF 中のプラスチック廃棄物（%）

残りの廃棄物（トン）

15. EPR 登録 登録されている場合の ULB 番号

16 PWM に活用されている EPR ガイドライン（はい/いいえ）詳細は添付されたい

### C. プラスチック廃棄物管理規則の施行

1 細則が策定されているかどうかを確認されたい（はい/いいえ）

2 禁止されている使い捨てプラスチックとプラスチック製キャリーバッグ（規則 12）を除く、2016 年の PWM 規則の規定の違反件数と不遵守に対する措置

(i) 違反の総数（例：プラスチック廃棄物の焼却/ポイ捨て）

(ii) 講じられた措置（課せられた罰金/罰則 Rs.）

3 規則 4 に基づいて課せられた禁止措置の実施（特定された使い捨てプラスチック製品、厚さ 120 ミクロン未満のプラスチック製キャリーバッグを含む）（区ごと）（四半期報告）

(i) 登録番号 CPCB SUP コンプライアンス アプリ

(ii) 管轄区域内の商業施設/機関およびホットスポットの総数

(a) 商業施設: ショッピング モール、映画館、空港、鉄道駅、地下鉄駅、その他

(b) 機関 - 学校、大学、オフィス コンプレックスなど

(c) ホットスポット - 観光地、サブジ マンディ、卸売市場、魚市場、花市場、宗教施設など

(iii) 実施された検査の総数

(iv) 課せられた罰金の合計(Rs.)

(v) 押収された禁止 SUP の量（トン）

(vi) 検査方法の詳細押収された SUP の処分

押収された SUP の数量 (T)

処分方法（リサイクル/ WtE/ WtO/ 共同処理/道路建設）

プラスチック廃棄物処理業者の名称と住所

(vii) 代替品を生産する事業体の詳細

S.No.

事業体名

生産された SUP 代替品

生産能力 (TPA)

住所

(ix) 堆肥化可能プラスチック及び生分解性プラスチックを生産する事業体の詳細

(xi) 禁止された使い捨てプラスチック製品のエコ代替品を販売するショップ

#### D. 水域へのプラスチック廃棄物の流入に関するデータ

##### 1 排水溝及び水域へのプラスチック廃棄物の流入地点

流入地点の数

プラスチック廃棄物の流入を防ぐために講じられた対策

##### 2. 河川区間を含む表面水域

表面水域の数

収集されたプラスチック廃棄物の量

##### 3. プラスチック廃棄物を清掃した排水溝の数

排水溝の総長さ

プラスチック廃棄物を清掃した排水溝の総長さ

収集されたプラスチック廃棄物(MT)

収集されたシルト

(B) 地区レベルのパンチャーヤットが提出するプラスチック廃棄物管理に関する年次報告書のフォーム

報告期間(年) :

#### A 全般

1 地区及び州の名前 :

2 地区レベルの Panchayati Raj 機関の名前と住所

3 連絡先 E メール :

4 連絡先電話番号

5 対象となる Gram Panchayat の数

6 対象となる村の数

7 総人口

8 総面積

## 9 世帯数

### B プラスチック廃棄物管理

1. 管轄区域内のプラスチック廃棄物の管理のために導入されているメカニズムの概要と、関係機関の詳細（詳細を添付されたい）
2. 管轄区域内で発生したプラスチック廃棄物の管理のために導入されているインフラストラクチャの詳細を添付されたい
3. 総数。プラスチック廃棄物管理ユニットの設置数と能力
4. CPCB 方法論によるプラスチック廃棄物の発生量（トン）
- 5 CPCB 方法論によるプラスチック廃棄物の特性（プラスチック包装廃棄物: カテゴリ I/カテゴリ II/カテゴリ III/カテゴリ IV/カテゴリ V 及びその他 (i) リサイクル可能、(ii) リサイクル不可能)
6. 収集されたプラスチック廃棄物の量（トン）
7. 分別されたプラスチック廃棄物（トン）
8. 処理及びリサイクル用に分別されたプラスチック廃棄物（プラスチック廃棄物の量、処理の種類の詳細）
- 9 (i) 非公式セクター（事業者又は自社リソース）の廃棄物収集者を含む人的資源の詳細
  - (a) 収集
  - (b) 道路清掃
  - (c) 輸送
  - (d) 分別
  - (e) 処理
  - (f) 処分
- (ii) プラスチック廃棄物管理に従事する廃棄物収集者の詳細（区別）  
廃棄物収集者の数

10 PWM に活用された EPR ガイドライン(はい/いいえ)  
詳細は添付されたい

#### C プラスチック廃棄物管理規則の施行

1 細則が制定されているかどうかを確認されたい (はい/いいえ)

2 禁止されている使い捨てプラスチックとプラスチック製キャリーバッグ (規則 12) を除く、PWM 規則 2016 の規定の違反件数と不遵守に対する措置

I 違反の総数 (例:プラスチック廃棄物の焼却/ポイ捨て)

II 講じられた措置 (課せられた罰金/罰則 Rs.)

3 規則 4 に基づいて課せられた禁止措置の実施 (特定された使い捨てプラスチック製品、厚さ 120 ミクロン未満のプラスチック製キャリーバッグを含む) (区別) (四半期報告)

I 管轄区域内の機関とホットスポットの総数

(a) 機関 - 学校、大学など

(b) ホットスポット - サブジ マンディ、卸売市場、魚市場、花市場、宗教施設など

II 実施された検査の総数

III 課せられた罰金の合計 (Rs.)

IV 押収された禁止 SUP の量 (トン)

#### D. 水域へのポイ捨てプラスチック廃棄物の流入に関するデータ

1 排水溝と水域へのプラスチック廃棄物の流入ポイント

流入ポイントの数

プラスチック廃棄物の流入を防ぐために講じられた対策

2. 河川区間を含む表面水域

清掃された表面水域の数

プラスチック廃棄物の量収集

3. プラスチック廃棄物から清掃された排水溝の数

排水溝の総長さ

プラスチック廃棄物から清掃された排水溝の総長さ

収集されたプラスチック廃棄物 (MT)

収集されたシルト

15. 当該規則のフォーム VI は、次のとおりに置き換えられる。即ち、  
フォーム VI [規則 17(6)を参照]  
SPCB/PC が提出するプラスチック廃棄物管理に関する年次報告書のフォーム

報告期間：

A 一般

1 州/連邦直轄領の名前:

2 SPCB/PCC の名前と住所:

3 連絡先 E メール:

4 連絡先電話番号

5 プラスチック廃棄物管理の詳細 (州レベル)

- 収集 (MT)
- 分別 (MT)
- リサイクルを含む処理 (MT)
- 廃棄 (MT)

B プラスチック廃棄物管理のメカニズム

1 州/連邦直轄領でプラスチック廃棄物を管理するために導入されているメカニズムの概要と、関係機関の詳細 (詳細を添付されたい)

2 州/連邦直轄領で発生したプラスチック廃棄物を管理するために導入されているインフラストラクチャの詳細を添付されたい

3 合計数 MRF 施設の数

- (a) 容量のある機械式 MRF 施設の数
- (b) 容量のある手動式 MRF 施設の数

C プラスチック廃棄物の発生、収集、分別、特性評価

- 1 管轄区域内の都市地方自治体(ULB)の総数
- 2 年次報告書を提出した ULB の数
- 3 管轄区域内のグラム パンチャーヤト(GP)の総数
- 4a 地区レベルのパンチャーヤティ ラージ機関の総数
- 4b 地区レベルのパンチャーヤティ ラージ機関で年次報告書を提出した機関の数
- 5 全ての GP/ULB が、CPCB が規定する形式に従って規定の時間内に完全な情報を提供していることを確認されたい(はい/いいえ)
- 6.規定の期限内に完全な情報を提出していない ULB/GP の数を入力されたい
7. 規則で定められた期限通りに年次報告書を提出していない地区レベルの PRI/ULB に課せられた EC の合計額を記入されたい
8. CPCB の方法論に従ったプラスチック廃棄物の発生量 (トン) (カテゴリ I/カテゴリ II/カテゴリ III/カテゴリ IV/カテゴリ V/その他)
9. 収集されたプラスチック廃棄物の量 (トン)
10. 分別されたプラスチック廃棄物 (トン)
11. 全ての地方自治体/GP が、CPCB が指定した方法論に従ってプラスチック廃棄物の発生と特性の評価を実施したことを確認されたい (はい/いいえ)
12. CPCB が指定した方法論に従ってプラスチック廃棄物特性レポートをアップロードされたい
13. CPCB が指定した方法論に従って、地区レベルの ULB と PRI のデータ検証と調整が行われたことを確認されたい (はい/いいえ)

## D 拡大生産者責任の実施

1. 合計数 EPR に登録されている ULB (EPR ポータルから自動的に取得される)

2. プラスチック廃棄物処理業者の詳細(EPR ポータルから自動的に取得される)

名前

タイプ (リサイクル業者/共同処理業者/廃棄物からエネルギー/廃棄物から油/道路建設)

登録番号

処理能力 (TPA)

PW (Cat-I)

PW (Cat-II)

PW (Cat-III)

PW (Cat-IV)

PW (Cat-V)

その他

3. PWP で処理されたプラスチック廃棄物(TPA)

タイプ (リサイクル業者/共同処理業者/廃棄物からエネルギー/廃棄物から油/道路建設)

PW (Cat-I)

PW (Cat- II)

PW (Cat-III)

PW (Cat-IV)

PW (Cat-V)

その他

4. 環境補償の監査と徴収(EC)(EPR ポータルから自動的に取得される)

(a) 監査を受けた事業体(PIBO/PWP)の数

(b) 違反が判明した事業体(PIBO/PWP)の数

(c) 違反した事業体(PIBO/PWP)に課せられた EC

E. 特定された使い捨てプラスチック製品、厚さ 120 ミクロン未満のプラスチック製キャリーバッグを含む、規則 4 に基づいて課せられた禁止措置の実施

1 管轄区域内の商業施設/機関及びホットスポットの総数

(a) - 商業施設: ショッピングモール、映画館、空港、鉄道駅、地下鉄駅

(b) - 機関: 学校、大学、オフィスビルなど

c- ホットスポット：観光地、サブジ マンディ、卸売市場、魚市場、花市場、宗教施設など

2 検査の総数 (SUP コンプライアンス監視ポータルから自動的に取得されたデータ)

3 SUP 禁止措置により閉鎖された商業施設及びホットスポットの総数違反

4 検査を受けた産業の総数 (SUP コンプライアンス監視ポータルから自動的に取得されたデータ)

5 禁止された SUP 品目の製造のために閉鎖された産業の総数

6 課された罰金の合計 (ルピー) (SUP コンプライアンス監視ポータルから自動的に取得されたデータ)

7 押収された禁止された SUP の量(トン) (SUP コンプライアンス監視ポータルから自動的に取得されたデータ)

8 SUP が禁止された商業施設とホットスポットの総数

9 押収された SUP の処分方法の詳細 押収された SUP の量 (トン)  
処分方法 (リサイクル/WtE/WtO/共同処理/道路建設)  
プラスチック廃棄物処理業者の名前と住所

10. 堆肥化可能なプラスチックを含む代替品を生産する事業体の詳細

Sl.No.事業体名

SUP 代替

処理能力 (TPA)

住所

11. SUP 苦情処理アプリで受信した苦情の数 (SUP 苦情処理アプリから自動取得されたデータ)

12. 解決された苦情の数 (SUP 苦情処理アプリから自動取得されたデータ)

F プラスチック廃棄物管理規則の施行

1. 登録済みプラスチック原材料製造ユニットの詳細

合計数：

能力：

製造された製品

2. 登録済み PWP (非包装) 処理施設の詳細

合計数：

能力：

製造された製品

3. 未登録の製造又はリサイクル ユニットの詳細 (住宅地又は未承認地域)。

合計数：

生産能力：

製造製品

4. 細則を制定した ULB の数

5. 2016 年 PWM 規則(2018 年改正) (規則 12) の規定の違反件数と不遵守に対する措置

6. 違反件数 (焼却/ポイ捨て/未登録及びその他の不遵守)

7. 措置 (罰金の科せられた件数/閉鎖命令の発令)

16. 前述の規則のフォーム VI の後に、次のフォームを挿入するものとする:

フォーム VII [規則 17(2)を参照] プラスチック原材料の四半期報告書のフォーム

プラスチック原料の製造業者/輸入業者

年：四半期： Q1/Q2/Q3/Q4

S. No.

購入者の名前

購入者の住所

電子メール ID

電話番号

購入者のカテゴリ

購入者の GST 番号

プラスチック包装のカテゴリ

供給されるプラスチック原料の数量(T)

供給されるプラスチック原料の種類

注:

(i) 四半期レポートは、CPCB が規定する電子形式でプロフォーマに従って提出する必要がある。

(ii) 四半期レポートの目的では、取引の個別の請求書は必要ない。

購入者のカテゴリ

1. 大規模及び中規模生産者（インド政府中小企業省の基準による）
2. 中小規模生産者（インド政府中小企業省の基準による）
3. ブランド所有者
4. 販売者
5. その他（非プラスチック包装用途）

供給されるプラスチック原材料の種類

1. PET
2. HDPE
3. PVC
4. LDPE
5. PP
6. PS
7. その他
8. 特定の環境で生分解可能なプラスチック
9. 堆肥化可能なプラスチック

注 - 主な規則は、2016年3月18日付インド官報 G.S.R. 320(E)で公表され、その後、2018年3月27日付通知番号 G.S.R. 285(E)で改正され、2019年3月27日付の通知番号 G.S.R. 571(E)で改正された。2021年8月12日、2021年8月17日付通知番号 G.S.R. 647(E) 参照、2022年2月16日付通知番号 G.S.R. 133(E) 参照、2022年7月6日付通知番号 G.S.R. 522(E) 参照、2023年4月27日付通知番号 G.S.R. 318(E) 参照、最終改訂 2023年10月30日付通知番号 G.S.R. 807(E) 参照。

[参考資料]

インド「環境・森林・気候変動省告示」

<https://moef.gov.in/wp-content/uploads/2022/02/Plastic-Waste-Management-Amendment-Rules-2022-1.pdf>

ニューデリー、2022年2月16日

G.S.R. 133 (E) .— 1986年環境（保護）法（1986年第29号）セクション3、6、及び25により付与された権限の行使において、中央政府は、プラスチック廃棄物管理規則2016を改正するため、更に以下の規則を作成する。則ち：-

1. (1) これらの規則は、プラスチック廃棄物管理（改正）規則2022と呼ばれる場合がある。

(2) それらは、公式官報掲載日発効するものとする。

2. プラスチック廃棄物管理規則2016（以下、当該規則と呼ぶ）ルール9サブルール（1）において、「これらの規則に基づき随時発行されるガイドラインに従って」という文言については、「スケジュール-IIで指定されたガイドラインに従って」という文言に代替するものとする。

3. 上記ルールでは、スケジュール-Iの後に、次のスケジュールを挿入する必要がある：

スケジュール-II [規則9(1)参照] プラスチック包装に対する拡大生産者責任に係るガイドライン

1. 背景：

(1.1) 環境森林気候変動省（MoEFCC）（以下、「省」という）は、2016年3月18日プラスチック廃棄物管理規則2016を告示した。省は又、2016年4月8日固形廃棄物管理規則を告示した。プラスチック廃棄物は固形廃棄物の一部であるため、国内のプラスチック廃棄物の管理に両方の規則が適用される。

(1.2) プラスチック廃棄物管理規則2016では、プラスチック廃棄物の発生者に、プラスチック廃棄物を散らかさず、発生源での廃棄物の分別保管を確保し、規則に従って分別廃棄物を引き渡すことなくプラスチック廃棄物の発生を最小限に抑える措置を講じることを義務付けている。この規則は又、プラスチック廃棄物を管理するため、地元の団体、グラムパンチャヤト、廃棄物発生者、小売業者、及び露天商の責任を義務付けている。

(1.3) プラスチック廃棄物管理規則2016は、生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーに拡大生産者責任を課した。拡大生産者責任は、消費前及び消費後のプラスチック包装廃棄

物の両方に適用されるものとする。

(1.4) これらのガイドラインは、拡大生産者責任を実施するためのフレームワークを提供する。ガイドラインは、拡大生産者責任を効果的に実施するため、生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、中央汚染管理委員会、州汚染管理委員会又は汚染管理委員会、リサイクル業者、廃棄物処理業者の役割と責任を規定する。プラスチック廃棄物管理規則 2016 に記載される定義は、これらのガイドラインで具体的に言及されるよう適用される。

## 2.発効日：

これらのガイドラインは、直ちに発効するものとする。拡大生産者責任制度に関連する進行中のプロセスは、これらのガイドラインに沿ったものになる。

## 3.定義：

(a)「生分解性プラスチック」とは、コンポスト化可能なプラスチック以外のプラスチックで、マイクロプラスチックを残さずに、周囲環境（地上又は水中）の条件下で生物学的プロセスにより完全に分解されるものを意味する。環境に影響を与えるマイクロプラスチック、又は目に見える、識別可能な、又は有毒な残留物を残さずに、インド規格局の定められた基準に準拠し、中央汚染管理委員会により認定される；

(b)「ブランドオーナー」とは、登録されたブランドラベル又は商標で商品を販売する個人又会社を意味する；

(c)「キャリーバッグ」（プラスチック包装のカテゴリ II 一条項 (5.1) (II) の対象）とは、自己運搬性があり、商品を運搬又は分配する目的で使用される、プラスチック材料又は堆肥化可能なプラスチック材料で作られたバッグを意味する。機能はするが、使用前に商品が密封される包装の不可欠な部分を構成又は形成するバッグは含まれない；

(d)「使用済み廃棄物」とは、エネルギーの生成にプラスチック廃棄物を使用することを意味し、インド道路会議のガイドラインなどに従って、共同処理（セメントキルンなど）又は廃棄物を石油に又は道路建設に使用する；

(e)「拡大生産者責任」とは、製品の寿命が尽きるまで環境に配慮した製品管理に対する生産業者の責任を意味する；

(f)「輸入業者」とは、プラスチック包装製品又はプラスチック包装製品、キャリーバッグ、多層包装、プラスチックシートなどを輸入する人を意味する；

(g)「プラスチック」とは、ポリエチレンテレフタレート、高密度ポリエチレン、ビニル、低密度ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン樹脂、アクリロニトリルブタジエンスチレン、ポリフェニレンオキシド、ポリカーボネート、ポリブチレンテレフタレートなどの高分子材料を必須成分として含む材料を意味する；

(h)「プラスチック包装」とは、様々な方法で製品を保護、保存、保管、及び輸送するためプラスチックを使用し製造された包装材料を意味する；

(i)「プラスチックシート」とは、プラスチックシートがプラスチック製シートであることを意味する；

(j)「プラスチック廃棄物処理業者」とは、プラスチック廃棄物をエネルギー（廃棄物からエネルギー）に使用し、それを石油（廃棄物から石油）に変換する産業用堆肥化に従事するリサイクル業者及び事業体を意味する；

(k)「消費前のプラスチック包装廃棄物」とは、製品の最終用途の消費者に届く前に、プラスチック包装の製造段階で廃棄又は廃棄の形で発生するプラスチック包装廃棄物、及びプラスチック包装前の廃棄、廃棄を含む製品の包装中に発生するプラスチック包装廃棄物を意味する；

(l)「消費後のプラスチック包装廃棄物」とは、包装の意図された使用が完了し、意図された目的で使用されなくなった後、最終用途の消費者により生成されるプラスチック包装廃棄物を意味する；

(m)「生産業者」とは、キャリーバッグ又は多層包装又はプラスチックシートなどの製造又は輸入に従事する人を意味し、商品を包装又はラップするためプラスチックシートなど又はプラスチックシート又は多層包装で作られたカバーを使用する産業又は個人を含む；

(n)「リサイクル事業者」とは、プラスチック廃棄物のリサイクルプロセスに従事する事業者を意味する；

(o)「リサイクル」とは、分離されたプラスチック廃棄物を新製品又は新製品を製造するため原材料に変換するプロセスを意味する；

(p)「リユース」とは、オブジェクトの構造を変更せずに、同じ目的又は別の目的でオブジ

ェクト又はリソースの材料を再度使用することを意味する；

(q)「リサイクルプラスチックの使用」とは、バージンプラスチックの代わりにリサイクルプラスチックを製造工程の原材料として使用することを意味する；

(r)「廃棄物管理」とは、環境に配慮した方法でのプラスチック廃棄物の収集、保管、輸送、削減、リユース、回収、リサイクル、堆肥化、又は処分を意味する；

(s)「廃棄物からエネルギー」とは、エネルギーの生成にプラスチック廃棄物を使用することを意味し、共同処理（セメントキルンなど）を含む。

#### 4.義務付けられた組織：

以下の事業体は、拡大生産者責任の義務及びこれらガイドラインの規定の対象となるものとする：

(i) プラスチック包装の生産業者（P）；

(ii) 全ての輸入プラスチック包装及び/又は輸入製品のプラスチック包装の輸入業者（I）；

(iii) インド政府の中小企業省の基準に基づく中小企業であるオンラインプラットフォーム/マーケットプレイス及びスーパーマーケット/小売チェーン以外のブランドオーナー（BO）；

(iv) プラスチック廃棄物処理業者。

#### 5.拡大生産者責任の適用範囲：

(5.1) 以下のプラスチック包装カテゴリは、拡大生産者責任の対象である：

(i) カテゴリ I

硬質プラスチック包装；

(ii) カテゴリ II

単層又は多層（異なる種類のプラスチックを含む複数の層）、プラスチックシートなどの軟質プラスチック包装、及びプラスチックシート、キャリーバッグ、プラスチック小袋又はポーチで作られたカバー；

(iii) カテゴリ III

多層プラスチック包装（少なくとも 1 層のプラスチックと少なくとも 1 層のプラス

チック以外の材料)；

(iv) カテゴリ IV

包装や生分解性プラスチック製のキャリーバッグに使用されるプラスチックシートなど。

(5.2) 拡大生産者責任ガイドラインは、プラスチック包装に関して以下をカバーする：

(i) リユース；

(ii) リサイクル；

(iii) リサイクルプラスチック含有物の使用；

(iv) 使用済み廃棄。

6.登録：

(6.1) (a) 以下の事業者は、中央汚染管理委員会により開発されたセントラルポータルに登録するものとする：

(i) 生産業者 (P)；

(ii) 輸入業者 (I)；

(iii) ブランドオーナー (BO)；

(iv) (a) リサイクル、(b) 廃棄物からエネルギー、(c) 廃棄物から石油、及び (iv) 産業用堆肥化に従事するプラスチック廃棄物処理業者。

(b) 生産業者、輸入業者、ブランドオーナー（1つ又は2つの州で運営）及びプラスチック廃棄物処理業者の登録は、中央汚染管理委員会により開発された中央集権的な拡大生産者責任ポータルを通じて、州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会により行われるものとする。

(c) これらガイドラインが発効した後、特定の年に事業を開始し、その年に製品を市場に出す事業者は、翌年から拡大生産者責任のターゲット義務を負うものとする。

(6.2) (6.1) 項の対象となる事業者は、中央汚染管理委員会が開発したオンラインセントラルポータルを通じて取得した登録なしに事業を営むことはできない。

(6.3) (6.1) 項の対象となる事業者は、中央汚染管理委員会により開発されたオンラインセントラルポータルを通じて登録されていない事業者を扱ってはならない。

(6.4) オンラインポータルに登録された事業者が、虚偽の情報を提供した、故意に情報を

隠した、又は拡大生産者責任ガイドラインに基づく登録取得時に規定された条件からの不規則又は逸脱があることが判明又は判断された場合、その場合そうした事業体の登録は、聴聞の機会を与えた後、1年間消除される。登録が消除された事業体は、消除された期間中、新たに登録することはできない。

(6.5) いずれかの事業体が(6.1)項に記載されている複数のサブカテゴリに該当する場合、その事業体はそれら各サブカテゴリに個別に登録するものとする。更に組織が異なる状態のユニットを持っている場合、(6.1)項に言及される特定サブカテゴリでは、これらのユニットも個別に登録されるものとする。ただし、州内に複数のユニットが配置されている場合でも、州内のサブカテゴリに登録する必要があるのは1つだけである。登録は、これらのガイドラインに従って、目的のため中央汚染管理委員会により定められた標準操作手順に従うものとする。

(6.6) 登録時、事業体は、会社の PAN 番号、GST 番号、CIN 番号、及び許可された個人又は代表者の Aadhar 番号と PAN 番号、及び必要に応じその他必要な情報を提供しなければならない。

#### 7. 拡大生産者責任のターゲットと生産業者、輸入業者、ブランドオーナーの義務：

(7.1) 生産業者、輸入業者、ブランドオーナーの拡大生産者責任のターゲットは、カテゴリごとに決定されるものとする。

(7.2) 生産業者 (P)：

(a) 拡大生産者責任のターゲット (付録の例 1 から 3 を参照)：

MT の適格数量 (Q1) は、過去 2 会計年度に販売されたプラスチック包装材料の平均重量 (カテゴリ別) (A) に、過去 2 会計年度の消費前のプラスチック包装廃棄物の平均重量 (B) を加え、前会計年度に第 4 項 (iii) の対象となる事業体に供給された年間重量 (C) を差し引いたものである：-

$$Q1 (MT) = (A + B) - C$$

拡大生産者責任のターゲットは、以下に示すように、カテゴリごとに決定されるものとする。

拡大生産者責任のターゲット

	年	拡大生産者責任のターゲット (カテゴリごと - Q1 の%として)
--	---	-----------------------------------

I	2021～2022	25%
II	2022～2023	70%
III	2023～2024	100%

MT の拡大生産者責任のターゲットは、必要に応じ、中央汚染管理委員会により開発されたセントラルポータルの行動計画の一部として、生産業者により提供されるものとする。

(b) リサイクルの義務（付録例 1 から 3 参照）：

生産業者は、以下に示すように、拡大生産者責任ターゲットに基づいて収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル（寿命末期の処分を除く）をカテゴリごとに確認するものとする。

プラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル（使用期限の廃棄を除く）（拡大生産者責任のターゲット%）

プラスチック包装カテゴリ	2024～2025	2025～2026	2026～2027	2027～2028 それ以降
カテゴリ I	50	60	70	80
カテゴリ II	30	40	50	60
カテゴリ III	30	40	50	60
カテゴリ IV	50	60	70	80

カテゴリ IV のプラスチック包装カテゴリ（コンポスト可能なプラスチックで作られた包装及びキャリーバッグに使用されるプラスチックシートなど）の場合、最小レベルのリサイクルとは、産業用コンポスト施設を介しコンポストするためのプラスチック包装廃棄物を処理することを意味する。

(c) 使用済み廃棄（付録例 1 から 3 参照）：

(i) インド道路会議、又適宜中央汚染管理委員会が発行した関連ガイドライン従い、リサイクルできないプラスチックのみが、道路建設、廃棄物からエネルギー、廃棄物から石油、セメントキルン（共同処理用）などの廃棄物処理に送られる。

(ii) 生産業者は、2016 年のプラスチック廃棄物管理規則の規則 5 (1) (b) で指定された方法論を通じてのみ、プラスチック包装廃棄物の使用期限後処分を保証するものとする。

(d) リサイクルプラスチック含有物の使用義務（付録例 6 参照）

生産業者は、以下に示すように、カテゴリごとにプラスチック包装でのリサイクルプラスチックの使用を確認するものとする。

プラスチック包装でのリサイクルプラスチックの使用の義務化（その年製造されたプラスチックの割合）

プラスチック包装カテゴリ	2025～2026	2026～2027	2027～2028	2028～2029 それ以降
カテゴリ I	30	40	50	60
カテゴリ II	10	10	20	20
カテゴリ III	5	5	10	10

法定要件のためリサイクルプラスチック含有量に関する義務を果たすことができない場合、免除はケースバイケースで中央汚染管理委員会により付与される。ただし、そうした場合、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、彼らの義務を超えてリサイクル材を使用した生産業者、輸入業者、ブランドオーナーから同等の量の証明書を購入することにより、リサイクル材の使用義務を（量的に）履行する必要がある。中央汚染管理委員会は、オンラインセントラルポータルでそのような交換のためのメカニズムを開発する。

### 7.3 輸入業者（I）：

(a) 拡大生産者責任ターゲット（付録例 1 から 3 参照）

MT の適格数量（Q2）は、過去 2 会計年度に輸入及び販売された全てのプラスチック包装材料及び/又は輸入製品（カテゴリ別）のプラスチック包装の平均重量（A）に、消費前の過去 2 会計年度のプラスチック包装の平均重量（B）廃棄物を加え、前会計年度の第 4 項 (iii) の対象となる事業体に供給された年間重量（C）を差し引いたものである：-

$$Q2 (MT) = (A + B) - C$$

そして、拡大生産者責任のターゲットは、以下に示すように、カテゴリごとに決定されるものとする。

	年	拡大生産者責任のターゲット（カテゴリごと - Q2 の%として）
I	2021～2022	25%
II	2022～2023	70%

III	2023~2024	100%
-----	-----------	------

MT の拡大生産者責任のターゲットは、必要に応じ、中央汚染管理委員会により開発された中央ポータルアクションプランの一部として輸入業者により提供されるものとする。

(b) リサイクルの義務（付録例 1 から 3 参照）

輸入業者は、以下に示すように、拡大生産者責任のターゲットの下で収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル（使用済み廃棄物を除く）を確認するものとする。

プラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル（使用期限の廃棄を除く）（拡大生産者責任のターゲット%）

プラスチック包装カテゴリ	2024~2025	2025~2026	2026~2027	2027~2028 それ以降
カテゴリ I	50	60	70	80
カテゴリ II	30	40	50	60
カテゴリ III	30	40	50	60
カテゴリ IV	50	60	70	80

カテゴリ IV のプラスチック包装カテゴリ（コンポスト可能なプラスチックで作られた包装及びキャリーバッグに使用されるプラスチックシートなど）の場合、最低レベルのリサイクルとは、産業用コンポスト施設を介しコンポストするためのプラスチック包装廃棄物を処理することを意味する。

(c) 使用済み廃棄（付録例 1 から 3 参照）

(i) リサイクルできないプラスチックのみが、インド道路会議又は適宜中央汚染管理委員会が発行する関連ガイドラインに従って、道路建設、廃棄物からエネルギー、廃棄物から石油などの廃棄物処理に送られる。

(ii) 輸入業者は、改正されたプラスチック廃棄物管理規則 2016 ルール 5 (1) (b) で指定された方法論を通じてのみ、プラスチック包装廃棄物の使用期限の末期処分を保証するものとする。

(d) リサイクルプラスチック含有物の使用義務（付録例 6 参照）

輸入業者は、以下に示すように、カテゴリごとにプラスチック包装にリサイクルプラスチックの使用を保証するものとする。

プラスチック包装でのリサイクルプラスチックの使用の義務化（その年輸入されたプラスチックの割合）

プラスチック包装カテゴリ	2025～2026	2026～2027	2027～2028	2028～2029 それ以降
カテゴリ I	30	40	50	60
カテゴリ II	10	10	20	20
カテゴリ III	5	5	10	10

輸入材料に使用されるリサイクルプラスチックは、義務の履行にカウントされないものとする。輸入業者は、彼らの義務を超えてリサイクル材を使用した生産業者、輸入業者、ブランドオーナーから同等の量の証明書を購入することにより、リサイクル材の使用義務を（量的に）履行する必要がある。中央汚染管理委員会は、オンラインセントラルポータルでそうした交換のためのメカニズムを開発する。

#### 7.4 ブランドオーナー（BO）：

(a) 拡大生産者責任のターゲット（付録例 1 から 3 参照）

MT の適格数量（Q3）は、以下の通り、過去 2 会計年度に購入及び上市されたバージンプラスチック包装材料の平均重量（カテゴリ別）（A）に、過去 2 会計年度に消費前のプラスチック包装の平均重量（B）を加えたものである：

$$Q3 (MT) = A + B$$

拡大生産者責任のターゲットは、以下に示すように、カテゴリごとに決定されるものとする。

	年	拡大生産者責任のターゲット（カテゴリごと - Q3 の%として）
I	2021～2022	25%
II	2022～2023	70%
III	2023～2024	100%

MT の拡大生産者責任のターゲットは、必要に応じ、中央汚染管理委員会により開発されたセントラルポータルのアクションプランの一部としてブランドオーナーにより提供されるものとする。

(b) リユースの義務（付録例 4 及び 5 参照）：

(I) 製品にカテゴリ I（硬質）プラスチック包装を使用しているブランドオーナーは、以下に示すような包装をリユースする最低限の義務を負うものとする。  
ただし、食品接触用途でのカテゴリ I の硬質プラスチック包装のリユースは、インドの食品安全基準局の規制の対象となるものとする。

(II) カテゴリ I（硬質プラスチック包装）のリユースの最低義務。

年	ターゲット（年間販売される製品におけるカテゴリ I 硬質プラスチック包装における割合）			
	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29 それ以降
場合により、容積又は重量が 0.9 リットル又は 0.9kg 超、4.9 リットル又は 0.9kg 未満の硬質プラスチック包装	10	15	20	25
場合により、容積又は重量が 0.9 リットル又は 0.9 kg 超、4.9 リットル又は 4.9 kg 未満の硬質プラスチック包装	70	75	80	85

(III) ブランドオーナーがリユースする硬質包装の量は、その年に製造/輸入/購入されたバージンプラスチック包装をブランドオーナーの売上から差し引いて計算されるものとする。ブランドオーナーは、中央汚染管理委員会により開発された中央ポータルでこの情報を提供するものとする。

(IV) リユースされるカテゴリ I の硬質プラスチック包装の量は、義務付けられた事業者（ブランドオーナー）がカテゴリ I の下で使用するプラスチック包装の合計から減らされるものとする。

2022～2023 年及び 2023～2024 年の間にリユースされたカテゴリ I の硬質プラスチック包装の量は、カテゴリ I で使用されたプラスチック包装の合計から減らされるものとする。

(c) リサイクルの義務（付録の例 1 から 3 を参照）：

ブランドオーナーは、以下に示すように、拡大生産者責任のターゲットに基づいて収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクル（使用済み廃棄物を除く）の最低レベルをカテゴリごとに確保する必要がある。

プラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル（使用期限の廃棄を除く）（拡大生産者責任のターゲット%）

プラスチック包装カテゴリ	2024～2025	2025～2026	2026～2027	2027～2028 それ以降
カテゴリ I	50	60	70	80
カテゴリ II	30	40	50	60
カテゴリ III	30	40	50	60
カテゴリ IV	50	60	70	80

カテゴリ IV のプラスチック包装カテゴリ（コンポスト可能なプラスチックで作られた包装及びキャリーバッグに使用されるプラスチックシートなど）の場合、最小レベルのリサイクルとは、産業用コンポスト施設を介してコンポストするプラスチック包装廃棄物を処理することを意味する。

(d) 使用済み廃棄（付録例 1 から 3 参照）

(i) インド道路会議又は適宜中央汚染管理委員会が発行する関連ガイドラインに従い、リサイクルできないプラスチックのみが、道路建設、廃棄物からエネルギー、廃棄物から石油などの廃棄物処理に送られる。

(ii) ブランドオーナーは、改正されたプラスチック廃棄物管理規則 2016 ルール 5 (1) (b) で指定された方法論を通じてのみ、プラスチック包装廃棄物の使用済みの処分を保証するものとする。

(e) リサイクルプラスチック含有物の使用義務（付録例 6 参照）

(i) ブランドオーナーは、以下に示すように、カテゴリごとに、プラスチック包装でのリサイクルプラスチックの使用を保証するものとする。

プラスチック包装でのリサイクルプラスチックの強制的使用（年間の製造プラスチックの割合）

プラスチック包装カテゴリ	2025～2026	2026～2027	2027～2028	2028～2029 それ以降
カテゴリ I	30	40	50	60
カテゴリ II	10	10	20	20

カテゴリ III	5	5	10	10
----------	---	---	----	----

(ii) 法定要件によりリサイクルプラスチック含有量に関する義務を履行できない場合、中央汚染管理委員会によりケースバイケースで免除が認められる。

ただし、そうした場合、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、リサイクルを使用した生産業者、輸入業者、ブランドオーナーから同等の量の証明書を購入することにより、リサイクル材の使用義務を（量的に義務を超える材）を履行する必要がある。中央汚染管理委員会は、オンラインセントラルポータルでそうした交換のためのメカニズムを開発する。

(iii) ブランドオーナーがプラスチック包装材料の生産業者及び/又は輸入業者でもある場合、7.2 項及び 7.3 項は、それぞれ生産業者及び/又は輸入業者としての拡大生産者責任のターゲット及び義務の決定にも適用されるものとする。

(7.5) MT の拡大生産者責任のターゲットは、必要に応じ、中央汚染管理委員会により開発されたセントラルポータルの行動計画の一部として、全ての生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーにより提供されるものとする。

(7.6) 廃棄物のリユース、リサイクル、及びリサイクルプラスチック材の包装への使用の義務は、指定されたターゲットを達成するため、利用可能な技術に基づいて 5 年ごとに見直されるものとする。

(7.7) プラスチック包装に関する拡大生産者責任は、とりわけ以下の基準に基づいて中央汚染管理委員会により作成されたガイドラインに従って、持続可能な包装を促進する：

- (i) リユースに適した包装設計；
- (ii) リサイクルに適した包装設計；
- (iii) プラスチック包装材料のリサイクルプラスチック含有量；
- (iv) 環境向けの包装設計。

(7.8) 義務付けられた事業者は、規制機関の中央汚染管理委員会、インド規格局、中央石油化学工学技術研究所により認定されたマイクロプラスチックや化学物質の残留物、又環境や健康に悪影響を与えるその他痕跡を残さない、周囲環境で 100%生分解性であるプラスチック包装を利用する場合、拡大生産者責任のターゲットは、そうした材料には適用されない。

8. 余剰の拡大生産者責任証明書の生成、前年度の拡大生産者責任のターゲットと義務に対し

る繰り越しと相殺、及び余剰の拡大生産者責任証明書の販売と購入：

(8.1) 拡大生産者責任のターゲットをカテゴリごとに達成したブランドオーナーは、余剰分を次の目的で使用できる：

- (i) 9.5 項に従い、前年の不足額を相殺する；
- (ii) 翌年に使用するため繰り越す；
- (iii) 他の生産業者、輸入業者、ブランドオーナーに販売する。

(8.2) 1つのカテゴリの剰余金は、同じカテゴリの相殺、繰越し、及び売却にのみ使用できる。リユース中の余剰分は、リユース、リサイクル、及び使用済み廃棄物の廃棄に使用できる。リサイクル中の余剰分は、リサイクルや使用済み廃棄物に使用できる。使用済み廃棄物の余剰分は、リユース又はリサイクルに使用できない。

(8.3) 生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーは、同じカテゴリの他の生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーから余剰分の拡大生産者責任証明書を購入することにより、カテゴリの下での拡大生産者責任義務を果たすこともできる。

(8.4) このような取引は、拡大生産者責任の枠組みの下で年次報告書を提出する際、オンラインポータルで生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーにより記録及び提出されるものとする。中央汚染管理委員会は、中央ポータルでそうした交換のためのメカニズムを開発する。

#### 9.環境補償の賦課：

(9.1) 環境補償は、環境の質を保護及び改善し、環境を防止、管理及び軽減する目的で、生産業者、輸入業者及びブランドオーナーによる拡大生産者責任のターゲットの不履行に関し、汚染者負担の原則に基づいて課されるものとする。

(9.2) 中央汚染管理委員会は、これらのガイドラインに定められた義務が履行されない場合、生産業者、輸入業者及びブランドオーナー、リサイクル業者、及び使用期限の加工業者に環境補償を課し、徴収を通知するためのガイドラインを定めるものとする。環境補償ガイドラインは、必要に応じ更新する。

(9.3) 環境補償は、該当する場合、拡大生産者責任のターゲット、責任、及び義務の不履行に関して、2つ以上の州で活動する生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーに対し中央汚染管理委員会によりこれらのガイドラインにある責務が課されるものとする。

(9.4) 環境補償は、該当する場合、それぞれの州の汚染管理委員会により、それぞれの管轄区域で活動している生産業者、輸入業者、及びブランドオーナー（2 つ以上の州/組合の管轄区域で活動していない生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーの場合）に課されるものとする。リサイクル業者その他廃棄物処理業者を含むプラスチック廃棄物処理業者-拡大生産者責任のターゲット、又はこれらのガイドラインに基づいて定められた責任と義務の不履行に関する廃棄物からエネルギー、廃棄物から石油、共同処理業者。州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会が合理的時間内に行動を起こさない場合、中央汚染管理委員会は州の汚染管理委員会/汚染管理委員会に指示を出すものとする。

(9.5) 環境補償の支払いは、これらのガイドラインに定められた義務の生産業者、輸入業者及びブランドオーナーを免除してはならない。特定の年の未履行の拡大生産者責任義務は、3年間次の年に繰り越される。場合によって、拡大生産者責任の義務の不足は3年以内に対処される。課せられた環境補償は、以下に示すように、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーに返還されるものとする：

- (i) EC の徴収から 1 年以内に：75%の利益；
- (ii) 2 年以内に 60%の収益；
- (iii) 3 年以内に 40%の収益；

環境補償の期限が到来する 3 年間の完了後、環境補償の全額が没収されるものとする。この取決めにより、後年、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーによるプラスチック包装廃棄物の収集とリサイクルも可能になる。

(9.6) 環境補償の下で集められた資金は、中央汚染管理委員会又は州汚染管理委員会又は汚染管理委員会により別の Escrow 口座に保管されるものとする。回収された資金は、環境補償が課せられるプラスチック包装廃棄物の回収、リサイクル、及び回収されていない、リサイクルされていない、又は使用期限後の廃棄物の廃棄に利用されるものとする。プラスチック廃棄物管理のための資金を毎年利用するための方式は、拡大生産者責任の実施委員会によって推奨され、省の所管官庁によって承認される。

10.生産業者、輸入業者、ブランドオーナーの役割：

(10.1) 生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、中央汚染管理委員会により開発されたオンライン集中ポータルを通じて登録する必要がある。登録証明書は、ポータルを使用して発行されるものとする。

(10.2) 生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、中央汚染管理委員会が開発したオンライン集中ポータルを通じて、拡大生産者責任ターゲットに関する情報を含む行動計画を、該

当する場合は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に基づく登録、又は更新の申請とともに提供するものとする。行動計画は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 の規定に従って登録の存続期間をカバーするものとする。登録の標準操作手順及び行動計画の形式は、中央汚染管理委員会によりこれらのガイドラインに従って作成されるものとする。

(10.3) 第 4 項 (iii) の対象となるブランドオーナーは、第 4 項 (i) 及び第 4 項 (ii) の対象となる生産業者及び/又は輸入業者から購入したプラスチック包装の詳細を個別に提供するものとする。ブランドオーナーに義務付けられている第 4 項 (i) 及び第 4 項 (ii) の対象となる各生産業者及び輸入業者に帰属する数量は、生産業者及び輸入業者の義務から差し引かれる。購入されたカテゴリごとの数量を含むそうした購入の記録は、ブランドオーナーにより個別に維持されるものとする。

(10.4) 第 4 項 (i) 及び第 4 項 (ii) の対象となる生産業者及び輸入業者は、第 4 項 (iii) の対象となるブランドオーナーが利用できるプラスチック包装材料の量の記録を保持する。カテゴリ別の販売数量を含むこのような販売の記録は、生産業者と輸入業者により別々に維持される。そうした記録が維持されない場合、それらは完全な拡大生産者責任の義務を果たさなければならない。オンラインプラットフォームは、生産業者、輸入業者、ブランドオーナー間の取引宣言をクロスチェックするものとする。

(10.5) 拡大生産者責任の義務を直接果たすべく、プラスチック包装廃棄物を収集する別個の廃棄物の流れを開発するため、生産業者、輸入業者及びブランドオーナーは、デポジット払戻しスキーム又は買戻しその他のモデルなどのスキームを運用できる。これにより、プラスチック包装廃棄物と固形廃棄物の混合を防ぐことができる。

(10.6) 生産業者、輸入業者及びブランドオーナーは、拡大生産者責任に基づく義務の履行に向け、収集及び処理されたプラスチック包装廃棄物について、中央汚染管理委員会又は関係する州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会に形式に従って年次報告書を提出するものとする。翌会計年度の 6 月 30 日までに中央汚染管理委員会によって規定され、包装の目的で使用されるリユース及び/又はリサイクル材に関する情報も提供される。リサイクルプラスチックを調達した登録リサイクル業者の詳細も知らせる。

11. プラスチック廃棄物処理業者の役割 (リサイクル業者又は産業用堆肥化施設を含むその他の廃棄物処理業者)

(11.1) 全てのプラスチック廃棄物処理業者は、中央汚染管理委員会により開発されたセントラルポータル of プラスチック廃棄物管理規則 2016 のルール 13 (3) に従って、関係する州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会に登録する必要がある。中央汚染管理委員会は、こ

れらガイドラインの公表から3か月以内に、登録の統一手順を定めるものとする。

(11.2) プラスチック廃棄物処理業者は、中央汚染管理委員会が開発した形式の所定の様式に従って、カテゴリごとに処理されたプラスチック廃棄物の量について、次の会計年度の4月30日までに各会計年度の終了後に年次報告書を提出するものとする。

(11.3) プラスチック廃棄物処理業者により処理され、生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーに帰属するプラスチック廃棄物の年間総量は、中央汚染管理委員会によりプラスチック廃棄物処理業者に開発されたセントラルポータル及びそのWebサイトで利用可能になる。

(11.4) いずれかの段階で、プラスチック廃棄物処理業者により提供された情報が虚偽であることが判明した場合、プラスチック廃棄物処理業者は、中央汚染管理委員会により定められた手順に従って、州汚染管理委員会によって拡大生産者責任の枠組みの下で1年間運用を禁止されるものとする。

(11.5) プラスチック廃棄物管理規則2016に基づいて登録されたプラスチック廃棄物処理業者のみが、道路建設でプラスチック廃棄物を使用する場合を除き、プラスチック廃棄物処理の証明書を提出するものとする。プラスチック廃棄物が道路建設に使用される場合、生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーは、中央汚染管理委員会により開発された形式で自己申告証明書を提出するものとする。登録されたプラスチック廃棄物処理業者のみが提供する証明書は、生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーによる拡大生産者責任の義務を履行するため考慮されるものとする。

(11.6) 証明書の形式は、中央汚染管理委員会により作成されるものとする。いかなる場合でも、企業がリサイクルするプラスチック包装廃棄物の量は、企業の設備容量を超えてはならない。証明書はカテゴリごとのプラスチック包装用であり、企業のGSTデータが含まれているものとする。

(11.7) 登録されたプラスチック廃棄物処理業者により提供されるプラスチック包装廃棄物の証明書は、合意された様式に基づいて、必要に応じ、登録された生産業者、輸入業者及びブランドオーナー又は地方自治体の名前でなければならない。中央汚染管理委員会は、中央ポータルでそのような証明書を発行するメカニズムを開発する。

(11.8) プラスチック包装廃棄物の使用期限後処分を行うプラスチック廃棄物処理業者。廃棄物からエネルギー、廃棄物から石油、セメントキルン（共同処理）は、中央汚染管理委員

会により開発された中央ポータルで、所定の様式に従って毎年情報を提供する。これらの事業者は、関連する規則、規制機関により環境に配慮した方法で組み立てられたガイドラインに従って、プラスチック包装廃棄物の処分を確実にするものとする。

## 12.中央汚染管理委員会の役割

(12.1) 中央汚染管理委員会は、オンラインポータルを通じ、2つ以上の州及びプラスチック廃棄物処理業者で活動している生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーを登録するものとする。中央汚染管理委員会は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に基づく生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーの登録のための標準的操作手順を規定するものとする。

(12.2) 中央汚染管理委員会は、CPCB により規定された手順に従って、登録申請の処理に料金を請求し、返品処理に年会費を請求する場合がある。生産業者、輸入業者、ブランドオーナーが州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会の管轄下で活動している場合、そのように決定されたガイドラインに従って中央汚染管理委員会は、関係する州の汚染管理理事会又は汚染管理委員会と申請料を共有する。

(12.3) 登録は、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーがオンラインで完全な申請書を提出してから 2 週間以内に行われるものとする。登録期間は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に従うものとする。

(12.4) 中央汚染管理委員会は、それ自体又は指定された機関を通じ、必要に応じて、検査及び定期監査を通じて生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーの適合性を検証するものとする。中央汚染管理委員会は、必要に応じ、検査と定期的な監査を通じてプラスチック廃棄物処理業者の適合性を検証することもできる。州又は連邦直轄領で活動するプラスチック廃棄物処理業者及び生産業者、輸入業者、ブランドオーナーの場合、中央汚染管理委員会は、必要に応じ、州汚染管理委員会又は汚染管理委員会に行動を起こすよう指示できる。

(12.5) 中央汚染管理委員会は、次の会計年度の 9 月 30 日までに、前会計年度に拡大生産者責任のターゲットと義務を達成できなかった生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーのリストを毎年公開するものとする。

(12.6) 中央汚染管理委員会は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に基づくプラスチックの拡大生産者責任義務の履行に関与する関連する利害関係者間の定期対話を確保するためのメカニズムを確立する。

(12.7) 中央汚染管理委員会は、収集された混合都市ごみの組成調査を実施して、半年ごと

にプラスチック廃棄物及び様々なカテゴリのプラスチック包装材料の割合を決定するものとする。

(12.8) 中央汚染管理委員会は、特に 7.6 項に関し、技術経済的実行可能性及び実現可能性のため、プラスチック包装及びプラスチック廃棄物管理に関連する技術の審査を実施するものとする。

### 13.州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会の役割：

(13.1) 関係する州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、中央汚染管理委員会が開発したオンラインポータルを通じ、生産業者、輸入業者、ブランドオーナー（1つ又は2つの州で活動）及びプラスチック廃棄物処理業者を登録するものとする。登録の準備は、拡大生産者責任ポータルで行う必要がある。州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、それ自体又は指定された機関を通じ、生産業者、輸入業者及びブランドオーナー、並びにプラスチック廃棄物処理業者の検査及び定期監査を通じ、生産業者、輸入業者及びブランドオーナーの適合性を、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に従って彼らの管轄で検証するものとする。

(13.2) 州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、拡大生産者責任の責任を毎年果たしていない事業体のリスト（例外報告）を示し、それらを Web サイトに公開するものとする。州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、及び管轄のプラスチック廃棄物処理業者から提出された年次報告書を中央汚染管理委員会に提出し、オンラインの拡大生産者責任ポータルにアップロードするものとする。

(13.3) 州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に基づく拡大生産者責任義務の履行に関与する関連する利害関係者間の定期対話を確保するためのメカニズムを確立する。

(13.4) 州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、収集された混合都市ごみの組成調査を実施し、半年ごとにプラスチック廃棄物及び様々なカテゴリのプラスチック包装材料の割合を決定するものとする。

### 14.生産業者、輸入業者、ブランドオーナーによるプラスチック包装廃棄物収集システム

(14.1) 生産業者、輸入業者、及びブランドオーナーは、拡大生産者責任の義務を果たしながら、プラスチックのカテゴリに基づいて、必要に応じプラスチック包装廃棄物の収集及び分別インフラストラクチャを開発できる。これには、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーが採用した拡大生産者責任の実施方法に基づいて、以下が含まれる場合がある：

- (a) 廃プラスチック収集ポイントと材料回収施設（MRF）を確立する；

(b) 収集ポイントからのプラスチック包装廃棄物の収集を、カバーされる面積と量に比例した頻度で確実に行う；

(c) 都市の地方団体、グラムパンチャヤト、その他公的機関、又は廃棄物管理を実施する第三者などの団体からプラスチックの収集物を提供し、その提供物を利用した全ての団体からの収集物を提供し、収集と輸送に必要な実際的手配を提供する；

(d) 収集場所から収集されたプラスチック包装廃棄物は、その後登録された施設でリサイクル業者によりリサイクルされるか、指定された方法で許可された最終用途に使用されるようにする。

(14.2) 生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、収集とその後の管理が行われる地域に限らず、人口規模、プラスチック又は包装廃棄物の予想量、エンドユーザーへのアクセス可能性と近隣性を考慮し、収集ポイントのネットワークを確保でき利益がでる。

(14.3) 廃棄物収集に関与する事業者は、処理とリサイクル、又は特定された最終用途のため廃棄物を引き渡す。

(14.4) 自主的な収集ポイントの参加-自主的な収集ポイントは、プラスチック包装廃棄物を、処理とリサイクル、又は特定された最終用途を目的として、生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、又は彼らに代わって行動する第三者機関に引き渡す。

## 15. 拡大生産者責任義務の履行

生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、オンラインポータルで年次報告書を提出する際、次の会計年度の6月30日までに、登録されたリサイクル業者からのリサイクル証明書の詳細と、使用済み廃棄のために送付された数量の詳細を提供する必要がある。生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、及び登録されたプラスチック廃棄物処理業者により提供された詳細は、オンラインポータルによりクロスチェックされる。差異がある場合、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーの拡大生産者責任義務の履行に向け、下の数字が考慮される。証明書は、場合によって、中央汚染管理委員会又は州汚染管理委員会又は汚染管理委員会による検証の対象となるものとする。

## 16. 一元化されたオンラインポータル

(16.1) 中央汚染管理委員会は、2022年3月31日までに、プラスチック包装廃棄物の生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、プラスチック廃棄物処理業者による登録及び年次報告

書提出のためのオンラインシステムを確立するものとする。

(16.2) 中央汚染管理委員会が登録、及び生産業者、輸入業者、ブランドオーナーによる返品の提出のため開発したオンラインシステムは、上市された年プラスチック包装材料を財務に反映するものとする。また、プラスチック包装廃棄物の生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、リサイクル業者、その他廃棄物処理業者の監査に関する詳細を反映するものとする。

(16.3) 州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、中央汚染管理委員会により開発された中央ポータルを使用し、生産業者、輸入業者、ブランドオーナー、及びリサイクル業者/廃棄物処理業者を登録するものとする。一元化されたポータルは、プラスチック廃棄物管理規則に基づくプラスチック包装の拡大生産者責任の実施に関連する指示とガイドラインに関し、単一のデータリポジトリとして機能する。2016年の生産業者、輸入業者、ブランドオーナーは、必要に応じ、オンライン Web ポータル又はプラットフォーム開発を促進する。

(16.4) オンライン Web ポータルが開発されるまで、プラスチック廃棄物管理規則に基づく拡大生産者責任の実施に関連する全ての活動はオフラインで行われる。

## 17.モニタリング

州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、州の生産業者、輸入業者及びブランドオーナー（プラスチック包装材料の製造業者を含む）及びプラスチック廃棄物処理業者による拡大生産者責任の履行に関し、拡大生産者責任ポータルに係る年次報告書を連合地域の中央汚染管理委員会に提出するものとする。報告書は、プラスチック廃棄物管理規則 2016 に基づいて構成される州レベルの監視委員会にも提出するものとする。州の汚染管理委員会又は汚染管理委員会は、州又は連合地域のリサイクル業者又は使用期限後の処分に関する年次報告書も翌年の 7 月 31 日までに中央汚染管理委員会に提出するものとする。

## 18.PWM 規則に基づく拡大生産者責任委員会

(18.1) 委員会は、拡大生産者責任ガイドラインの改正を含む拡大生産者責任の効果的実施のため環境森林気候変動省に措置を勧告すべく、中央汚染管理委員会の議長を務める中央汚染管理委員会により構成されるものとする。委員会は、拡大生産者責任の実施を監視し、困難を取り除くため必要な措置を講じるものとする。委員会は又、必要なフォーム又は様式の承認を含め、オンラインポータルの指導及び監督を任務とする。

(18.2) 委員会は、住宅都市問題省、零細中小企業省、飲料水衛生局、化学石油化学局などの関係省庁の代表者、インド規格局、3つの州汚染管理委員会又は汚染管理委員会、中央プ

ラスチック工学技術研究所（CIPET）、国立環境工学研究所（NEERI）、及び3つの業界団体、及び委員会で構成されるものとする。

附属書

条項2への例

プラスチック包装廃棄物の拡大製造者責任及びリサイクルの最低レベル [条項 7.2(a),(b)、条項 7.3(a),(b)及び条項 7.4(a),(b)&(c)参照]

例1

2022～23年	
カテゴリごとに上市されるプラスチック包装材料(カテゴリII軟質プラスチック包装)	100MT
拡大製造者責任のターゲット@70%	70MT
拡大製造者責任の下で収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル-閾値は示されない	拡大製造者責任の下で収集され、現にリサイクルされたプラスチック包装廃棄物の量 拡大製造者責任の下で収集され、現にエネルギー回収、共同処理、道路工事、油への廃棄物等に使用されたプラスチック包装廃棄物の量

例2

2024～25年	
カテゴリごとに上市されるプラスチック包装材料(カテゴリII軟質プラスチック包装)	100MT
拡大製造者責任のターゲット@100%	100MT
拡大製造者責任の下で収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル@30%	拡大製造者責任の下で収集されたプラスチック包装廃棄物の最低30MTがリサイクルされる必要がある。 収集された残りのプラスチック包装廃棄物(最大70MT)は、エネルギー回収、共同処理、道路工事、油への廃棄物等に使用できる。

例3

2028～29年	
カテゴリごとに上市されるプラスチック包装材料(カテゴリⅡ軟質プラスチック包装)	100MT
拡大製造者責任のターゲット@100%	100MT
拡大製造者責任の下で収集されたプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル@60%	拡大製造者責任の下で収集されたプラスチック包装廃棄物の最低60MTがリサイクルされる必要がある。 収集された残りのプラスチック包装廃棄物(最大40MT)は、エネルギー回収、共同処理、道路工事、油への廃棄物等に使用できる。

リユース [条項7.4(b)参照]

例4

2025～26年(リユースの最低責任が発効)	
カテゴリごとに上市されるプラスチック包装材料(カテゴリⅠ硬質プラスチック包装)	100MT
カテゴリⅠ硬質プラスチック包装のリユースは容量で0.9L 或いは重量で0.9kg以上、容量で4.9L 或いは重量で4.9kg未満	15MT(リユース@15%;リユースの最低責任10%)
上市されるバージンプラスチック包装(A)	85MT
拡大製造者責任の適合ターゲット(A)の@100%	85MT
拡大製造者責任の下で収集されたカテゴリⅠのプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル@60%	拡大製造者責任の下で収集されたプラスチック包装廃棄物は最低51MT 収集された最大35MTのプラスチック包装廃棄物は、エネルギー回収、共同処理、道路工事、油への廃棄物等に使用できる。

例5

2022～23年	
カテゴリごとに上市されるプラスチック包装材料(カテゴリⅠ硬質プラスチック包装)	100MT
カテゴリⅠ硬質プラスチック包装のリユースは容量で0.9L 或いは重量で0.9kg以上、容量で4.9L 或いは重量で4.9kg未満	10MT

上市されるバージンプラスチック包装(A)	90MT
拡大製造者責任の適合ターゲット(A)の @350%	31.5MT

リサイクルプラスチック材の使用 [条項 7.2(d),7.3(d)参照]

例 6

2025～26年	
カテゴリごとに上市されるプラスチック包装材料(カテゴリ II 軟質プラスチック包装)	100MT
条項 5.1 による拡大製造者責任のターゲット	100MT
包装における最低リサイクルプラスチック材@10%	包装におけるプラスチック材の 10MT はリサイクルプラスチックでなければならない。 包装におけるバージンプラスチック材は 90MT

インド食品安全基準局 (FSSAI)「リサイクルプラスチックの使用に関する食品安全基準(包装材料)改正規則施行に係る食品安全基準法 2006 セクション 16(5)による指令」2022 年 1 月 18 日

[https://www.fssai.gov.in/upload/advisories/2022/01/61e7acd01a850Direction\\_Recycle\\_d\\_Plastics\\_19\\_01\\_2022.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/advisories/2022/01/61e7acd01a850Direction_Recycle_d_Plastics_19_01_2022.pdf)

1.食品安全基準法 2022 セクション 92 の下与えられる権限行使の中、FSSAI は、2021 年 9 月 17 日告示されたプラスチック廃棄物管理(改正)ルール及び科学パネル/委員会勧告に基づき、リサイクルプラスチックを食品接触材料として認可する食品安全基準(包装)改正規則 2022 案の枠組みを作った。

2.上記改正規則案は食品局による認可プロセスにあり、公表案とその最終告示は、より時間がかかる可能性がある。一方、FBO(注:食品事業者)にリサイクルプラスチックを食品接触材料に使用を認めるため、下記のように、食品安全基準(包装)改正規則 2022 の規制を直ちに発効し施行するよう決めている—

「食品安全基準(包装)規則 2018 の規則 4 において、準規則(4)(e)はつぎの通り代替する

ものとする。

(e) 買い物バッグなどリサイクルプラスチックで製造された製品は、基準やガイドラインが食品局により枠組みを作られる通り、そしてその時、食品製品の包装、貯蔵、運搬又販売に使用できる。そうした包装材料は又、適宜その他国の基準／規則に適合しなければならない。

3.従い、食品接触用リサイクル PET 樹脂に対する食品接触用消費済 PET のリサイクルに認可されたガイドライン（附属書-1）が、又施行のため発効される。

4.これは、規制当局の認可を伴い、食品安全基準 2006 セクション 16(5)とともに読まれる 18(2)の下与えられた権限行使により発行される。

## 附属書-1

食品接触用消費済 PET のリサイクル及び食品接触用リサイクル PET 樹脂への認可基準へのガイドライン

### 1.範囲

このガイドラインは、

- ・食品包装用消費済 PET ボトルを、ボトルや包装材料をボトルや包装用に適した食品グレードのリサイクル PET に変換するリサイクルプロセス／作業、及びその試験を示す。
- ・食品グレードのリサイクル PET 樹脂材料をボトルや包装の作業に使用する受け入れ基準をカバーする。
- ・業界で拒否された PET ボトルに適用されない。
- ・非食品グレードの消費用途の樹脂生産に適用されない。

### 2.定義

#### 2.1 材料

PET—ポリエチレンテレフタレート、エチレングリコールをテレフタル酸又はジメチルテレフタレートと縮重合して作られるプラスチック樹脂をいう。

バージン PET (vPET) —出発モノマーとして、エチレングリコールを、エチレンとバラキシレンから導出されたテレフタル酸と縮重合して作成される。

消費済 PET-製品の最終ユーザーとして、それらの役割の中で家庭用品から又商業、工業及び設備により生成する材料をいう。

PET フレーク-食品用が意図された消費済 PET/消費前工業用 PET の破碎と洗浄から得られる断片の集まりをいう。

リサイクル PET (rPET) -既に食品包装に使用されたりリサイクル PET から、そうした PET ボトルとして製造される。この PET は分別、洗浄、除染及び形状が変化され、再使用できる。この rPET は消費前ソースから導出されリユースされるコンテンツを含むことができる (従って、これは工業の後のリサイクルであり、消費済 PET の下にあると考えるはならない)。

食品グレードリサイクル PET (FG-PET) -食品や飲料を直接保持するに適した純度を達成するため、検証された (従って、US/EU 或いは同等の基準の) 除染プロセスを実施した樹脂をいう。

## 2.2 リサイクルプロセス

慣用的リサイクルプロセス-PET フレークが汚染除去プロセス段階を経ず、洗浄、溶融、押出及びペレット化するメカニカルリサイクル作業をいう。慣用的リサイクルプロセスは、除染プロセス段階を持たないので、食品接触材料の製造に使用してはならない。

### FG rPET 生産が可能なプロセス例

- ・スーパークリーンリサイクルプロセス-管理された環境で表面処理、高温及び/又は高真空の組み合わせを経て、吸着した汚染物を除去する統合除染段階 (EU/US で認可されたりリサイクルプロセス相当) で強化され、払出物が直接食品接触に使用できる慣用的リサイクルプロセスをいう。
- ・溶融リサイクルプロセス-高温と高真空を組合せ除染され、PET フレークを溶融した形に組み込む能力で強化されたバージン PET (vPET) 生産作業をいう。
- ・ペーストインリサイクルプロセス-部分的グリコリス操作と、ペーストの形に組み込まれた PET フレークを、化学、蒸留、真空脱ガス等を経て吸着した汚染物除去に統合されたシステムとともに強化したバージン PET (vPET) 生産操作をいう。
- ・強化されたケミカルリサイクルプロセス-熱分解や PET フレークを、生成したエチレン

グリコールやテレフタル酸（又はジメチルテレフタレート）、或いはビス（2-ヒドロキシエチルテレフタレート）に全面的に解重合する化学反応操作をいう。

### 2.3 テスト

チャレンジテスト－異なる分子量や極性をもった過剰な代理汚染物質の混合物に暴露した、バージン PET が、全面的にリサイクルプロセスを経て加工され、残留濃度を定量分析する検証プロセスをいう。チャレンジテストは、プロセス、プロセスパラメーター、又投入物の供給を変えて繰り返す必要がある。

抽出テスト－あらゆる形態（フレークやペレット）での PET（vPET、rPET 又 FG rPET）に存在する物質に対する定量分析をいう。

移行テスト－PET 容器から飲料（或いは食品疑似物）へ移行する物質の定量分析をいう。総移行又特定移行量制限については、食品安全基準（包装）規則 2018 を参照。

### 2.4 サプライチェーンの書類とサプライチェーンの事業者

適合宣言－販売に供された生産品が、設定された及び／又は適用される規制上の食品接触基準に如何に適合しているか、事業者が発行する声明をいう。

規制上の意見－認知された規制当局（EU/US FDA）により発行され、当該のプロセスや操作が、受け入れられた公衆健康保護の規制上の閾値に基づき、PET フラークが食品グレードにリサイクルできる能力に対応するとするオピニオンレターをいう。

## 3.要件

つぎの要件は、スーパークリーンメカニカルリサイクルプロセスの操作に係わる：

### 3.1 プロセス投入物

プロセス投入物は、設定された一連の品質に基づくソースでなければならない。そうした品質は、食品グレード PET フレークの最適品質基準を含まねばならない。投入材料は、チャレンジテスト実施により特定されたプロセス検証基準に基づき管理されねばならない。

### 3.2 プロセス検証

リサイクルプロセスは、最低汚染物を食品接触到適した純度レベルまで除去する 1 つの除染段階をもたねばならない。除染能力はチャレンジテストで検証しなければならない。チャレンジテストの実験データは、認知された規制当局で検証されねばならない。効果があると認められた唯一のリサイクルプロセスは、スーパークリーンと認められるものとする。除染

レベルは、抽出テスト（US FDA チャレンジテスト－参考資料参照）により各代理線物質について  $220 \mu\text{g}/\text{kg}$ -樹脂未満、又移行テスト（EU チャレンジテスト－参考資料参照）により各代理汚染物質について  $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ -飲料或いは食品疑似物でなければならない。このことは、個々の原材料（PET 原料）で検証される必要がある。

### 3.3 プロセス払出物

プロセス払出物は、監視プログラム下にあり、常に FG rPET 品質を継続して保証されねばならない。このプログラムは、プロセス責任者による化学分析が含まれねばならない。化学分析は、FG rPET 払出し物への抽出テスト、又 FG rPET で製造された飲料ボトル或いは食品容器への移行テストのいずれかを含まねばならない。FG rPET が、バージン PET への食品安全要件に適合しなければならない。官能検査は ISO 13302 或いは同等のものにより実施されねばならない。

### 3.4 プロセス操作

リサイクルプロセスは、品質保証プログラムの適用を含め、適正製造規範の原則の下操作されねばならない。重要な品質パラメータは、除染プロセスの効果を実証するため、バッチごとに規定し公表に使用されねばならない。サプライチェーンの記録と品質保証データは、生産のトレーサビリティと安全性適合を裏付けるため保管されねばならない。

つぎの要件はリサイクルプロセスからの樹脂の払出しに関する：

### 3.5 慣用的なりサイクルプロセス

慣用的リサイクルプロセスを経て各された PET フレークは、FG rPET として受け入れられてはならない。

### 3.6 スーパークリーンリサイクルプロセスとメルトインリサイクルプロセス

このプロセス（即ち、スーパークリーンリサイクルプロセスとメルトインリサイクルプロセス）で製造された全ての食品グレード rPET については、下記の要件がある－

除染レベルは、抽出テスト（US FDA チャレンジテスト－参考資料参照）により各代理線物質について  $220 \mu\text{g}/\text{kg}$ -樹脂未満、又移行テスト（EU チャレンジテスト－参考資料参照）により各代理汚染物質について  $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ -飲料或いは食品疑似物でなければならない。

### 3.7 ペーストインリサイクルプロセス

ペーストインリサイクルプロセスを経て加工された PET フレークは、FG r-PET として受け入れられるものとする。ペーストインリサイクル食品グレードの rPET は、食品安全基準（包装）規則 2018 の下で規定されたバージン PET の要件に相当する。

### 3.8 強化されたケミカルリサイクルプロセス

強化されたケミカルリサイクルプロセスを経て加工された PET フレークは、バージン PET 相当と見られるものとする。強化されたりサイクル食品グレード r-PET の要件は、食品安全基準（包装）規則 2018 の下で規定されたバージン PET の要件に相当する。

## 4.書類

FBO は、各リサイクル操作について、それらの下流の顧客に要請に基づき関連の書類を提供し、つぎの書類を保管しなければならない：

### 4.1 サプライチェーンのコミュニケーション

スーパークリーンリサイクルプロセスの事業者は、加工業者、飲料ボトル及び／又は食品充填業者に、つぎを提供しなければならない：

- a) FG rPET 生産品の適合宣言、及び、
- b) FG rPET 生産品製造プロセスに関する規制局の意見

### 4.2 裏付け資料

スーパークリーンリサイクルプロセスの事業者は、生産品のトレーサビリティに関するサプライチェーンの記録（又食品チェーンの事業者前後それぞれ 1 段階ごとに実施されること）及び監視局へ安全適合性に関する品質保証データを提供しなければならない。

## 5.登録と認可

FG ePET の加工／製造事業者は、「様式」により必要な情報を食品局に申請し登録しなければならない（附属書）。

食品局は、提出された書類に基づき；申請認可を決定しなければならない。食品局は、FG rPET のリサイクルプロセス／製造事業に登録され認可された事業者に、適宜附属書の様式により通知しなければならない。この当局は、FG rPET のリサイクルプロセス／製造事業者からあらゆる情報を求める権限をもつことになる。

## 6.使用した参考資料

US FDA、カナダ、日本、EU FCM／リサイクル、MERCOSUR、メキシコ、KSA、インド、BIS 標準、ISO（14201:2016 と 13302:2003）

## 7.付属資料

US FDA のチャレンジテストの要件

業界ガイダンス：食品包装におけるリサイクルプラスチックの用途（化学的検討）－2021年7月

EUのチャレンジテストの要件

インド環境・森林・気候変動省「プラスチックリサイクルのターゲット」2022年12月8日

<https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1881760>

環境・森林・気候変動省は、2022年2月16日プラスチック包装の拡大生産者責任に関するガイドラインを通知した。ガイドラインでは、生産業者、輸入業者、ブランドオーナーに対して、硬質プラスチック包装のリユース、プラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル、プラスチック包装におけるリサイクルプラスチック材の最小限の使用に関する強制的ターゲットを規定している。堆肥化可能な包装を含む様々なプラスチック包装のカテゴリに亘るプラスチック廃棄物のリサイクルの最低レベルの年間ターゲットは次のとおり。

年	ターゲット（拡大生産者責任制度の%）
2024～2025	30～50
2025～2026	40～60
2026～2027	50～70
2027～2028 それ以降	60～80

堆肥化可能なプラスチックで作られたプラスチック包装のEPRのターゲットは、2023～2024年から100%である。

ブランドオーナーによる硬質プラスチック包装のリユースのターゲットは、以下の表に示される。食品接触用途での硬質プラスチック包装のリユースは、インド食品安全基準局の規制の対象となる。

	ターゲット（年間販売される製品における硬質プラスチック包装における割合）			
	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29 それ以降
場合により、容積又は重量が0.9リット	10	15	20	25

ル又は 0.9kg 超、4.9 リットル又は 0.9kg 未満の硬質プラスチック包装				
場合により、容積又は重量が 0.9 リットル又は 0.9 kg 超、4.9 リットル又は 4.9 kg 未満の硬質プラスチック包装	70	75	80	85

拡大生産者責任に関するガイドラインに基づくプラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベルの強制的ターゲットは、プラスチック包装廃棄物の循環経済を強化し、プラスチック包装廃棄物のリサイクル インフラストラクチャを開発することにある。インド政府の中小企業省及び化学及び石油化学部門のスキームでは、スキーム ガイドラインに従って、プラスチック包装廃棄物のリサイクル インフラストラクチャの開発に対し技術及び財政支援が利用可能である。

この情報は、環境・森林・気候変動担当国務大臣アシュウィニクマール チョウベイが本日、ラージャ サバーにおいて書面で回答したものである。

オーストラリア「包装規制の改革」2024年9月27日

<https://consult.dccew.gov.au/reform-of-packaging-regulation>

## 概要

我々は、オーストラリアの包装規制を改革し、包装廃棄物と汚染を最小限に抑え、包装の循環型経済を構築する最善の方法を模索している。

オーストラリアの包装規制改革システムの潜在的な選択肢について、皆様のご意見をお聞かせください。

オーストラリアの包装の生産、使用、回収に関与する又は関心のある全ての関係者のご意見を伺いたいと考えている。

提案された改革についてご意見を頂くには、次の手順に従ってください：

我々の協議文書を読む

我々のアンケートに答える

書面による提出を行う（アンケートリンク経由）。

2024年10月28日（月）午後5時（オーストラリア東部夏時間）までにフィードバックを送信されたい。

## 協議文書

包装規制改革協議文書

[https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform\\_of\\_Packaging\\_Regulation\\_Consultation\\_aper.pdf](https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform_of_Packaging_Regulation_Consultation_aper.pdf)

## 概要

オーストラリア政府は、オーストラリアの包装規制を改革し、包装廃棄物と汚染を最小限に抑え、包装の循環型経済を構築しようとしている。循環型経済では、包装廃棄物を減らし、リサイクル可能なリサイクル材を使用するように設計され、使用済みの包装は回収されて再利用されるか、包装やその他の価値ある製品にリサイクルされる。

包装規制を最も効果的に改革する方法を知るため、我々は様々な選択肢について協議し、その影響、利点、コストをより良く理解している。オーストラリアでの包装の生産、使用、回

取に関与している又は関心のある全ての関係者から意見を伺いたいと思っている。

オーストラリアの現在の国家環境保護（使用済み包装材料）措置 2011（NEPM）に基づく包装に関する国家共同規制枠組みは、包装が環境に与える影響を効果的に管理しておらず、業界に効果的なシステムを提供していないことが分かっている。現在、オーストラリアで包装材料や包装製品を製造又は販売する年間売上高が 500 万ドル以上の企業は、主に次の 2 つの方法で義務を果たすことができる：

- オーストラリア包装協定（協定）の署名者となり、オーストラリア包装協定組織（APCO）の会員になる
- NEPM に基づいて州又は準州の政府機関に報告する

2021 年の独立したレビューでは、協定は自主的な管理イニシアティブとして効果的に機能しているものの、規制の取決めの実施と施行には重大な失敗があったことが判明した。更に APCO は、より多くの包装材料を持続可能な方法で設計、回収、再利用するという現在の業界主導の国家包装目標は、現在のシステムでは達成されないことを確認した。

2021～22 年には、上市された包装材料の半分強が回収（リサイクル、堆肥化、又はエネルギー利用）され、残りは埋立地に送られた。包装の消費量は増加しており、オーストラリアの包装規制を改革しなければ、埋立地に送られ環境に漏洩される包装の量も増加すると予想される。プラスチック包装は特に問題があり、回収率が最も低く（20%）、2022～23 年クリーンアップオーストラリアが収集した廃棄物の大部分を占めている。プラスチックは廃棄物の 80%以上を占め、その多くはプラスチック包装だった。

APCO は包装の 86%がリサイクル性は高いと考えているが、これは包装の種類によって大きく異なる。例えば、プラスチック包装の 42%だけがリサイクル性が高い。更に、全ての包装の平均リサイクル率は 49%に過ぎない。これがプラスチック包装では 8%に低下することになる。設計上の決定はリサイクル及び廃棄物管理部門と環境に影響を与え、使用済み包装とそれが生成する廃棄物の管理コストは、多くの場合、納税者、地方自治体、廃棄物及びリサイクル業界及びボランティアの負担となる。

使用済み包装のリサイクルは、リサイクル能力のギャップとリサイクル材の最終市場の不足によっても妨げられている。最終市場の不足は、リサイクルインフラへの投資に対する主な障壁であり、バージンプラスチックはリサイクルプラスチックよりも安価である。使用済み包装のリサイクル方法に関する混乱もリサイクル率の低下に繋がる。しかし、使用済み包装の処分方法とリサイクル方法を消費者に知らせるためのリサイクルラベルの義務的要件はない。

オーストラリアの企業や政府は近年、廃棄物に対する責任を負い、持続可能性において多大な投資を行い、世界をリードする革新を見せてきたが、現在実施されている包装に関する既存の規制では、包装の環境影響を低減するため必要な規模の変化を齎すことができない。

オーストラリアを包装の循環型経済に移行させることで、包装の持続可能な生産と消費が改善され、寿命管理が改善され、包装の環境影響が削減される。貴重な資源は経済に留まり、埋立地には送られず、バージン資源の必要性が低減する。

この改革は、オーストラリアにおける包装の循環型経済への移行と維持を支援することを目指している。循環型経済では、包装は廃棄物を削減し、リサイクルできるように設計され、大規模に収集及びリサイクルされ、可能な限り長く経済の中で最高の価値と最適な使用方法で循環される。改革の目的と原則の詳細については、セクション 4 を参照されたい。

我々は、包装規制の改革に関する 3 つの潜在的な選択肢について意見を求めている（セクション 5 でさらに詳しく説明する）。これらは次の通り：

- オプション 1 – 共同規制協定の管理強化
- オプション 2 – 包装に関する国家的義務要件
- オプション 3 – 包装に関する拡大生産者責任制度

オプション 1 は、より強力なコンプライアンスと執行、及び教育プログラムを通じて既存の協定を改善し、包装に対する責任を負わない企業を最小限に抑える。オプション 2 と 3 は、全ての規制対象事業体に対し単一の要件セットを達成するため国家法制を導入する。オプション 2 は規制対象事業体に対する義務要件に依存するが、オプション 3 は変化を促すため金銭的インセンティブを備えた拡大生産者責任制度を開発する。この制度では、上市される包装に対し変動料金を課すことになり、包装の循環型経済への移行に向けたシステム全体の改善を支援するため、更なる資金提供を検討する政府の財政能力が高まる。

協議文書セクション 5.8 では、オプション全体で規制対象事業体に適用できる包装義務について概説している。これには次の義務が含まれる：

- 包装設計の改善 – 包装をより安全にし、廃棄物を減らし、リサイクル性を向上させる。
- リサイクルラベルの改善 – 消費者がリサイクルできるものとできないものを理解し、企業が包装の選択に責任を持つようにする。
- リサイクル材の閾値 – リサイクル材の採用拡大を支援し、リサイクル材の市場を創出する。

セクション 6 では、改革の原則をどのように満たしているか、及び各主要利害関係者グループに予想されるコストとメリットを検討し、オプションの予備評価を示す。セクション 7 では、特にフィードバックを求めている質問の概要を示す。オーストラリアの包装規制の改革によって廃棄物と汚染を最小限に抑え、包装の循環型経済を構築できる方法をより深く理解するため、皆のフィードバックを求める。

包装規制の改革に関する協議

[https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform\\_of\\_Packaging\\_Regulation\\_Consultation\\_Paper.docx](https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform_of_Packaging_Regulation_Consultation_Paper.docx)

NZ「リサイクルが困難なプラスチックと使い捨てプラスチックの段階的廃止」2024年5月16日更新

<https://environment.govt.nz/what-government-is-doing/areas-of-work/waste/plastic-phase-out/>

政府は、リサイクルが難しい特定のプラスチックと6つの使い捨て製品を3回に分けて段階的に廃止する。

注：2024年5月現在、使い捨ての及びリサイクルが難しいプラスチックの段階的廃止の3回目の段階は、内閣の決定を待って保留されている。規制が進んだ場合、恐らく2026年半ばより早くは発効しないだろう（2021年の内閣決定で当初示唆された2025年半ばではなく）。

段階的廃止の詳細については、以下を参照されたい：

- ・2022年10月1日から禁止されるプラスチック製品に関するガイダンス
- ・2023年7月から禁止されるプラスチック製品に関するガイダンス
- ・将来のプラスチック段階的廃止

これらのプラスチックを段階的に廃止する理由

プラスチックは、私たちにとって最大の環境問題の1つである。プラスチックは、埋立地、モアナ、ウェヌアで廃棄物として定期的に廃棄される。リサイクルが難しい包装や製品は、リサイクルシステムに支障をきたす可能性があり、しばしば廃棄される前に一度しか使用されない。

リサイクルが難しい使い捨てプラスチックからの移行は、プラスチック廃棄物の削減、リサイクルシステムの改善、環境保護に役立つ。この移行は、ニュージーランドを低排出、低廃棄物経済へと移行させるより広範な目標の一部でもある。

段階的廃止の決定は公聴会の後に行われる

政府は、2020年に段階的廃止の提案について公に協議した。これは、首相の首席科学顧問が2019年に発表したレポート「ニュージーランドにおけるプラスチックの再考」に対する幅広い対応の一環であった。

協議中に8,000件近くの意見が寄せられた。その殆どは提案を支持するものだった。一般

市民、影響を受ける企業、環境団体、地域団体、地方自治体から高いレベルの反響があった。

受け取った提案の概要を読む

受け取った個々の提案を読む

我々が相談した提案の概要を読む

ニュージーランドにおけるプラスチックの再考を読む

段階的廃止のタイミングについて

交換が容易なアイテムは、交換が困難なアイテムよりも早く段階的に廃止される。このアプローチは、迅速な対応を求める一般からのフィードバックと企業に十分な準備時間を与えることのバランスを取っている。

段階的廃止の早い段階で情報を提供することで、企業と一般の人々が適応する時間を確保できる(例：古い在庫を使い切る、製品ラインを変更し、適切な代替品を見つける)。

段階的廃止されるアイテムの代替品

段階的廃止されるアイテムとプラスチックの種類の一部には、実用的な代替品が直ちに利用できる。多くの企業と個人が既に変更を行っている。代替品には、再利用可能なアイテム(例：金属製のスプーンや再利用可能な容器)、プラスチック以外の代替品、又は PVC やポリスチレンの容器の代わりにリサイクルしやすいプラスチック(タイプ 1、2、5 など)が含まれる。

2023年7月から禁止又は段階的に廃止される使い捨てプラスチック製品に関するガイダンスを参照されたい。

堆肥化可能及びバイオベースのプラスチック代替品

バイオベース及び堆肥化可能なプラスチックは、従来のプラスチックの代替品として登場した。堆肥化可能な代替品は、しばしば分解するため商業用堆肥化施設での処理が必要になる。これらはニュージーランドのどこでも入手できるわけではない。一般に、バイオベースのプラスチックは従来のプラスチックと同様の挙動を示し、元の原材料と同じようには分解されない。これらのプラスチックがごみになった場合、従来の化石燃料プラスチック製品と同様、野生生物に害を及ぼす可能性がある。

ドリンク スターラー、プラスチック製の茎の綿棒、プラスチック製の野菜用袋、プラスチック製の皿、ボウル、カトラリー、プラスチック製のストローの段階的廃止は、堆肥化可能及びバイオベースのプラスチックを含む全ての種類のプラスチックに適用される。

段階的に廃止されるリサイクルが難しいプラスチックの代替品を探している企業には、まず再利用可能又はリサイクル可能な代替品を検討することを推奨する。

堆肥化可能な製品に関する省庁の見解を読む

プラスチックの種類の見分け方

下の図は、ニュージーランドにおけるプラスチックの種類とリサイクル可能性を示している。プラスチックの種類は通常、矢印の付いた三角形の中にある小さな数字で識別できる。

# Plastic resin identification code

## Quick reference guide

		COMMON PRODUCTS OF EACH CATEGORY		
EASIER TO RECYCLE	 1 PET	<b>Polyethylene Terephthalate</b>	water bottles fizzy drink bottles	
	 2 HDPE	<b>High-density Polyethylene</b>	milk bottles shampoo bottles laundry detergent containers	
DIFFICULT TO RECYCLE	 3 PVC	<b>Polyvinyl Chloride</b>	vinyl tubing/pipe biscuit trays commercial cling wrap	
POSSIBLE TO RECYCLE	 4 LDPE	<b>Low-density Polyethylene</b>	soft plastic products bread bags squeeze bottles plastic film	
EASIER TO RECYCLE	 5 PP	<b>Polypropylene</b>	most temperature resistant containers takeaway containers ice-cream tubs	
DIFFICULT TO RECYCLE	 6 PS	<b>Polystyrene</b>	yoghurt pots (six-packs) solo cups and CD cases expanded polystyrene cups (eg. styrofoam)	
	 7 OTHER	<b>All other plastics</b>	toys compostible packaging (eg. Polyactic Acid) sippy cups CDs/DVDs and lenses	

Easier to recycle (commonly collected by council recycling schemes) | Possible to recycle (sometimes recycled) | Difficult to recycle (not often recycled)